# 投資運用業等　登録手続ガイドブック

令和7年7月

Ver. 4.0

金融庁

＊　本書に関し、ご不明の点やご意見等ございましたら、ご遠慮なく以下までご連絡ください。

拠点開設サポートオフィス

メール　　：　marketentry@fsa.go.jp

電話番号　：　03-6667-0551

目次


１　はじめに ..... 5

（１）　本ガイドブックの目的 ..... 5

（２）　本ガイドブックの構成・主な使い方 ..... 5

２　金融商品取引業に関する主要な事業スキームと登録の要否・種別 ..... 6

（１）　登録の要否及び種別の判断に関するフローチャート ..... 6

①　投資助言に関する業務を行う場合 ..... 7

②　投資運用に関する業務を行う場合 ..... 8

③　投資運用会社・投資助言会社とその顧客との間の仲介（投資一任契約・投資顧問契約の締結の代理・媒介）に関する業務を行う場合 ..... 15

④　他の投資運用会社等が組成・運用するファンドの勧誘・販売に関する業務を行う場合 ..... 16

⑤　外国の投資運用会社等が情報収集のための駐在員事務所を国内に設置する場合 ..... 17

（２）　主要な事業スキーム例 ..... 18

①　投資助言に関する業務を行う場合 ..... 19

②　資産の運用に関する業務（自己の組成したファンドの投資勧誘を含む）を行う場合 ..... 20

③　投資運用会社・投資助言会社とその顧客との間の仲介（投資一任契約・投資顧問契約の締結の代理・媒介）に関する業務を行う場合 ..... 38

④　他の投資運用会社等が組成・運用するファンドの勧誘・販売に関する業務を行う場合 ..... 40

⑤ 外国の投資運用会社等が情報収集のための施設を国内に設置する場合 ..... 43

～適格投資家向け投資運用業とは～ ..... 44

～投資運用関係業務受託業とは～ ..... 45

～非上場有価証券特例仲介等業務とは～ ..... 46

災害等により海外における業務継続が困難になった 金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度 ..... 47

３　登録手続及び登録要件 ..... 48

（１）　登録手続及び登録申請書類等の概要 ..... 48

① 登録手続の流れ ..... 48

②　拠点開設サポートオフィス／財務局・財務事務所へのコンタクト等 ..... 50

③　事前相談 ..... 52

④　登録申請（登録申請書類の提出） ..... 53

⑤　自主規制機関への加入 ..... 57

（２）　各金融商品取引業の登録要件 ..... 58

①　金融商品取引法及び監督指針に定められる登録要件の概要 ..... 58

②　人的構成要件 ..... 65

４　海外投資家等特例業務・移行期間特例業務 ..... 69

（１）　海外投資家等特例業務 ..... 69

（２）　移行期間特例業務 ..... 70

① 外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合 ..... 70
② 外国投資運用業者の子会社が移行期間特例業務を行う場合 ..... 71
③ 移行期間特例業務の対象となる外国（国又は地域） ..... 71
（3） 届出手続及び届出要件 ..... 74
① 届出手続の流れ ..... 74
② 届出書の作成 ..... 74
③ 届出要件の概要 ..... 78
金融商品取引法に関する補足 ..... 80
（1） 金融商品取引業の業務区分 ..... 80
（2） 金融商品取引業の主な適用除外 ..... 83
（3） 投資家の区分 ..... 88
財務局/財務事務所の連絡窓口 ..... 90
参考リンク集 ..... 92
【改訂履歴】 ..... 94

**法令・監督指針等（凡例）**

① 法令

- 金融商品取引法（以下「**金商法**」又は「**法**」）
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323AC0000000025
- 金融商品取引法施行令（以下「**令**」）
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340CO0000000321#69
- 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「**定義府令**」）
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=405M50000040014
- 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「**金商業等府令**」）
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=419M60000002052
- 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「**投信法**」）
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326AC1000000198
- 外国為替及び外国貿易法（以下「**外為法**」）
  https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000228

② 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「**監督指針**」）
https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/index.html

③ 投資運用関係業務受託業者向けの監督指針
https://www.fsa.go.jp//common/law/guide/im-rs/index.html

④ FAQ on Financial Instruments and Exchange Act （金融庁）（英語のみ）（以下「**FAQ**」）
https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/index.html

（注） **上記各リンクを含め、本ガイドブック記載のリンク先ウェブページに含まれる情報は、全ての法令改正の内容が反映されていない等、最新の情報ではない可能性があります。**

# 1 はじめに

## （1） 本ガイドブックの目的

高度な専門性をもって資産運用機能を担うアセットマネージャー等の存在は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、その国内金融市場への参入に当たっての負担を軽減し、金融商品取引業者の新規参入の円滑化を図ることは、かかる目的を達成するために不可欠と考えられます。このような観点から、「成長戦略フォローアップ」（令和元年６月閣議決定）においても、「金融業の登録申請を支援するためのガイドブックの作成」が施策の一つとして掲げられています。

以上のような観点から、投資運用業をはじめとした金融商品取引業の登録手続に関する情報提供を行うことを目的として、本ガイドブックを公表することとしました。

## （2） 本ガイドブックの構成・主な使い方

本ガイドブックは、主に、2「金融商品取引業に関する主要な事業スキームと登録の要否・種別」（６頁以降）、及び、3「登録手続及び登録要件」（48 頁以降）の二つの項目を中心に構成されており、2では、資産運用業に関連する主な事業スキーム毎に必要となる登録種別等の解説を、また、3では、登録手続の概要及び登録要件について解説しています。

まずは、2において、金融商品取引業者としての登録の要否及び種別についてご確認いただき、その上で、3において、必要な登録種別に対応する審査手続及び登録要件をご確認ください。

また、4「海外投資家等特例業務・移行期間特例業務」（69 頁以降）において、令和 3 年 11 月に新たに設けられた簡素な手続（届出）による参入制度に関して解説しています。

なお、金商法に関する補足説明（金融商品取引業の業務区分、主な適用除外、投資家の区分）、その他参考情報を本ガイドブック末尾（80 頁以降）に記載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

## 2 金融商品取引業に関する主要な事業スキームと登録の要否・種別

金融商品取引業には「第一種金融商品取引業」、「第二種金融商品取引業」、「投資運用業」、及び「投資助言・代理業」の4種別が存在します。

まず、顧客資産やファンドの運用を行う場合は投資運用業の登録が必要となりますが、最終的な投資判断及び投資権限までは受任せずに、「有価証券の価値等」や「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断」に関する助言に留まる場合であれば、投資運用業に比して規制が軽減されている投資助言・代理業の登録で行うことも可能です。さらに、自己の運用するファンドの持分を含め、有価証券の勧誘・販売を行うためには、第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業の登録が必要となります。また、投資運用会社や投資助言会社とその顧客との間の仲介(投資一任契約・投資顧問契約の締結の代理・媒介)を行う場合は、投資助言・代理業の登録が必要となります(詳細については、(参考1)(1)をご参照ください)。

以下では、①投資助言に関する業務を行う場合、②投資運用に関する業務を行う場合(自己の組成したファンドの投資勧誘を含みます)、③投資運用会社・投資助言会社とその顧客との間の仲介(投資一任契約・投資顧問契約の締結の代理・媒介)に関する業務を行う場合、④他の投資運用会社等の組成するファンドの勧誘・販売に関する業務を行う場合、⑤外国の投資運用会社等が情報収集のための施設を国内に設置する場合の各ケースを前提に、金融商品取引業の登録の要否・種別について、その判断のフローチャート(下記(1))及び主な事業スキーム例に関する解説(下記(2))を記載しています。

なお、下記フローチャート及び事業スキーム例は、あくまで、代表的なケースに限定して、登録の要否・種別の簡易な確認を目的としたものであり、法令上のすべての事例や選択肢、要件等を網羅したものではないことにつきご留意ください。

### (1) 登録の要否及び種別の判断に関するフローチャート

次頁からのフローチャートの全体像は以下のとおりですので、実施予定の業務に対応する箇所をご参照ください。
なお、以下フローチャートには移行期間特例業務(70 頁参照)に関するフローは含まれません。


① 投資助言に関する業務を行う場合 (⇒7頁)
② 投資運用に関する業務を行う場合
(a) 顧客資産の運用業務(投資一任業)の受託 (⇒8頁)
(b) ファンドの組成・運用業務(自己の組成したファンドの投資勧誘を含む)
(ⅰ) ファンドの組成・運用
○ 外国の拠点において、外国籍ファンド*の設定・運用を行う場合 (⇒9頁)
○ 国内の拠点において、外国籍ファンド*の設定・運用を行う場合 (⇒10 頁)
○ 国内の拠点において、国内籍ファンド*の設定・運用を行う場合 (⇒11 頁)
* 「外国籍ファンド」とは外国の法令に基づき組成されるファンドを、また、「国内籍ファンド」とは国内の法令に基づき組成されるファンドを意味するものとします。
(ⅱ) 組成したファンドの投資勧誘
○ 信託型ファンドの場合 (⇒12 頁)
○ 会社型ファンドの場合 (⇒13 頁)
○ 組合型ファンドの場合 (⇒14 頁)
③ 投資運用会社・投資助言会社とその顧客との間の仲介(投資一任契約・投資顧問契約の締結の代理・媒介)に関する業務を行う場合 (⇒15 頁)
④ 他の投資運用会社等が組成・運用するファンドの勧誘・販売に関する業務を行う場合 (⇒16 頁)
⑤ 外国の投資運用会社等が情報収集のための施設を国内に設置する場合 (⇒17 頁)

## ① 投資助言に関する業務を行う場合

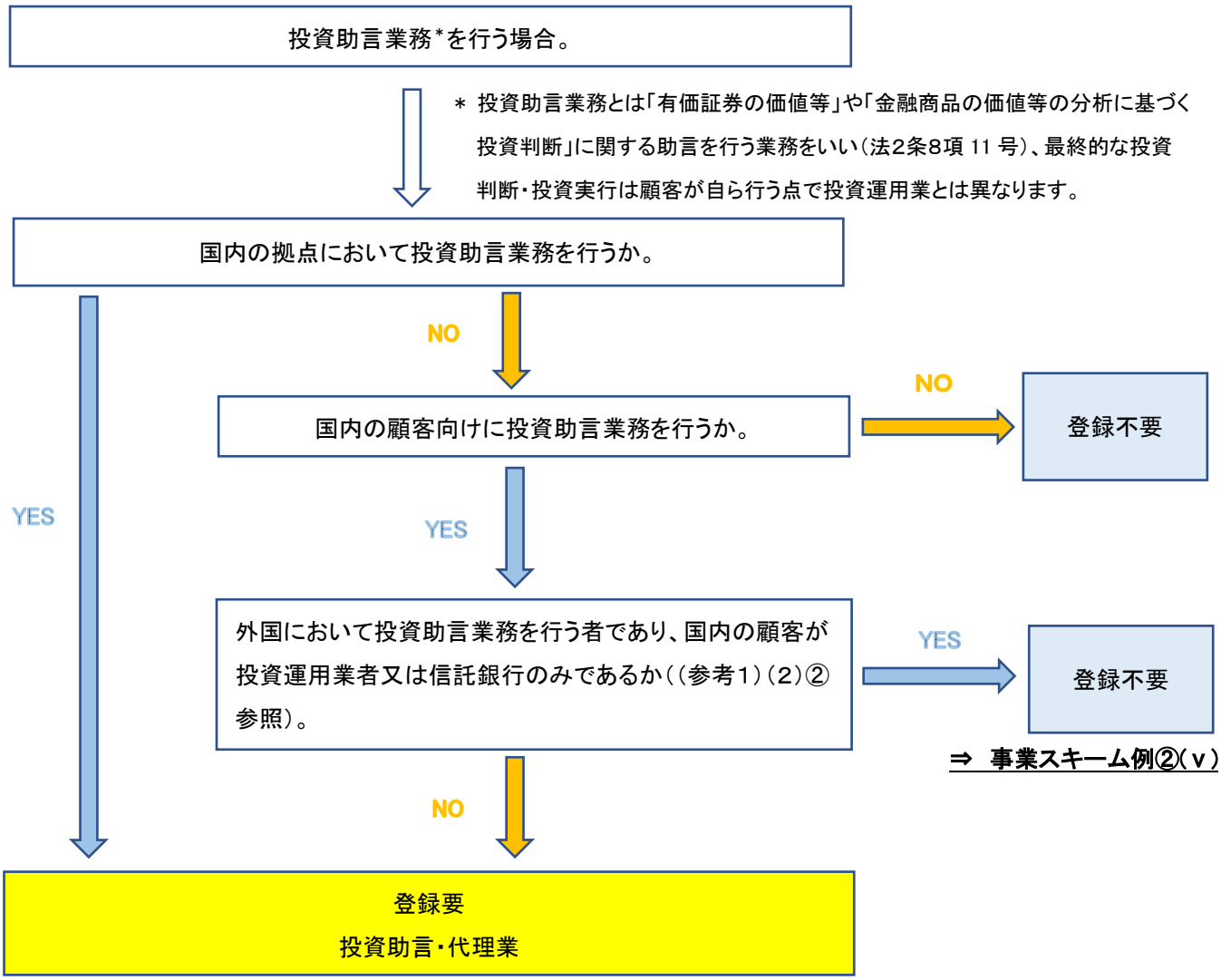

## ② 投資運用に関する業務を行う場合

### （a）顧客資産の運用業務の受託

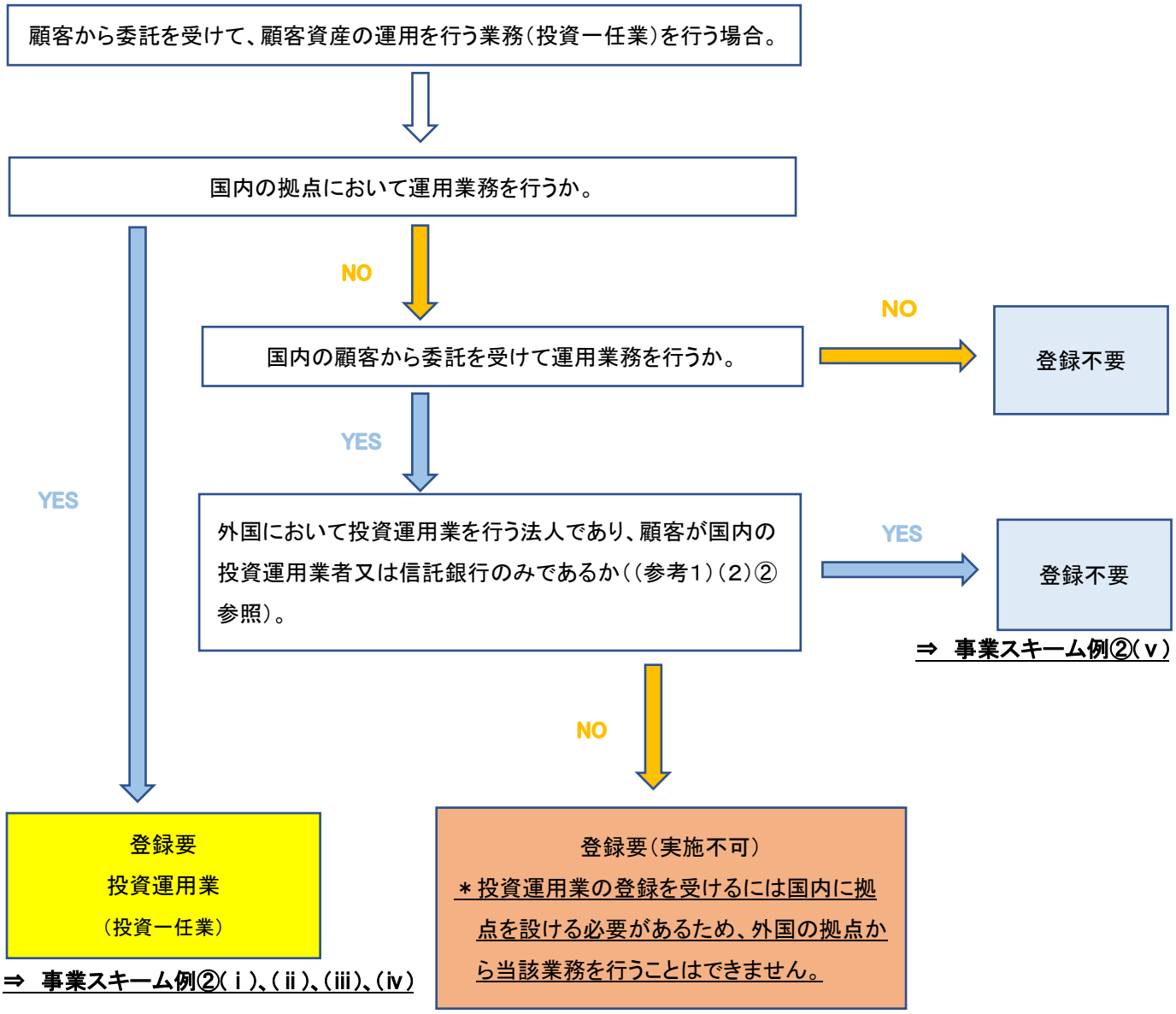

## (b) ファンドの組成・運用業務

### (ｉ) ファンドの組成・運用を行う場合

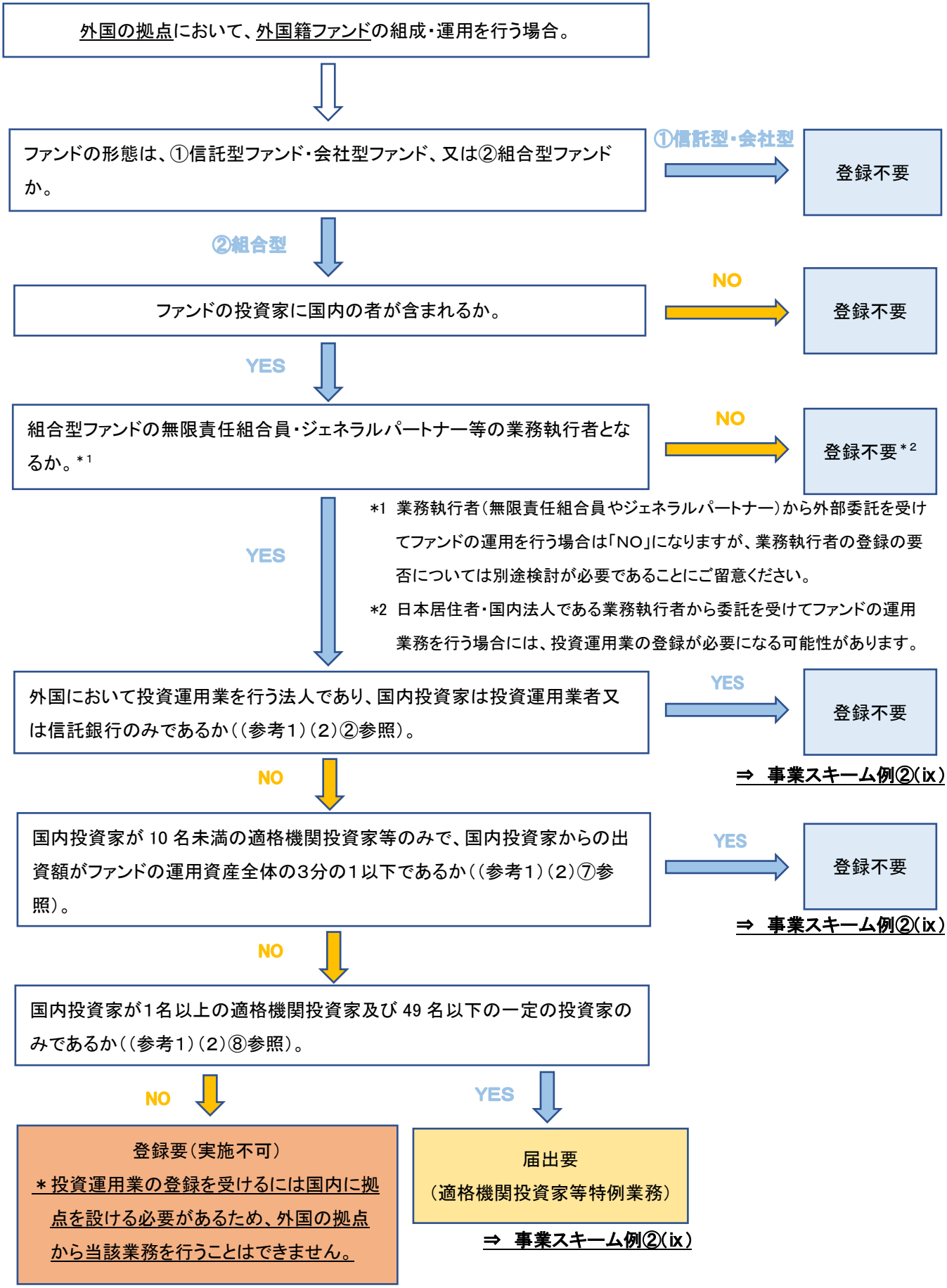

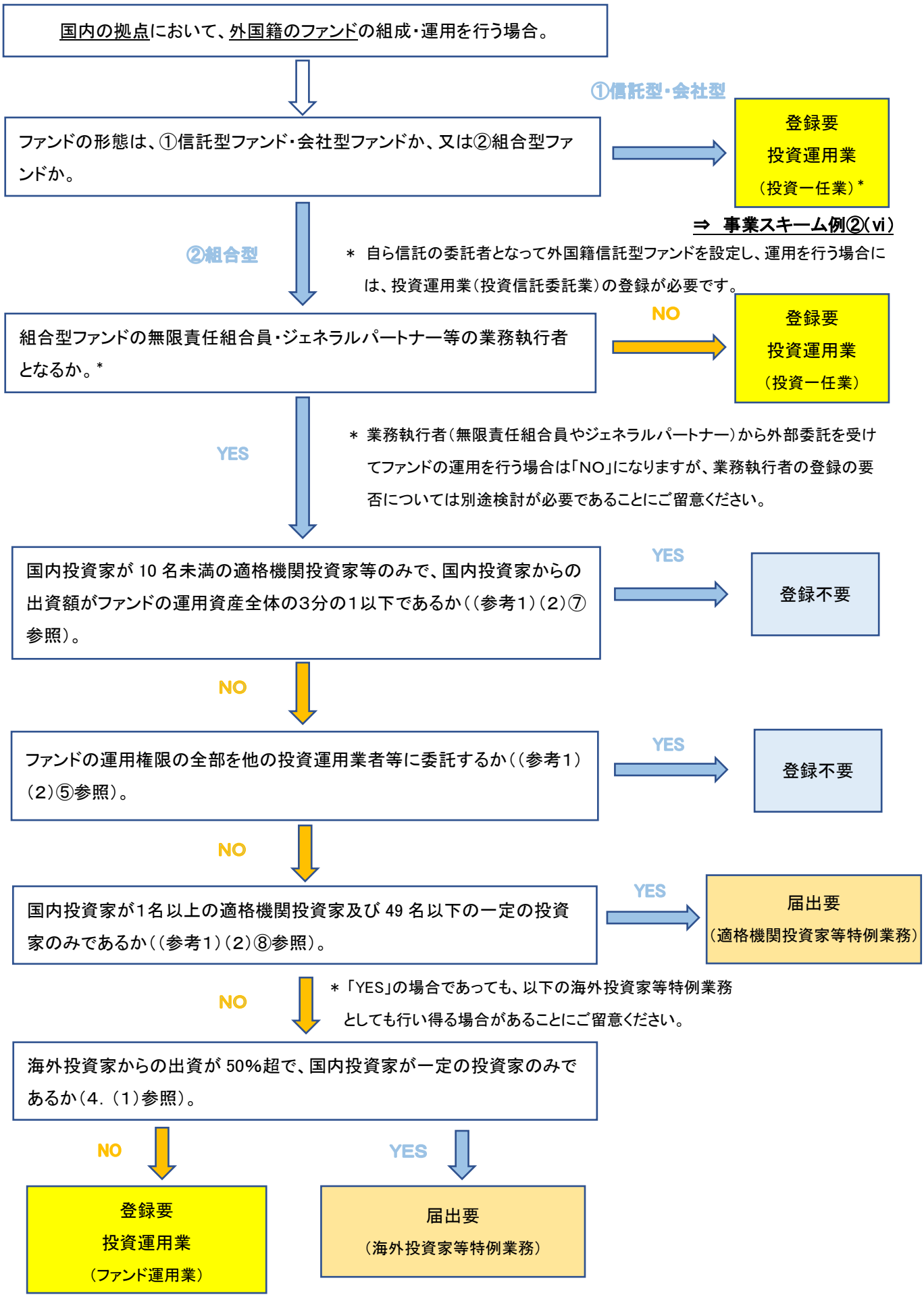
国内の拠点において、外国籍のファンドの組成・運用を行う場合。
ファンドの形態は、①信託型ファンド・会社型ファンドか、又は②組合型ファンドか。
①信託型・会社型
登録要
投資運用業
（投資一任業）*
⇒ 事業スキーム例②(vi)
②組合型
* 自ら信託の委託者となって外国籍信託型ファンドを設定し、運用を行う場合には、投資運用業（投資信託委託業）の登録が必要です。
組合型ファンドの無限責任組合員・ジェネラルパートナー等の業務執行者となるか。*
NO
登録要
投資運用業
（投資一任業）
YES
* 業務執行者（無限責任組合員やジェネラルパートナー）から外部委託を受けてファンドの運用を行う場合は「NO」になりますが、業務執行者の登録の要否については別途検討が必要であることにご留意ください。
国内投資家が 10 名未満の適格機関投資家等のみで、国内投資家からの出資額がファンドの運用資産全体の3分の1以下であるか（（参考1）（2）⑦参照）。
YES
登録不要
NO
ファンドの運用権限の全部を他の投資運用業者等に委託するか（（参考1）（2）⑤参照）。
YES
登録不要
NO
国内投資家が1名以上の適格機関投資家及び 49 名以下の一定の投資家のみであるか（（参考1）（2）⑧参照）。
YES
届出要
（適格機関投資家等特例業務）
NO
* 「YES」の場合であっても、以下の海外投資家等特例業務としても行い得る場合があることにご留意ください。
海外投資家からの出資が 50%超で、国内投資家が一定の投資家のみであるか（4.（1）参照）。
NO
YES
登録要
投資運用業
（ファンド運用業）
届出要
（海外投資家等特例業務）

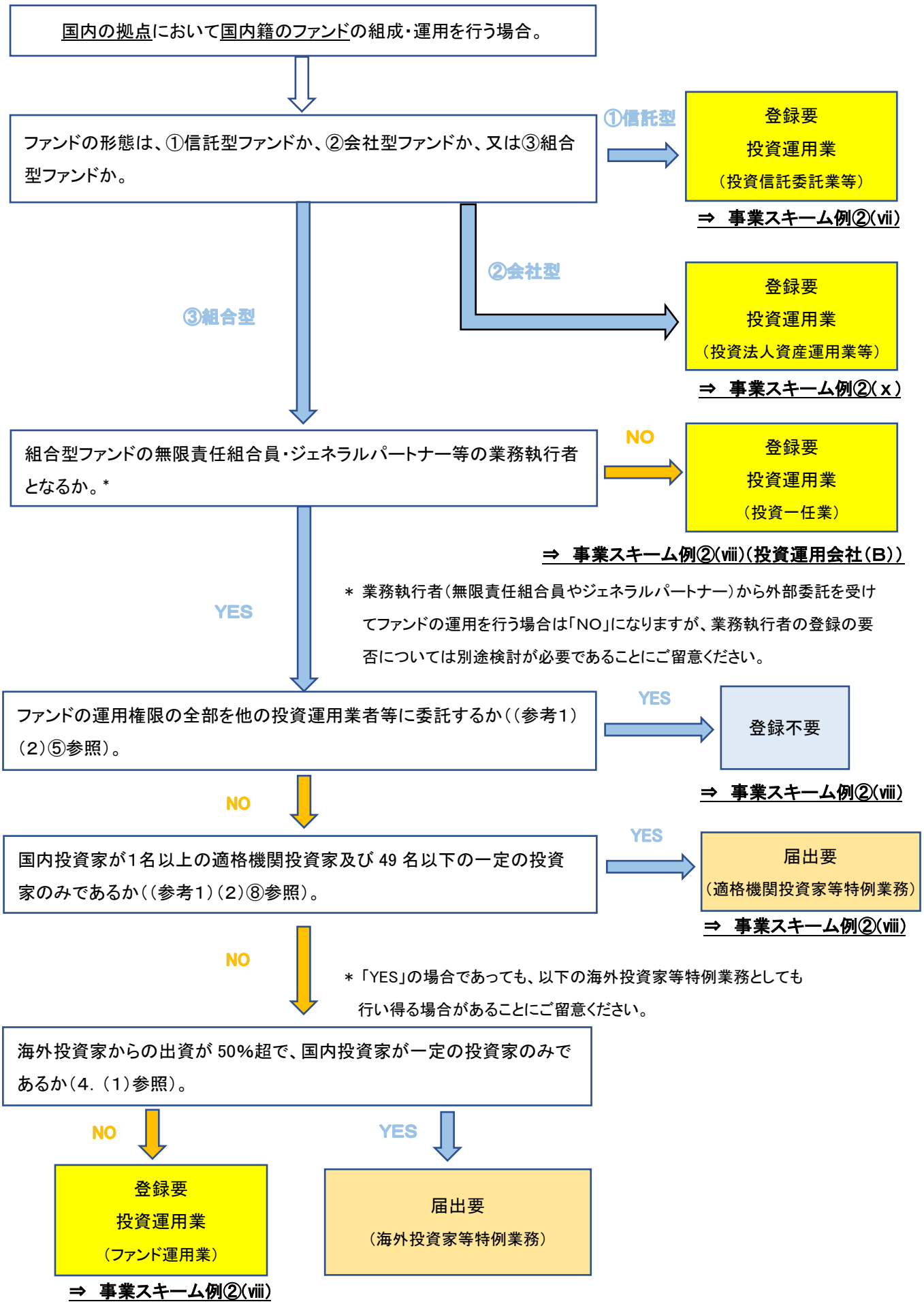
国内の拠点において国内籍のファンドの組成・運用を行う場合。
ファンドの形態は、①信託型ファンドか、②会社型ファンドか、又は③組合型ファンドか。
①信託型
登録要
投資運用業
（投資信託委託業等）
⇒ 事業スキーム例②(vii)
②会社型
登録要
投資運用業
（投資法人資産運用業等）
⇒ 事業スキーム例②(x)
③組合型
組合型ファンドの無限責任組合員・ジェネラルパートナー等の業務執行者となるか。*
NO
登録要
投資運用業
（投資一任業）
⇒ 事業スキーム例②(viii)(投資運用会社(B))
YES
＊ 業務執行者（無限責任組合員やジェネラルパートナー）から外部委託を受けてファンドの運用を行う場合は「NO」になりますが、業務執行者の登録の要否については別途検討が必要であることにご留意ください。
ファンドの運用権限の全部を他の投資運用業者等に委託するか（（参考1）(2)⑤参照）。
YES
登録不要
⇒ 事業スキーム例②(viii)
NO
国内投資家が1名以上の適格機関投資家及び 49 名以下の一定の投資家のみであるか（（参考1）(2)⑧参照）。
YES
届出要
（適格機関投資家等特例業務）
⇒ 事業スキーム例②(viii)
NO
＊「YES」の場合であっても、以下の海外投資家等特例業務としても行い得る場合があることにご留意ください。
海外投資家からの出資が 50%超で、国内投資家が一定の投資家のみであるか（4.（1）参照）。
NO
登録要
投資運用業
（ファンド運用業）
⇒ 事業スキーム例②(viii)
YES
届出要
（海外投資家等特例業務）

### （ⅱ） 組成したファンドの投資勧誘を行う場合

#### ○ 信託型ファンド

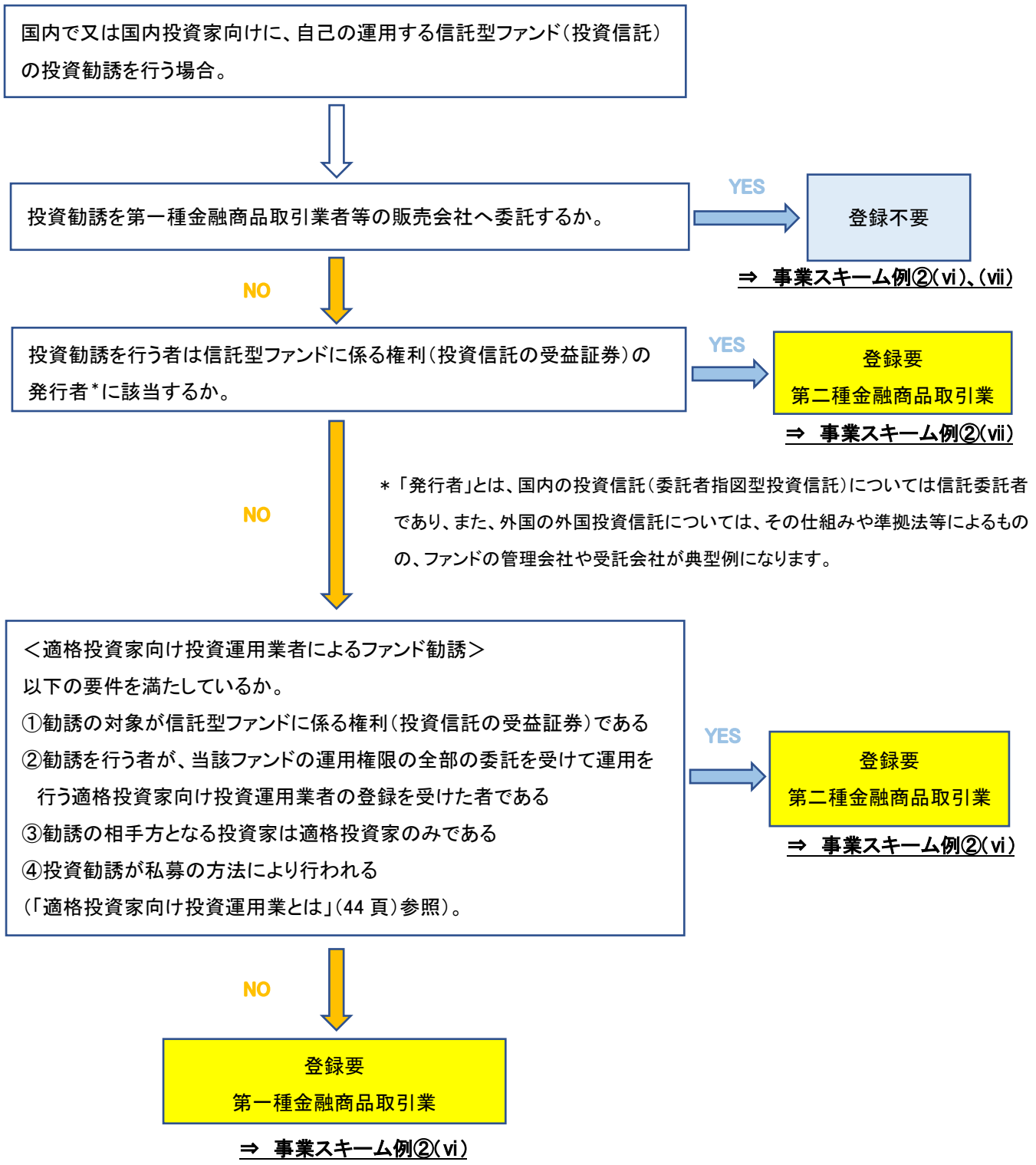

## ○ 会社型ファンド

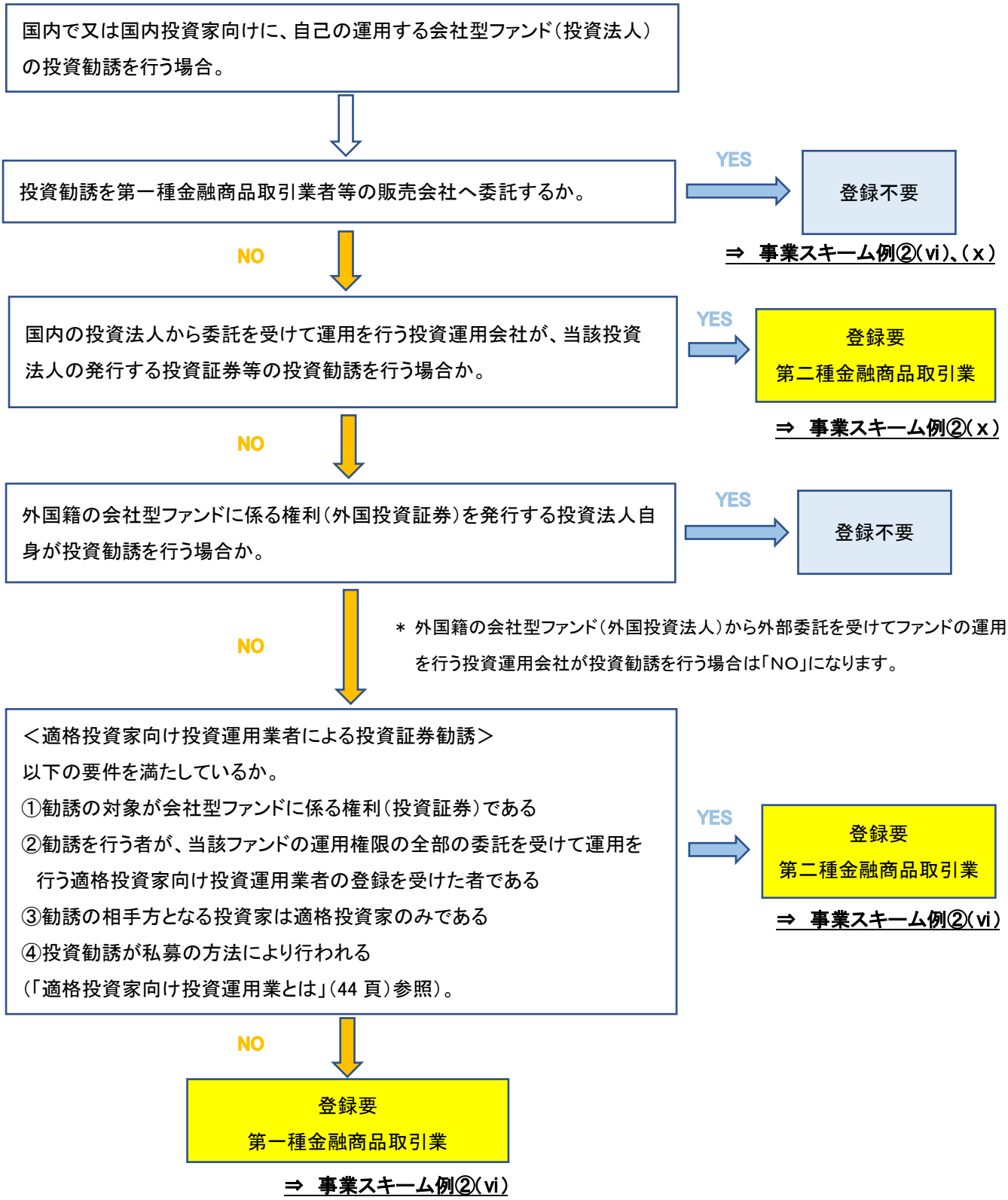
国内で又は国内投資家向けに、自己の運用する会社型ファンド（投資法人）の投資勧誘を行う場合。
投資勧誘を第一種金融商品取引業者等の販売会社へ委託するか。
YES
登録不要
⇒ 事業スキーム例②（vi）、（x）
NO
国内の投資法人から委託を受けて運用を行う投資運用会社が、当該投資法人の発行する投資証券等の投資勧誘を行う場合か。
YES
登録要
第二種金融商品取引業
⇒ 事業スキーム例②（x）
NO
外国籍の会社型ファンドに係る権利（外国投資証券）を発行する投資法人自身が投資勧誘を行う場合か。
YES
登録不要
NO
＊ 外国籍の会社型ファンド（外国投資法人）から外部委託を受けてファンドの運用を行う投資運用会社が投資勧誘を行う場合は「NO」になります。
＜適格投資家向け投資運用業者による投資証券勧誘＞
以下の要件を満たしているか。
①勧誘の対象が会社型ファンドに係る権利（投資証券）である
②勧誘を行う者が、当該ファンドの運用権限の全部の委託を受けて運用を行う適格投資家向け投資運用業者の登録を受けた者である
③勧誘の相手方となる投資家は適格投資家のみである
④投資勧誘が私募の方法により行われる
（「適格投資家向け投資運用業とは」（44 頁）参照）。
YES
登録要
第二種金融商品取引業
⇒ 事業スキーム例②（vi）
NO
登録要
第一種金融商品取引業
⇒ 事業スキーム例②（vi）

## ○ 組合型ファンド

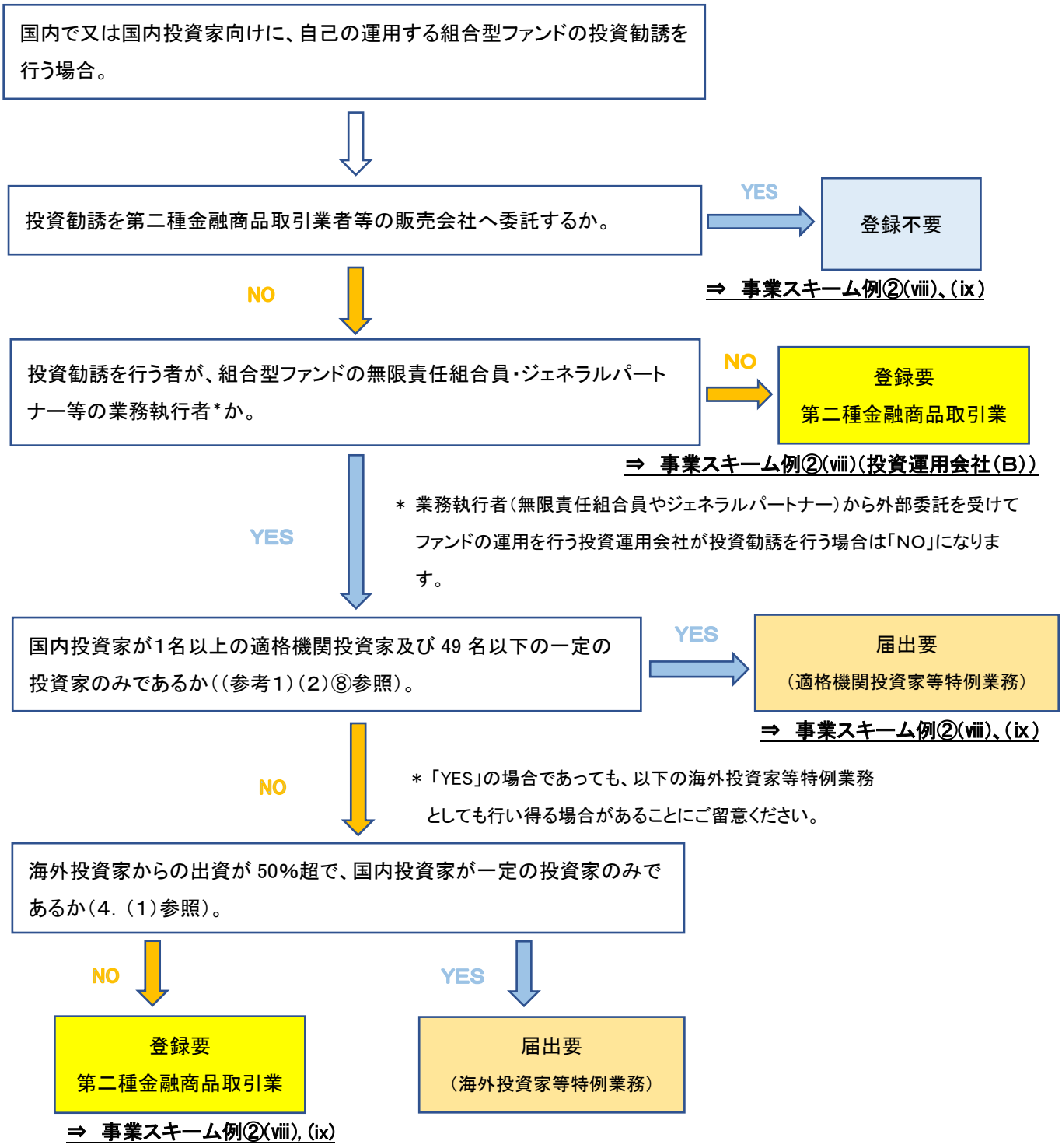
国内で又は国内投資家向けに、自己の運用する組合型ファンドの投資勧誘を行う場合。
投資勧誘を第二種金融商品取引業者等の販売会社へ委託するか。
YES
登録不要
⇒ 事業スキーム例②(viii)、(ix)
NO
投資勧誘を行う者が、組合型ファンドの無限責任組合員・ジェネラルパートナー等の業務執行者*か。
NO
登録要
第二種金融商品取引業
⇒ 事業スキーム例②(viii)(投資運用会社(B))
YES
＊ 業務執行者(無限責任組合員やジェネラルパートナー)から外部委託を受けてファンドの運用を行う投資運用会社が投資勧誘を行う場合は「NO」になります。
国内投資家が1名以上の適格機関投資家及び 49 名以下の一定の投資家のみであるか((参考1)(2)⑧参照)。
YES
届出要
(適格機関投資家等特例業務)
⇒ 事業スキーム例②(viii)、(ix)
NO
＊「YES」の場合であっても、以下の海外投資家等特例業務としても行い得る場合があることにご留意ください。
海外投資家からの出資が 50%超で、国内投資家が一定の投資家のみであるか(4.(1)参照)。
NO
YES
登録要
第二種金融商品取引業
⇒ 事業スキーム例②(viii), (ix)
届出要
(海外投資家等特例業務)

### ③ 投資運用会社・投資助言会社とその顧客との間の仲介（投資一任契約・投資顧問契約の締結の代理・媒介）に関する業務を行う場合

国内で又は国内の者向けに、投資運用会社と顧客との間の投資一任契約又は投資助言会社と顧客との間の投資顧問契約の締結の代理・媒介に関する業務を行う場合。

登録要

投資助言・代理業

⇒ 事業スキーム例③

## ④ 他の投資運用会社等が組成・運用するファンドの勧誘・販売に関する業務を行う場合

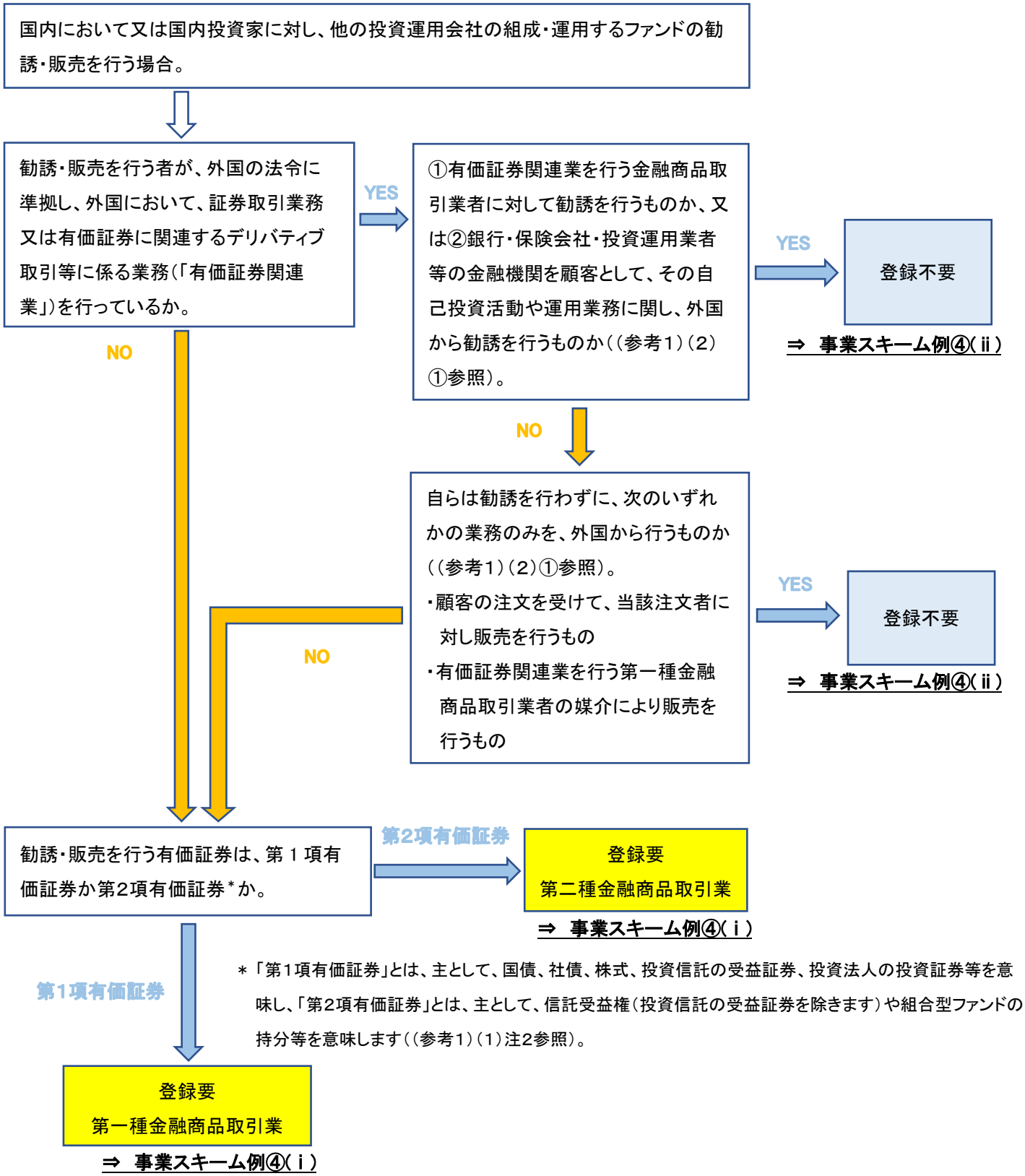


＊「第1項有価証券」とは、主として、国債、社債、株式、投資信託の受益証券、投資法人の投資証券等を意味し、「第2項有価証券」とは、主として、信託受益権(投資信託の受益証券を除きます)や組合型ファンドの持分等を意味します((参考1)(1)注2参照)。

## ⑤ 外国の投資運用会社等が情報収集のための駐在員事務所を国内に設置する場合

外国で証券取引業務、投資助言業務又は投資運用業等を行っている者が、有価証券等に関する情報の収集及び提供のため、国内に事務所を設置する場合。

届出要

⇒ 事業スキーム例⑤

## （2）主要な事業スキーム例

以下では、金融商品取引業に関して想定される主な事業スキーム毎に、必要となる登録種別や関連する適用除外事由等を解説しています。

### ○ 本ガイドブック記載の事業スキーム例

**① 投資助言に関する業務を行う場合**

国内に拠点を置く投資助言会社が、国内又は外国の顧客に対して、投資顧問契約に基づき、「有価証券の価値等」や「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断」に関し助言を行う場合

**② 資産の運用に関する業務（自己の組成したファンドの投資勧誘を含む）を行う場合**

（ⅰ）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内投資家から資産運用を受託するとともに、その運用業務を、外国のグループ会社等に再委託する場合

（ⅱ）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内投資家から資産運用を受託し、外国のグループ会社等が組成したファンドに投資することで運用を行う場合

（ⅲ）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内の年金基金等から委託を受け、その資産の運用を行う場合

（ⅳ）国内に拠点を置く投資運用会社が、外国のグループ会社等から委託を受け、当該グループ会社等が組成したファンドの運用を行う場合

（ⅴ）外国に拠点を置く投資運用会社・投資助言会社が、国内の投資運用会社のために運用業務・投資助言業務を行う場合【登録不要のケース】

（ⅵ）国内に拠点を置く投資運用会社が、外国籍の信託型又は会社型ファンドを組成し、当該ファンドの運用及び投資勧誘を行う場合

（ⅶ）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内で信託型ファンドを組成し、その運用及び投資勧誘を行う場合

（ⅷ）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内で組合型ファンドを組成し、その運用及び投資勧誘を行う場合

（ⅸ）外国に拠点を置く投資運用会社が、外国において組成した組合型ファンドに関し、国内の投資家から出資を受ける場合【登録不要なケース】

（ⅹ）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内の会社型ファンドを組成し、その運用及び投資勧誘を行う場合

（ⅺ）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内で組合型ファンドを組成し、もっぱらその投資勧誘のみを行う場合

**③ 投資運用会社・投資助言会社とその顧客との間の仲介（投資一任契約・投資顧問契約の締結の代理・媒介）に関する業務を行う場合**

国内に拠点を置く仲介会社が、外国のグループ会社等である投資運用会社・投資助言会社のために、国内の顧客との投資一任契約・投資顧問契約の締結に関する仲介（代理・媒介）を行う場合

**④ 他の投資運用会社等が組成・運用するファンドの勧誘・販売に関する業務を行う場合**

（ⅰ）国内に拠点を置く販売会社が、外国に拠点を置く投資運用会社から委託を受けて、その運用するファンドを国内投資家に対して勧誘・販売する場合

（ⅱ）外国に拠点を置く証券会社が、ファンド等の金融商品を国内投資家に対して販売する場合【登録不要なケース】

**⑤ 外国の投資運用会社等が、情報収集のための施設を国内に設置する場合**

## ① 投資助言に関する業務を行う場合

**国内に拠点を置く投資助言会社が、国内又は外国の顧客に対して、投資顧問契約に基づき、有価証券の価値等や金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し助言を行う場合**

**[事例]**

国内に拠点を置く投資助言会社（X）が、国内の投資家（A）又は外国の投資運用会社（B）（投資助言会社（X）のグループ会社等）に対して、有価証券の価値等や金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し助言を行う場合。

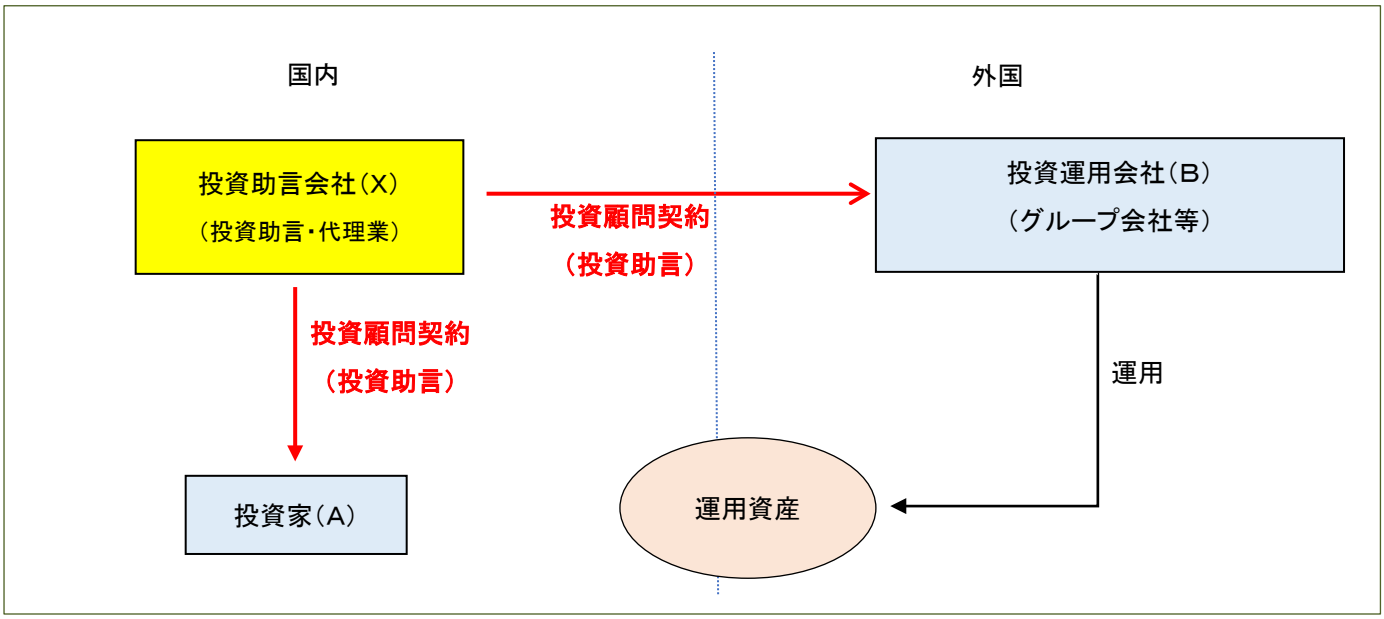


**[登録の要否・種別（投資助言会社（X））]**

登録要： 投資助言・代理業

**[解説]**

**○ 投資助言会社（X）の投資助言業務について**

- 国内の投資家（A）との間で締結した投資顧問契約に基づき、有価証券の価値等や金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し助言を行い、かかる投資助言業務に関し報酬の支払を受ける場合、投資助言会社（X）は、投資助言・代理業の登録が必要となります。
- また、外国の投資運用会社（B）（投資助言会社（X）のグループ会社等）に対する投資助言であっても、国内の拠点から投資助言を行い、かかる投資助言業務に関し報酬の支払を受ける場合は、投資助言会社（X）は、投資助言・代理業の登録が必要となります。
- 投資助言会社（X）が、顧客から運用資産に関する投資判断・投資権限について委任を受けて、直接顧客資産の運用を行う場合は、投資助言・代理業ではなく、投資運用業の登録が必要となります。
- 助言の内容がマーケット等に係る一般的な情報提供にとどまる場合や、投資助言業務に対する実質的な報酬も支払われないなどの場合は、投資助言・代理業の登録が不要となる可能性もあります。

## ② 資産の運用に関する業務（自己の組成したファンドの投資勧誘を含む）を行う場合

### （ｉ） 国内に拠点を置く投資運用会社が、国内投資家から資産運用を受託するとともに、その運用業務を、外国のグループ会社等に再委託する場合

**[事例]**

国内に拠点を置く投資運用会社（X）が、国内の投資家（A）と投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき投資家（A）の資産を運用する場合で、その運用権限を外国に拠点を置くグループ会社である投資運用会社（B）へ再委託する場合。

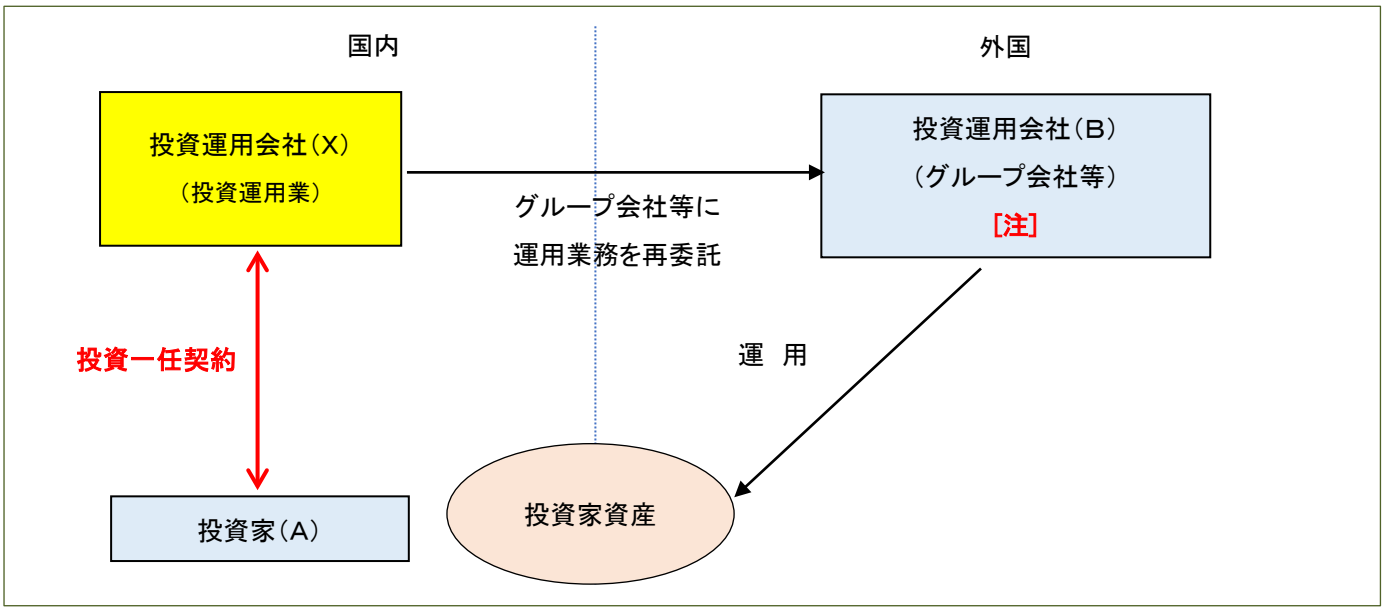


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

登録要：　投資運用業（投資一任業）

**[解説]**

**○ 投資運用会社（X）の運用業務について**

- 投資家（A）と投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき投資家（A）の資産の運用業務（投資一任業）（法2条8項 12 号ロ）を行う場合、投資運用会社（X）は、投資運用業（投資一任業）の登録が必要となります（法 28 条4項1号、29 条）。
- 投資運用会社（X）による投資家資産の運用方法として、その運用（投資実行）権限を外国に拠点を置くグループ会社等である投資運用会社（B）に委託することも可能です。運用（投資実行）権限を委託する場合には、委託元（ファンドの企画・立案をする投資運用業者）が運用の対象や方針を決定し、委託先を管理する必要があります（法 42 条の3第2項）。

**[注]**

**○ 投資運用会社（B）の運用業務について**

- 外国に拠点を置く投資運用会社であっても、国内の顧客に対し投資一任契約に基づく運用業務を行う場合には、国内拠点を設置したうえ投資運用業の登録をする必要があるのが原則です（法2条8項 12 号ロ、28 条4項1号、29 条）。もっとも、外国において投資一任業を行う投資運用会社が、国内において投資一任業を行う投資運用業者・信託銀行のみに対して運用業務を行う場合は、例外的に、投資運用業の登録が不要となります（法 61 条2

項）。例えば、投資運用会社（X）が投資運用業（投資一任業）の登録を受ける場合には、投資運用会社（B）は、投資運用会社（X）から委託を受けて行う運用業務に関して、投資運用業の登録を受ける必要はありません。詳細は事業スキーム例②（ｖ）（26 頁）をご参照ください。

**（ⅱ）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内投資家から資産運用を受託し、外国のグループ会社等が組成したファンドに投資することで運用を行う場合**

**[事例]**

国内に拠点を置く投資運用会社（X）が、国内の投資家（A）との間で投資一任契約を締結し、当該投資家（A）の運用資産を、外国のグループ会社等である投資運用会社（B）が運用するファンドへ投資する方法により運用する場合。

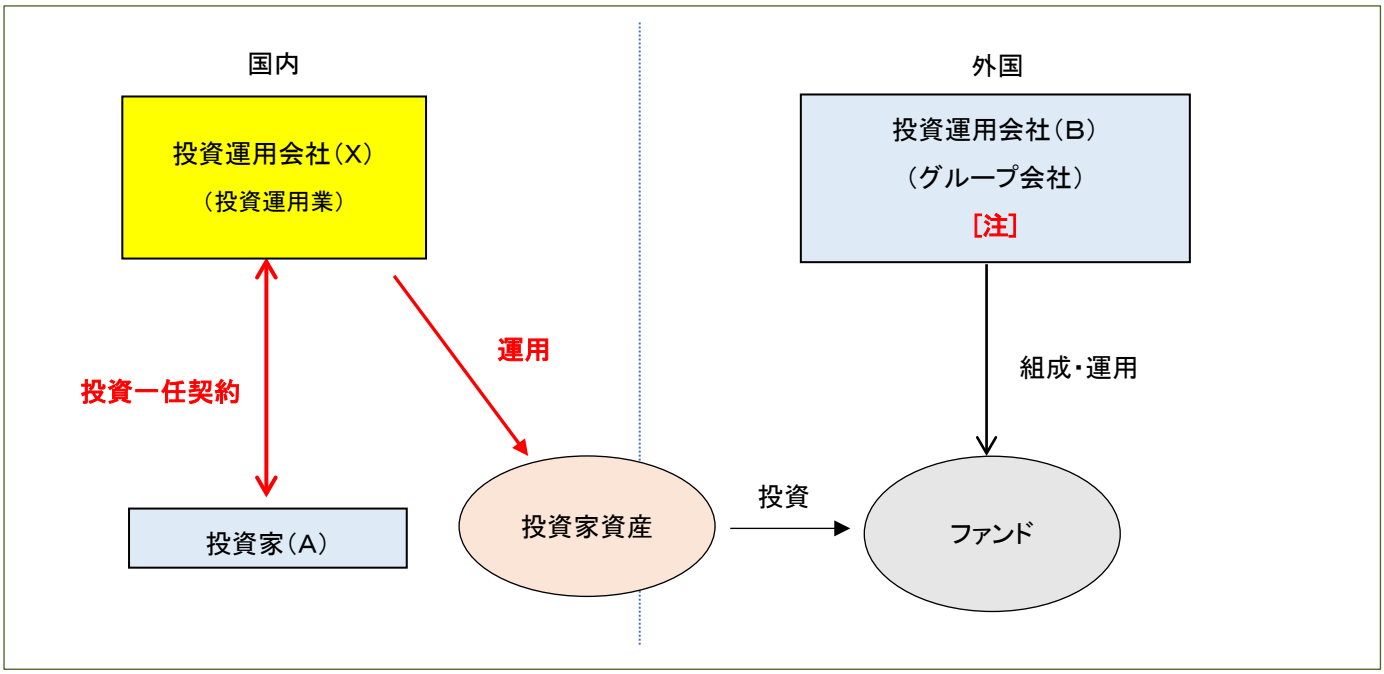


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

登録要： 投資運用業（投資一任業）

**[解説]**

**○ 投資運用会社（X）の運用業務について**

・ 投資家（A）と投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき投資家（A）の資産の運用業務（投資一任業）（法2条8項 12 号ロ）を行う場合、投資運用会社（X）は、投資運用業（投資一任業）の登録が必要となります（法 28 条4項1号、29 条）。その場合、受託した投資家資産を、外国のグループ会社等（投資運用会社（B））が組成・運用するファンドへ投資することにより運用を行うことも可能です。

**[注]**

**○ 投資運用会社（B）の運用業務について**

・ 投資運用会社（B）が外国で組合型ファンドを運用する場合であって、国内の投資家が当該ファンドに投資する場合には、当該組合型ファンドの業務執行者（無限責任組合員やジェネラルパートナー等として直接ファンドの運用を行う者をいいます）は、原則として、国内拠点を設置したうえ投資運用業の登録を受ける必要があります（法2条8項 15 号、28 条4項3号、29 条、29 条の4第1項4号ロ）。もっとも、例えば、以下の場合には、法令上、登録が不要となります。詳細は事業スキーム例②（ix）（32 頁）をご参照ください。

a. 当該組合型ファンドが、外国の投資運用会社の運用するファンドであって、国内の投資家が投資運用業者・信託銀行のみである場合（法 61 条3項）

*（⇒ （参考1）(2)②(83 頁)参照）*

b. 当該組合型ファンドが外国籍のファンドであり、その国内投資家が 10 名未満の適格機関投資家又は適格機関投資家等特例業務の届出者であって、かつ、国内投資家の出資割合がファンド全体の3分の1を超えない場合（定義府令 16 条1項 13 号）

*（⇒ （参考1）(2)⑦(85 頁)参照）*

c. 当該組合型ファンドの国内投資家が適格機関投資家及び 49 名以下の一定の投資家のみで、かつ、当該業務執行者が一定の事項について事前に当局に届出を行っている場合（法 63 条）

*（⇒ （参考1）(2)⑧(86 頁)参照）*

### （iii）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内の年金基金等から委託を受け、その資産の運用を行う場合

**[事例]**

国内に拠点を置く投資運用会社（X）が、年金基金等（A）との間で投資一任契約を締結し、同契約に基づき年金基金等（A）の保有資産の運用を行う場合。

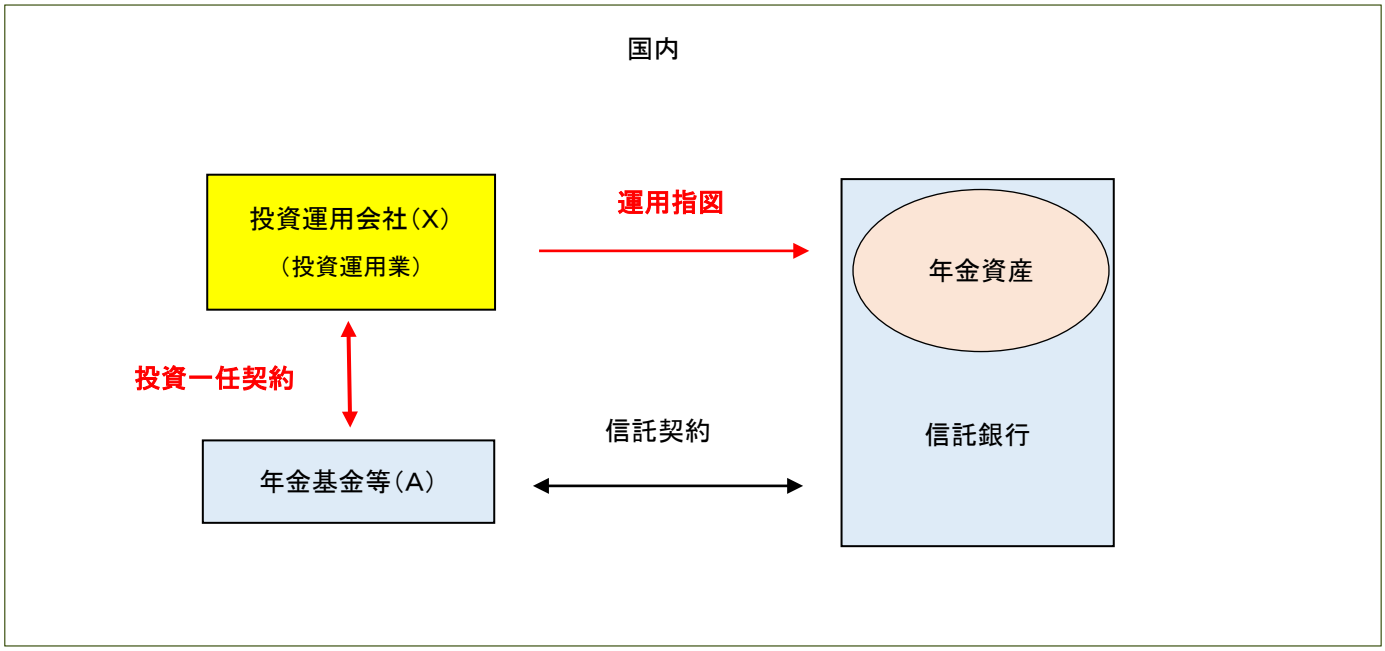


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

登録要： 投資運用業（投資一任業）

**[解説]**

**○ 投資運用会社（X）の運用業務について**

- 国内の年金基金等（A）との間で投資一任契約を締結し、その運用資産について運用権限の委託を受けて運用業務（投資一任業）（法2条8項 12 号ロ）を行う場合は、投資運用業（投資一任業）の登録が必要となります（法 28 条4項1号、29 条）。

**（ⅳ）国内に拠点を置く投資運用会社が、外国のグループ会社等から委託を受け、当該グループ会社等が組成したファンドの運用を行う場合**

**[事例]**

国内に拠点を置く投資運用会社（X）が、外国のグループ会社等である投資運用会社（A）との間で投資一任契約を締結し、投資運用会社（A）が組成したファンドの運用権限について委託を受け、国内から当該ファンドの運用業務を行う場合。

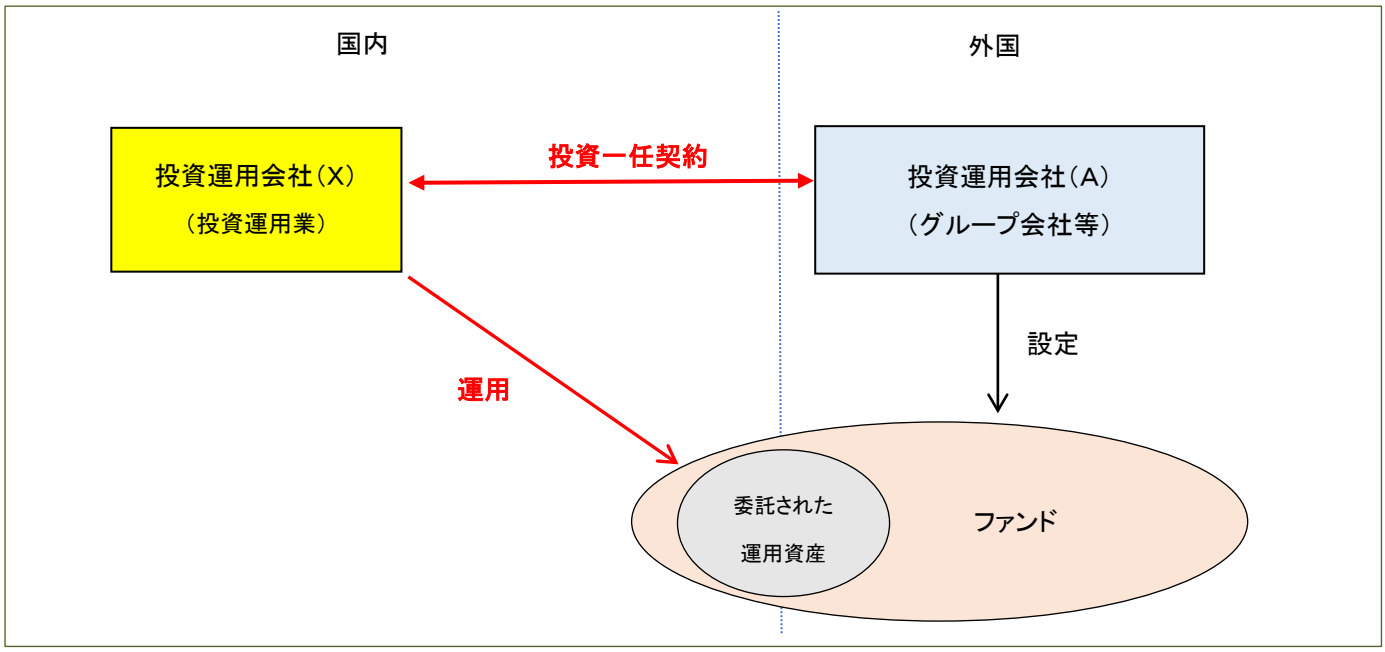


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

登録要： 投資運用業（投資一任業）

**[解説]**

**○ 投資運用会社（X）の運用業務について**

・ 外国に拠点を置く投資運用会社を顧客として、当該投資運用会社が設定・運用する外国籍のファンドを運用する場合であっても、その運用業務を国内の拠点において行っている場合は、投資運用会社（X）は、投資運用業（投資一任業）の登録が必要となります（法2条8項 12 号ロ、28 条4項1号、29 条）。

**（ｖ） 外国に拠点を置く投資運用会社・投資助言会社が、国内の投資運用会社のために運用業務・投資助言業務を行う場合**
**【登録不要のケース】**

**[事例]**

外国で投資一任業務を行っている投資運用会社（X）又は外国で投資助言業務を行っている投資助言会社（X）が、国内の投資運用業者（A）や信託銀行（A）に対して投資一任業務・投資助言業務を提供する場合。

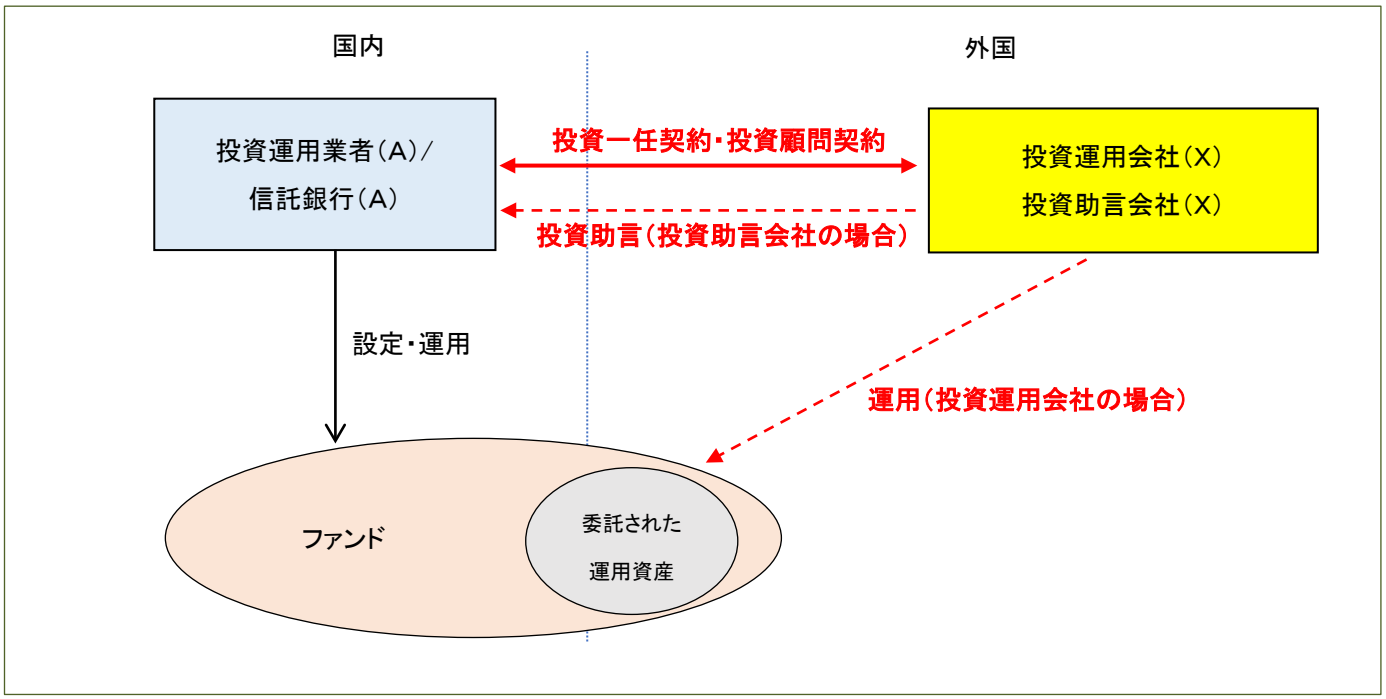


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

登録不要

**[解説]**

**○ 投資運用会社（X）の運用業務・投資助言会社（X）の投資助言業について**

・ 国内の顧客に対して投資一任業又は投資助言業務を行う場合、投資運用業又は投資助言・代理業の登録（投資運用業の場合は、国内拠点の設置を含みます）が必要となるのが原則ですが（法2条8項 12 号ロ、同項 11 号、28 条4項1号、同条3項1号、29 条、29 条の4第1項4号ロ）、外国において投資一任業又は投資助言業務を行う者（投資運用会社（X）・外国投資助言会社（X））が、国内の投資運用業者・信託銀行のみに対して業務を行う場合は、例外的に、投資運用業又は投資助言・代理業の登録は不要となります（法 61 条1項、2項）。*（⇒ （参考1）（2）②（83 頁）参照）*

**（vi）国内に拠点を置く投資運用会社が、外国籍の信託型又は会社型ファンドを組成し、当該ファンドの運用及び投資勧誘を行う場合**

**[事例]**

国内に拠点を置く投資運用会社（X）が、外国に設定された外国籍の信託型ファンド（外国投資信託）又は会社型ファンド（外国投資法人）の管理会社（A）との間で投資一任契約を締結し、国内において当該ファンドの運用業務を行うとともに、当該ファンドへの投資を国内の投資家（B）に対して勧誘する場合。

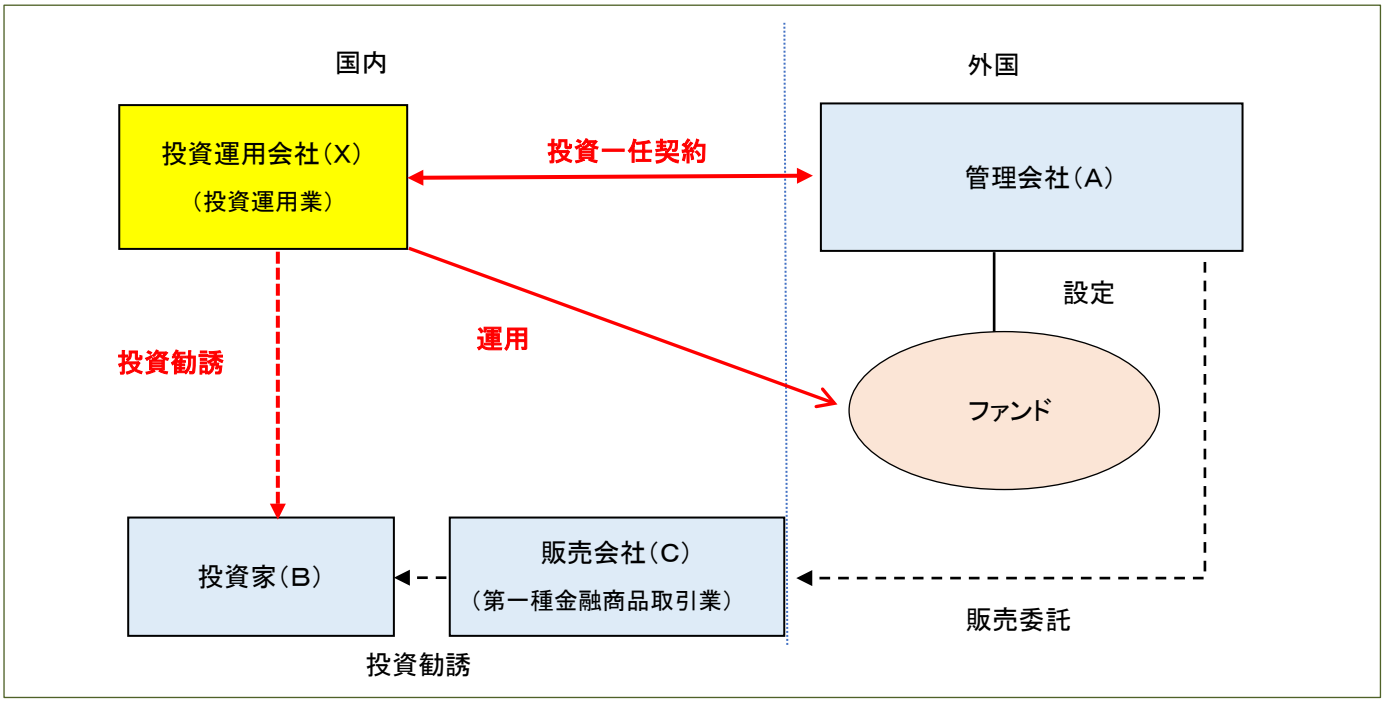


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

**○ ファンドの運用**

登録要： 投資運用業（投資一任業）

**○ ファンドの投資勧誘**

登録要： 第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業（下記[解説]参照）。ただし、投資勧誘を第一種金融商品取引業者である販売会社（C）に委託して行う場合は、登録不要。

**[解説]**

**○ 投資運用会社（X）の運用業務について**

・ 外国に設定された外国籍のファンドを運用する場合であっても、ファンドの管理会社（A）からファンドの運用権限の委託を受けて、その運用業務（投資一任業）（法2条8項 12 号ロ）を国内において行う場合は、投資運用会社（X）は、投資運用業（投資一任業）の登録が必要となります（法 28 条4項1号、29 条）。

**○ 投資運用会社（X）による投資勧誘について**

・ 投資運用会社（X）が、管理会社（A）より委託を受けて運用する外国籍の信託型又は会社型ファンドの持分（外国投資信託の受益証券（法2条1項 10 号）・外国投資証券（同項 11 号））の投資勧誘（募集又は私募の取扱い（法2

条8項9号))を行う場合、投資運用会社(X)は、原則として、第一種金融商品取引業の登録が必要となります(法28条1項1号、29条)。

- もっとも、投資運用会社(X)が適格投資家向け投資運用業の登録を受けている場合で、管理会社(A)から運用権限の全ての委託を受けて運用するファンドを、適格投資家のみに対して、私募の方法により勧誘する場合、第二種金融商品取引業の登録で行うことができます(みなし第二種金融商品取引業)。(⇒ 「適格投資家向け投資運用業とは」(44頁)参照)
- また、ファンドの投資勧誘(募集又は私募の取扱い(法2条8項9号))を国内の第一種金融商品取引業者である販売会社(C)に委託し、自らは勧誘行為を行わない場合は、投資運用会社(X)(及び管理会社(A))は投資勧誘について登録を受ける必要はありません。

[注]

**○ 外国投資信託又は外国投資法人の届出**

- 外国籍の信託型又は会社型ファンドの持分(外国投資信託の受益証券・外国投資証券)の投資勧誘を国内で行う場合、その発行者等は、予め一定の事項を当局に届け出る必要があります(投信法58条1項、220条1項)。

**○ 非上場有価証券特例仲介等業者**

- 第一種金融商品取引業のうち、非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合は資本金要件などの登録要件が緩和されています。非上場有価証券特例仲介等業務については46頁をご参照ください。

### （vii）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内で信託型ファンドを組成し、その運用及び投資勧誘を行う場合

**[事例]**

国内に拠点を置く投資運用会社（X）が、国内において投資信託を設定・運用するとともに、自ら設定した当該投資信託への投資を投資家（A）に勧誘する場合。

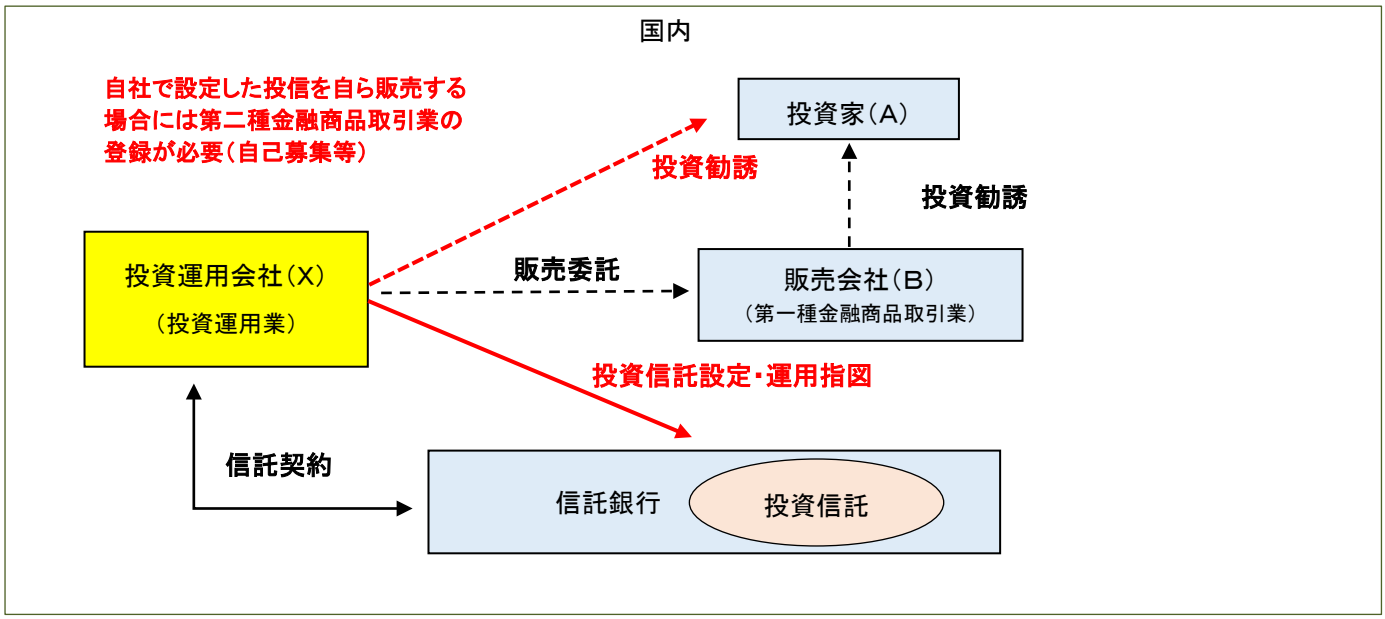


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

- **ファンドの運用**

  登録要：　投資運用業（投資信託委託業）

- **ファンドの投資勧誘**

  登録要：　第二種金融商品取引業。ただし、投資勧誘を第一種金融商品取引業者である販売会社（B）に委託して行う場合は、登録不要。

**[解説]**

- **投資運用会社（X）の運用業務について**

  ・ 投資運用会社（X）が、投資信託の委託会社として投資信託を設定・運用する場合（法2条8項 14 号）、投資運用業（投資信託委託業）の登録が必要となります（法 28 条4項2号、29 条）。

- **投資運用会社（X）による投資勧誘について**

  ・ 投資運用会社（X）が、自ら、投資家（A）に対して、自己が設定・運用する投資信託（法2条1項 10 号）の投資勧誘を行う場合（自己募集等（法2条8項7号イ））、第二種金融商品取引業の登録が必要となります（法 28 条2項1号、29 条）。これに対して、当該投資信託の投資勧誘（募集又は私募の取扱い（法2条8項9号））を第一種金融商品取引業者である販売会社（B）に委託し、自らは勧誘行為を行わない場合は、投資勧誘に係る登録は不要となります。自己募集等や募集・私募の取扱いについては（参考1）（1）（注3）（82 頁）もご参照ください。

### （viii）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内で組合型ファンドを組成し、その運用及び投資勧誘を行う場合

**[事例]**

国内に拠点を置く投資運用会社（X）が、国内において、組合型ファンドを組成し、その投資家（A）から出資を受けた金銭を運用（自己運用）するとともに、自ら当該ファンド持分を投資家（A）に勧誘する場合。

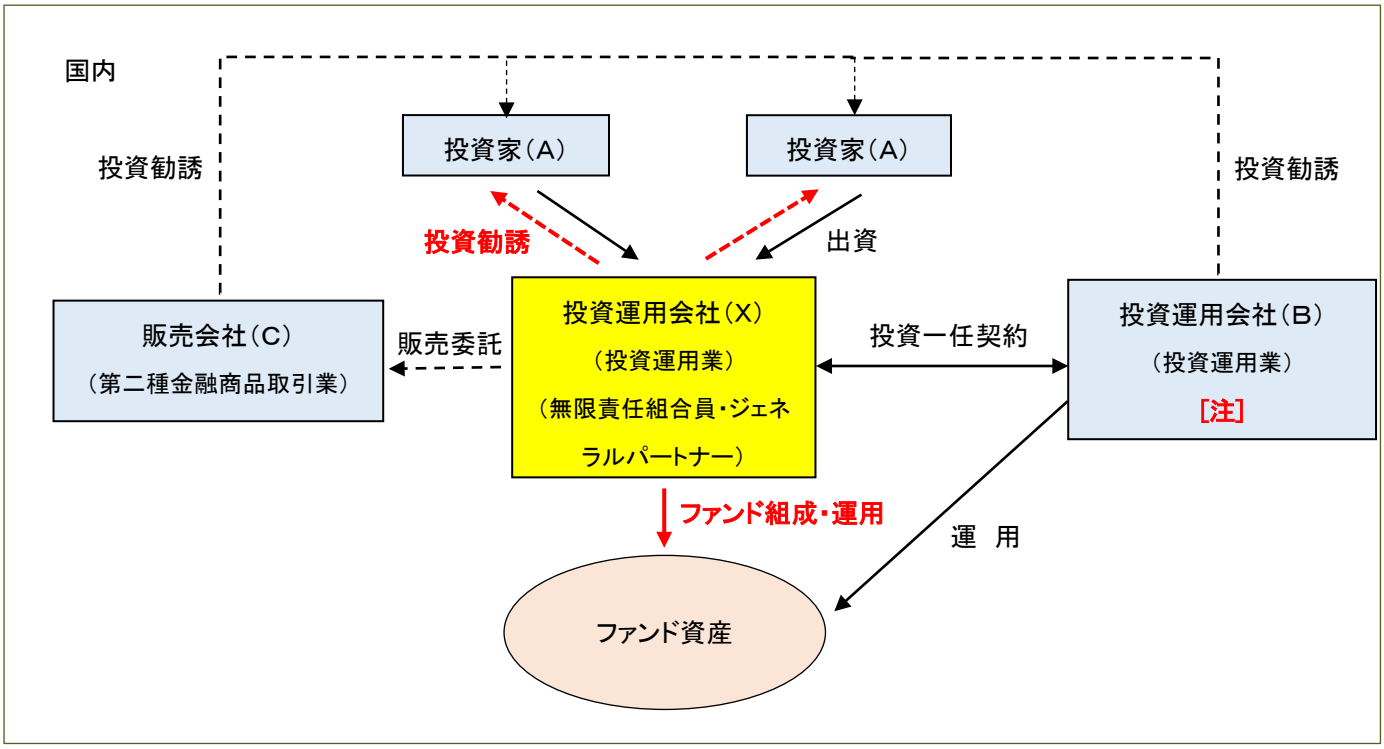


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

**○ ファンドの運用**

登録要：　投資運用業（ファンド運用業）。ただし、一定の条件満たす場合は登録不要（下記[解説]参照）。

**○ ファンドの投資勧誘**

登録要：　第二種金融商品取引業。ただし、一定の条件満たす場合は登録不要（下記[解説]参照）。

**[解説]**

**○ 投資運用会社（X）の運用業務について**

・ 投資家（A）と組合契約等を締結することにより組合型ファンド（法2条2項5号）を組成し、自らは、ファンドの業務執行者（いわゆる無限責任組合員やジェネラルパートナー等）として、投資家（A）から出資を受けた金銭の 50%超を有価証券等への投資として運用する場合（法2条8項 15 号）、投資運用会社（X）は、原則として、投資運用業（ファンド運用業）の登録が必要となります（法 28 条4項3号、29 条）。

・ もっとも、以下に記載する場合には、投資運用業の登録は不要です。

（ｉ） 国内の投資家（A）が適格機関投資家及び 49 名以下の一定の投資家のみで、かつ、投資運用会社（X）が一定の事項について事前に当局に届出を行っている場合（適格機関投資家等特例業務）（法 63 条） *（⇒（参考1）（2）⑧（86 頁））*

（ⅱ）ファンドの運用権限の全部を投資運用業者等である投資運用会社（B）に委託するとともに、当該投資運用会社（B）が一定の事項について事前に当局に届出を行っている場合（定義府令 16 条1項 10 号）*（⇒（参考1）(2)⑤(85 頁)参照）*

（ⅲ）不動産信託受益権を投資対象とする匿名組合契約に基づく二層構造ファンドのうち子ファンドの運用であり、親ファンドの匿名組合契約に係る営業者が投資運用業者又は適格機関投資家等特例業務の届出者であって、当該投資運用業者又は適格機関投資家等特例業務の届出者が一定の事項について事前に当局に届出を行っている場合（定義府令 16 条1項 11 号）*（⇒（参考1）(2)⑥(85 頁)参照）*

（ⅳ）海外投資家等から出資された金銭の運用を行う行為（当該出資を受けた金銭の 50%超が非居住者から出資を受けたものである場合に限る）で、かつ、投資運用会社（X）が一定の事項について事前に当局に届出を行っている場合（海外投資家等特例業務）（法 63 条の8）（⇒　4（1）(69 頁)）

**○ 投資運用会社（X）による投資勧誘について**

・ 投資運用会社（X）が、自ら、投資家（A）に対して組合型ファンドの持分（法2条2項5号）の投資勧誘を行う場合（自己募集等）、第二種金融商品取引業の登録が必要となります（法2条8項7号ヘ、28 条2項1号、29 条）。もっとも、当該ファンドの投資勧誘（募集又は私募の取扱い（法2条8項9号））を第二種金融商品取引業者である販売会社（C）に委託し、自らは勧誘行為を行わない場合は、投資勧誘に係る登録は不要となります。自己募集等や募集・私募の取扱いについては（参考1）（1）(注3)(82 頁)もご参照ください。

・ また、運用業務と同様に、国内の投資家（A）が適格機関投資家及び 49 名以下の一定の投資家のみで、かつ、投資運用会社（X）が一定の事項について事前に当局に届出を行っている場合も、投資勧誘に係る登録は不要となります（適格機関投資家等特例業務））（法 63 条）。*（⇒　(参考1)(2)⑧(86 頁)）*

・ 加えて、海外投資家等から出資された金銭の運用を行う行為（当該出資を受けた金銭の 50%超が非居住者から出資を受けたものである場合に限る）に関して海外投資家等を相手方として行う募集又は私募で、かつ、投資運用会社（X）が一定の事項について事前に当局に届出を行っている場合も、投資勧誘に係る登録は不要となります（海外投資家等特例業務）（法 63 条の8）（⇒　4（1）(69 頁)）

**[注]**

**○ 投資運用会社（B）の登録の要否について**

・ 投資運用会社（B）がファンドの業務執行者である投資運用会社（X）から投資判断・投資権限の委任を受けてファンドの運用を行う場合、投資運用会社（B）は投資運用業（投資一任業）の登録を受ける必要があります（法2条8項 12 号ロ、28 条4項1号、29 条）。

・ また、投資運用会社（B）が投資家（A）に対してファンドの投資勧誘（募集又は私募の取扱い（法2条8項9号））を行う場合は、第二種金融商品取引業の登録が必要となります（法 28 条2項2号、29 条）。

**（ix）外国に拠点を置く投資運用会社が、外国において組成した組合型ファンドに関し、国内の投資家から出資を受ける場合**
**【登録不要なケース】**

**[事例]**

外国で運用業務を行う投資運用会社（X）が、国内の投資家（A）に対し、外国で組成した組合型ファンドの投資勧誘を行い、投資家（A）から出資を受けた金銭を当該組合型ファンドにおいて運用する場合。

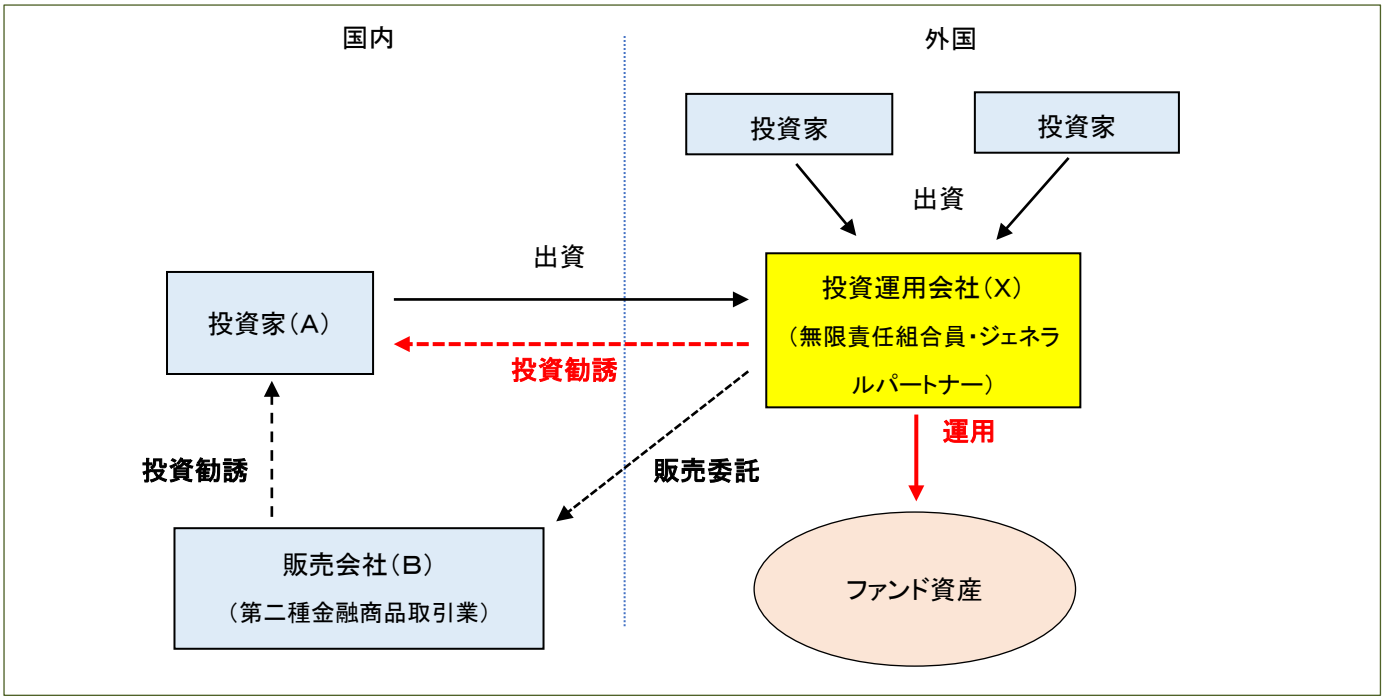


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

**○ ファンドの運用**

一定の条件を満たす場合は、登録不要（下記[解説]参照）。

**○ ファンドの投資勧誘**

一定の条件を満たす場合は、登録不要（下記[解説]参照）。

**[解説]**

**○ 投資運用会社（X）の運用業務について**

・ 外国において運用業務を行っている投資運用会社（X）がファンドの業務執行者（いわゆる無限責任組合員又はジェネラルパートナー等）として組成・運用している外国籍の組合型ファンド（法2条2項6号）に、国内の投資家（A）が出資を行う場合、投資運用会社（X）は投資運用業の登録（国内拠点の設置を含みます）が必要となるのが原則ですが（法2条8項 15 号、28 条4項3号、29 条、29 条の4第1項4号ロ）、以下に記載する場合には、かかる登録が不要となります。

(a) 国内の投資家（A）が投資運用業者・信託銀行のみである場合（法 61 条3項） *（⇒ （参考1）(2)②(83 頁)参照）*

(b) 国内の投資家（A）が 10 未満の適格機関投資家又は適格機関投資家等特例業務の届出者であって、かつ、国内投資家の出資割合がファンド全体の3分の1を超えない場合（定義府令 16 条1項 13 号） *（⇒ （参考1）(2)⑦(85 頁)参照）*

(c) 国内の投資家(A)が適格機関投資家及び 49 名以下の一定の投資家のみで、かつ、投資運用会社(X)が一定の事項について事前に届出を行っている場合(法 63 条) *(⇒ (参考1)(2)⑧(86 頁)参照)*

**○ 投資運用会社(X)による投資勧誘について**

・ 投資運用会社(X)が、自ら、外国で組成・運用している組合型ファンド(法2条2項6号)の投資勧誘を、国内の投資家(A)に対して行う場合(自己募集等)、投資運用会社(X)は第二種金融商品取引業の登録(国内拠点の設置を含みます)が必要となるのが原則ですが(法2条8項7号ヘ、28 条2項1号、29 条、29 条の4第1項4号ロ)、以下に記載する場合には、かかる登録が不要となります。

(a) 第二種金融商品取引業者である販売会社(B)に投資勧誘(募集又は私募の取扱い(法2条8項9号))を委託し、自らは勧誘行為を行わない場合

(b) 国内の投資家(A)が適格機関投資家及び 49 名以下の一定の投資家のみで、かつ、投資運用会社(X)が一定の事項について事前に届出を行っている場合(法 63 条) *(⇒ (参考1)(2)⑧(86 頁)参照)*

### （ｘ）国内に拠点を置く投資運用会社が、国内の会社型ファンドを組成し、その運用及び投資勧誘を行う場合

**[事例]**

国内に拠点を置く投資運用会社（X）が、投信法に基づき設立された国内の登録投資法人（A）との間で資産運用委託契約を締結し、同契約に基づき登録投資法人（A）の保有資産の運用を行うとともに、自ら登録投資法人（A）の発行する投資証券等を投資家（B）に投資勧誘する場合。

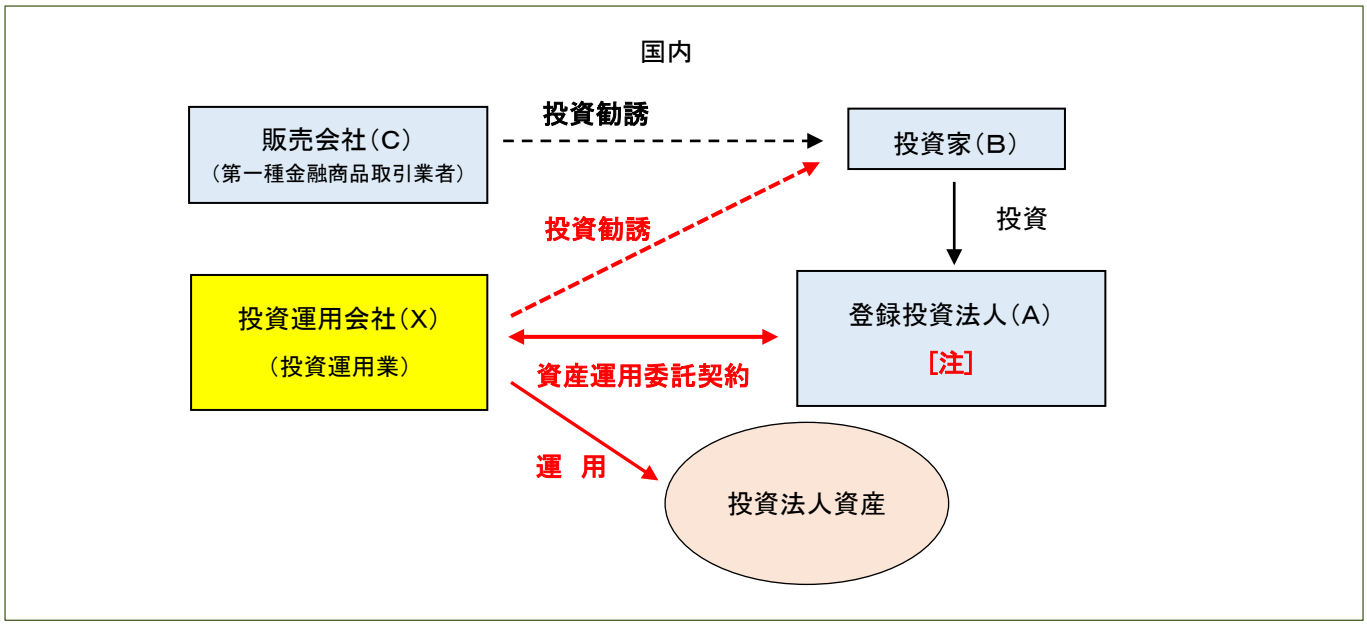


**[登録の要否・種別（投資運用会社（X））]**

**○ ファンドの運用**

登録要：　投資運用業（投資法人資産運用業）

**○ ファンドの投資勧誘**

登録要：　第二種金融商品取引業。ただし、投資勧誘を第一種金融商品取引業者である販売会社（C）に委託して行う場合は、登録不要。

**[解説]**

**○ 投資運用会社（X）の運用業務について**

・ 登録投資法人（A）との間で締結した資産の運用に係る委託契約（投信法 198 条）に基づき、登録投資法人（A）の保有する資産の運用業務（法2条8項 12 号イ）を行う場合は、投資運用会社（X）は、投資運用業（投資法人資産運用業）の登録が必要となります（法 28 条4項1号、29 条）。

**○ 投資運用会社（X）による投資勧誘について**

・ 投資運用会社（X）が、自己の運用する登録投資法人（A）の発行する投資証券等（法2条1項 11 号）の投資勧誘を行う場合、第二種金融商品取引業の登録が必要になります（投信法 196 条 2 項、法 29 条）。

・ これに対して、投資勧誘（募集又は私募の取扱い（法2条8項9号））を第一種金融商品取引業者である販売会社（C）に委託し、自らは勧誘行為を行わない場合は、投資勧誘に係る登録は不要となります。

[注]

**○ 国内の投資法人の設立・運用業務開始に係る届出について**

・ 国内で投資法人を設立しようとするときは、その設立企画人は、予め一定の事項を当局に届け出る必要があり（投信法 69 条 1 項）、また、当該投資法人が資産の運用に係る業務を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（投信法 187 条）。

### (xi) 国内に拠点を置く投資運用会社が、国内で組合型ファンドを組成し、もっぱらその投資勧誘のみを行う場合

**[事例]**

国内に拠点を置く投資運用会社(X)が、株主一元化のために、一の株式会社が新規発行する非上場株式等に対する投資を行う金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利であって、株式投資型クラウドファンディングと同等の経済的性質を有するものを組成する場合。

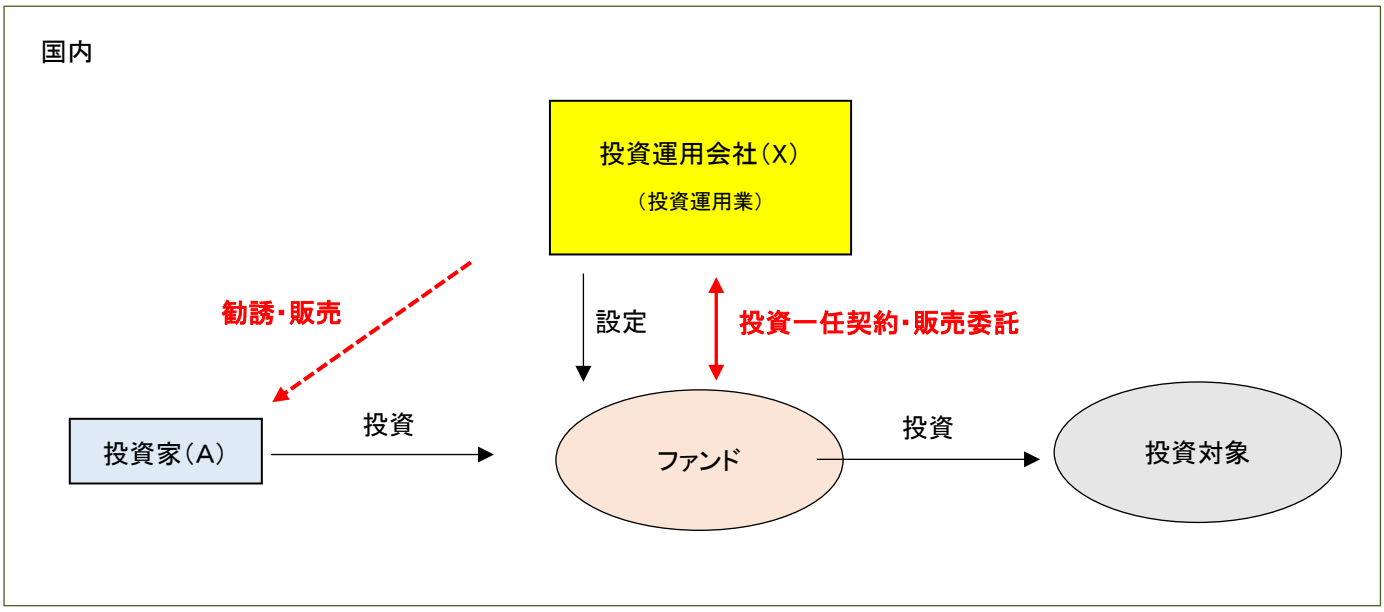


**[登録の要否・種別(投資運用会社(X))]**

**○ ファンドの運用**

登録要: 投資運用業(投資一任業)

**○ ファンドの投資勧誘**

登録要: 第二種金融商品取引業

**[解説]**

**○ 投資運用会社(X)の運用業務について**

- ファンドと投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づきファンドの資産の運用業務(投資一任業)(法2条8項 12 号ロ)を行う場合、投資運用会社(X)は、投資運用業(投資一任業)の登録が必要となります(法 28 条4項1号、29 条)。
- ファンドを自己で運用する場合には、投資運用会社(X)は、投資運用業(ファンド運用業)(法2条8項 15 号)の登録が必要となります(法 28 条4項3号、29 条)。

**○ 投資運用会社(X)による投資勧誘について**

- 投資運用会社(X)が、自己の組成するファンドの投資勧誘(募集又は私募の取扱い(法2条8項9号))を行う場合、第二種金融商品取引業の登録が必要になります(法 28 条2項2号、29 条)。

**[注]**

**○ 株式投資型クラウドファンディングと同等の経済的性質を有するものについて**

- 株式投資型クラウドファンディングと同等の経済的性質を有するものとは、(投資先である)資金調達企業に多数の個人株主が生じることを回避する目的のもと組成され、その運用実態も投資家が投資対象の株式を直接取得する

場合に相当する性質を有するものを指します。直接取得する場合に相当する性質を有するか否かは、ファンドが取得する株式の銘柄数、保有株式の運用方針、株主権行使のあり方等を総合考慮して検討されます。

- 国内に拠点を置く投資運用会社（X）が、株主一元化のために、一の株式会社が新規発行する非上場株式等に対する投資を行う金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利であって、株式投資型クラウドファンディングと同等の経済的性質を有するものを組成する場合、その人的構成における投資運用担当者等の要件については必ずしも投資運用業としての運用経験がなくとも、第一種金融商品取引業者での勤務経験や同等の知識を有する者が配置されている等、実態に即した相応の体制があれば足ります。なお、ここで非上場株式等とは、国内の株式会社が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券、新株予約権証券をいいます。
- また、登録後の業務方法書の変更により、株式投資型クラウドファンディングと同等の経済的性質を有するものと認められない業容となった場合、他の投資運用業（投資一任業）のスキームにおける人的構成と同等の要件が必要となりますのでご留意ください。

## ③ 投資運用会社・投資助言会社とその顧客との間の仲介（投資一任契約・投資顧問契約の締結の代理・媒介）に関する業務を行う場合

**国内に拠点を置く仲介会社が、外国のグループ会社等である投資運用会社・投資助言会社のために、国内の顧客との投資一任契約・投資顧問契約の締結に関する仲介（代理・媒介）を行う場合**

**[事例]**

国内に拠点を置く仲介会社（X）が、外国の投資運用会社・投資助言会社（A）（仲介会社（X）のグループ会社）と、その顧客となる国内の投資運用業者・信託銀行（B）との間における投資一任契約・投資顧問契約の締結の仲介（代理又は媒介）を行う場合。

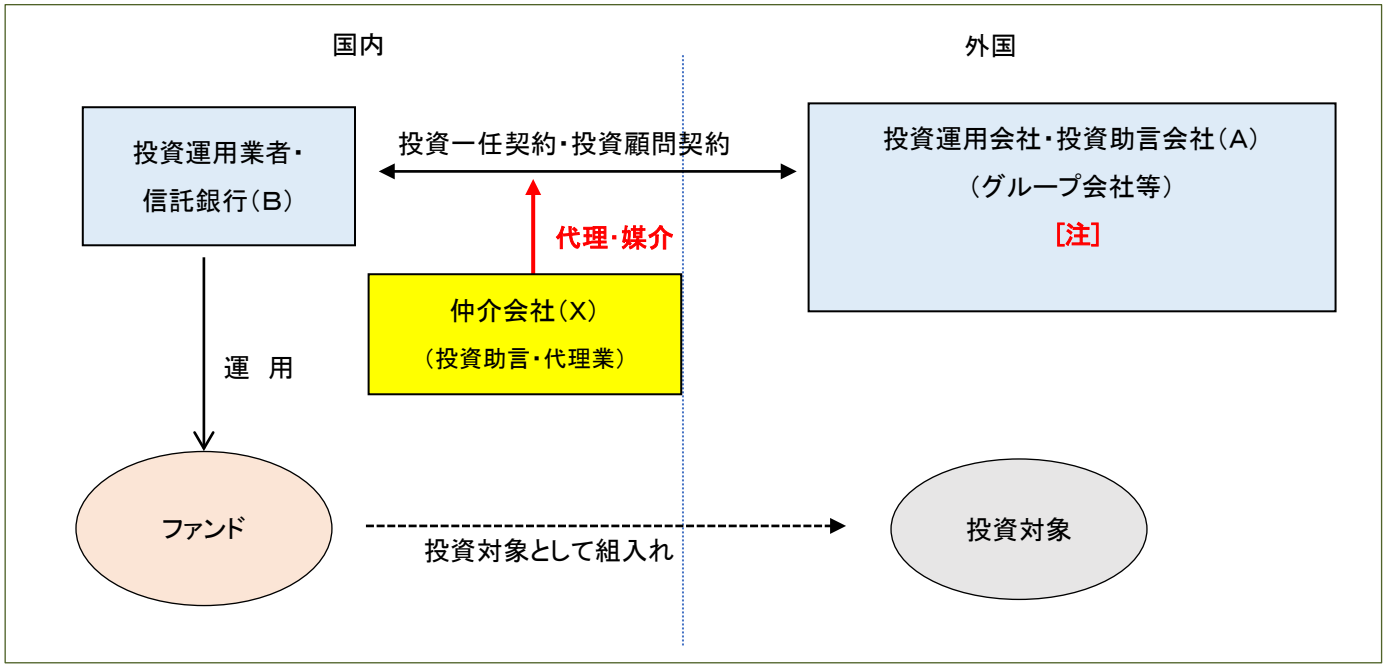


**[登録の要否・種別（仲介会社（X））]**

登録要：　投資助言・代理業

**[解説]**

**○ 仲介会社（X）の仲介業務について**

・ 投資運用会社・投資助言会社（A）とその顧客の間の投資一任契約又は投資顧問契約の締結について、代理又は媒介を行う場合は、仲介業者（X）は、投資助言・代理業の登録が必要となります（法2条8項 13 号、28 条3項2号、29 条）。

**[注]**

**○ 投資運用会社・投資助言会社（A）の登録の要否について**

・ 外国に拠点を置く投資運用会社・投資助言会社であっても、国内の顧客に対して投資一任契約に基づく運用業務・投資顧問契約に基づく投資助言業務を行う場合には、投資運用業又は投資助言・代理業の登録をする必要があるのが原則です（法2条8項 12 号ロ、同項 11 号、28 条4項1号、同条3項1号、29 条）。もっとも、外国において投資一任業を行う投資運用会社又は外国において投資助言業務を行う投資助言会社が、国内の投資運用業者・信託銀行のみ

に対して業務を行う場合は、例外的に、投資運用業や投資助言・代理業の登録は不要となります（法 61 条1項・2項）。そのため、顧客が投資運用業者・信託銀行である本ケースにおいては、投資運用会社・投資助言会社（A）は登録を受ける必要はありません。詳細は事業スキーム例②（ｖ）（26 頁）をご参照ください。

## ④ 他の投資運用会社等が組成・運用するファンドの勧誘・販売に関する業務を行う場合

### （ｉ）国内に拠点を置く販売会社が、外国に拠点を置く投資運用会社から委託を受けて、その運用するファンドを国内投資家に対して勧誘・販売する場合

**[事例]**

国内に拠点を置く販売会社（X）が、外国の投資運用会社（A）から委託を受け、その運用するファンドを国内の投資家（B）に対し勧誘・販売する場合。

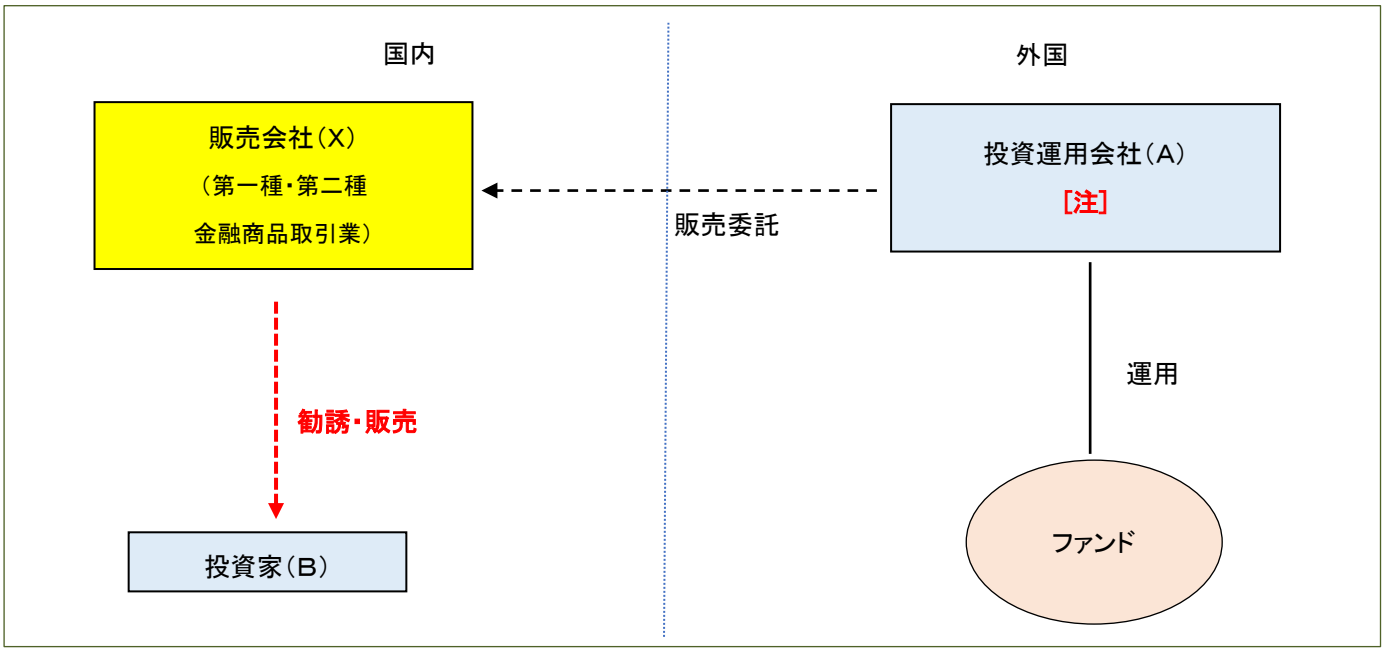


**[登録の要否・種別（販売会社（X））]**

登録要： 第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業（下記[解説参照]）。

**[解説]**

**○ 販売会社（X）による勧誘業務について**

・ 投資運用会社（A）から委託を受けてファンドを国内の投資家（B）に勧誘する場合、販売会社（X）は、そのファンドの持分が第1項有価証券であれば第一種金融商品取引業、また、第2項有価証券であれば第二種金融商品取引業の登録が必要となります（法2条8項9号、28 条1項1号、同条2項2号）（第1項有価証券と第2項有価証券の詳細については、（参考1）（1）（注2）（81 頁）参照）。

**[注]**

**○ 投資運用会社（A）の運用業務について**

・ 投資運用会社（A）が外国で組合型ファンドを運用する場合であって、国内投資家が当該ファンドに投資する場合には、当該組合型ファンドの業務執行者（無限責任組合員やジェネラルパートナー等として直接ファンドの運用を行う者をいいます）は、原則として、国内拠点を設置したうえ投資運用業の登録を受ける必要があります（法2条8項 15 号、28 条4項3号、29 条、29 条の4第1項4号ロ）。もっとも、例えば、以下の場合には、法令上、登録が不要となります。詳細は事業スキーム例②（ix）（32 頁）をご参照ください。

a. 当該組合型ファンドが、外国の投資運用会社の運用するファンドであって、国内の投資家が投資運用業者・信託銀行のみである場合（法 61 条3項）

*（⇒ （参考1）(2)②(83 頁)参照）*

b. 当該組合型ファンドが外国籍のファンドであり、その国内投資家が 10 未満の適格機関投資家又は適格機関投資家等特例業務の届出者であって、かつ、国内投資家の出資割合がファンド全体の3分の1を超えない場合（定義府令 16 条1項 13 号）

*（⇒ （参考1）(2)⑦(85 頁)参照）*

c. 当該組合型ファンドの国内投資家が適格機関投資家及び 49 名以下の一定の投資家のみで、かつ、当該業務執行者が一定の事項について事前に当局に届出を行っている場合（法 63 条）

*（⇒ （参考1）(2)⑧(86 頁)参照）*

**○ 非上場有価証券特例仲介等業者**

・ 第一種金融商品取引業のうち、非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合は資本金要件などの登録要件が緩和されています。非上場有価証券特例仲介等業務については 46 頁をご参照ください。

**（ⅱ）外国に拠点を置く証券会社が、ファンド等の金融商品を国内投資家に対して販売する場合 【登録不要なケース】**

**[事例]**

外国において証券取引業務や有価証券に関連するデリバティブ取引等に係る業務（有価証券関連業）を行っている外国証券業者（X）が、(a) 国内の証券会社、投資運用会社、銀行、保険会社その他の一定の金融機関（B）に対してファンド等の金融商品の勧誘・販売を行う場合、又は (b) 自ら勧誘を行うことなく、第一種金融商品取引業者である国内の証券会社（A）の代理・媒介によって金融商品の販売を行う場合。

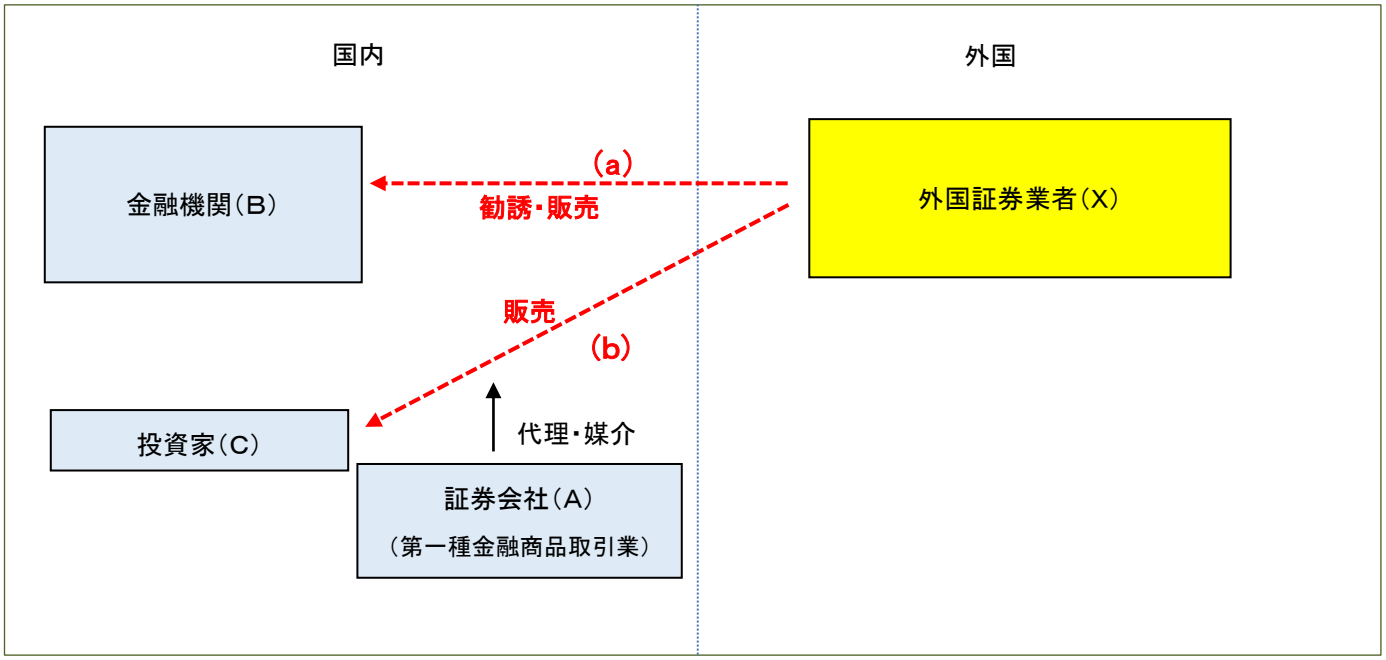


**[登録の要否・種別（外国証券業者（X））]**

一定の条件を満たす場合は、登録不要（下記[解説]参照）。

**[解説]**

**○ 外国証券会社（X）による勧誘業務について**

・ 外国証券業者（X）が、ファンド等の金融商品を国内の投資家に対して勧誘・販売する場合は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録が必要となるのが原則ですが、以下に記載する場合には、登録をせずに行うことが可能です。

(a) 外国証券業者（X）が、（ⅰ）国内において有価証券関連業を行う金融商品取引業者である金融機関（B）に対して勧誘を行う場合（法 58 条の2但書）、及び（ⅱ）銀行・保険会社・投資運用業者等の金融機関（B）に対し、それらの自己投資活動や運用業務に関して、外国から勧誘を行う場合（令 17 条の3第1号） *（⇒ （参考1）(2)①(83頁）参照）*

(b) 外国証券業者（X）が、自らは勧誘を行うことなく、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者である証券会社（A）の代理・媒介により、国内の投資家（C）に対し、外国から販売を行う場合（令 17 条の3第2号ロ） *（⇒ （参考1）(2)①(83 頁）参照）*

## ⑤ 外国の投資運用会社等が情報収集のための施設を国内に設置する場合

**[事例]**

外国において証券取引業務、投資運用業又は投資助言業務を行う外国金融機関(X)が、有価証券市場等に関する情報収集・情報提供等を行うため、国内に駐在員事務所等の施設を設置しようとする場合。

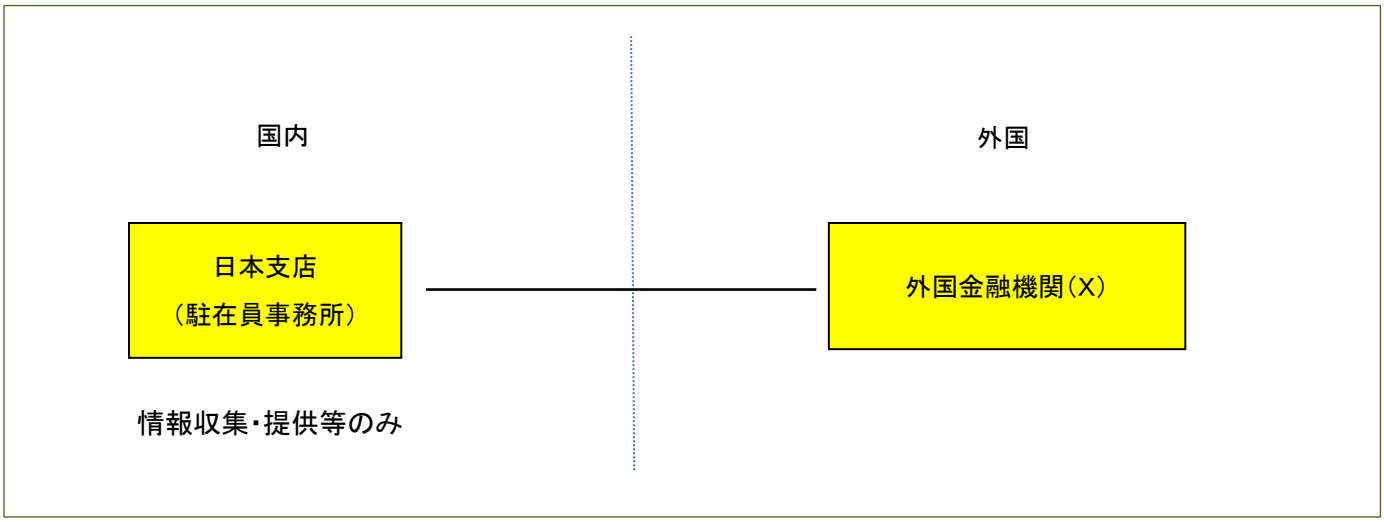


**[登録の要否・種別(外国金融機関(X))]**

登録不要。ただし、金融庁への事前の届出が必要。届出書の記載例については、以下を参照。

⇒ **参照 URL**

https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/Example_of_Notification.docx

**[解説]**

**○ 外国金融機関(X)の届出義務について**

・ 外国で証券取引業務、投資運用業又は投資助言業務を行う外国金融機関(X)が、有価証券市場等に関する情報収集・情報提供(マーケティング・セミナーの開催など、投資助言業務や特定の金融商品の勧誘とならない程度の情報提供を含みます)を行うため国内に駐在員事務所等の施設を設置する場合は、事前の届出が必要となります(法 62 条)。

## ～適格投資家向け投資運用業とは～

適格投資家向け投資運用業は、投資運用業者の参入を促進する観点から、①権利者（投資一任業の場合は、原則として、投資一任契約の相手方）を「適格投資家」に限定し（「適格投資家」の範囲については、（参考1）（3）（88 頁）参照）、②運用財産総額を 200 億円以下に限定することで、通常の投資運用業より緩和された登録要件の下で業務を行うことを可能とするものです。具体的には、以下の点において登録要件が緩和されています（法 29 条の5第1項）。

① 取締役会が不要（通常の投資運用業は取締役会設置会社又は取締役会設置会社と同種類の外国会社である必要があります）
② 最低資本金は 1,000 万円（通常の投資運用業は 5,000 万円）

また、監督指針Ⅵ－2－7、Ⅵ－3－1－2において、適格投資家向け投資運用業に必要な業務執行態勢や人的構成等に関する審査の目線を記載しております（詳細は3（2）（58 頁以下）参照）。

さらに、適格投資家向け投資運用業の登録を行った者に対しては、本来第一種金融商品取引業の登録が必要である投資信託・投資法人等の投資勧誘に関し、一定の例外が設けられております。具体的には、適格投資家向け投資運用業の登録を受けている場合において、自己が投資一任契約に基づき運用権限の全部の委託を受けて運用する投資信託や投資法人に係る受益証券・投資証券等を、適格投資家のみに対して、私募*の方法により勧誘を行う場合（私募の取扱い）、第二種金融商品取引業の登録で行うことが可能とされています（みなし第二種金融商品取引業）（法 29 条の5第2項）。

＊ 投資信託の受益証券や投資法人の投資証券（第1項有価証券）に関する「私募」とは、有価証券の新たな発行で、勧誘の相手方が①49 名以下に限定されているものや、②適格機関投資家又は特定投資家に限定されているものをいいます（法2条3項）。

（注1） 通常の投資運用業と適格投資家向け投資運用業の登録を同時に受けることはできません。したがって、適格投資家向け投資運用業の登録を受けた後に通常の投資運用業に変更登録を行う場合、適格投資家向け投資運用業に適用される特例（みなし第二種金融商品取引業を含みます）は適用されなくなることにご留意ください。

（注2） 適格投資家向け投資運用業を行う場合、運用財産総額が 200 億円を超えることとならないような措置や、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じる必要があります（監督指針Ⅵ－3－1－2（3）参照）。

## ～投資運用関係業務受託業とは～

投資運用関係業務受託業は、投資運用業者の参入を促進する観点から、投資運用業者等から委託を受けて投資運用関係業務（①計理業務、②コンプライアンスのための業務）を請け負う業者について、業務の適切な品質を確保することを目的とした任意的登録制度です。登録の対象となる投資運用関係業務の詳細は以下の通りとなります。

①計理業務：運用対象財産（金商法の規定により投資運用業等を行うことができる者が法 42 条1項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下同じ。）を構成する有価証券その他の資産及び当該資産から生ずる利息又は配当金並びに当該運用対象財産の運用に係る報酬その他の手数料を基礎とする当該運用対象財産の評価額の計算に関する業務

②コンプライアンスのための業務：法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務

※投資運用関係業務は、委託する業者における投資運用業の質を左右し得る一定の継続性・能動性を有するものであり、そのような性質を有しない業務（個別の紛争対応やアドホックな研修、委託者の求めに応じたアドバイザリー業務など）は投資運用関係業務には該当しません。

投資運用業者が、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合、当該業務を執行する者に代わって、委託先の監督を適切に行い、必要に応じて委託先へ適確な指示を行う能力を有する者を確保することで足り、人的な体制の整備において投資運用業の登録要件の緩和を受けることができます。

投資運用関係業務を外部へ委託する投資運用業者（投資運用関係業務受託業者以外への委託も含む）は、登録申請書において、投資運用関係業務を委託する旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容等を記載する必要があります（法 29 条の2第1項 12 号）。このうち、投資運用関係業務の内容については、その具体的な内容として、次に掲げる業務のうちどの業務を委託するかについて明記する必要があります。

①計理業務の具体的内容

(a) 投資信託財産に係る計算及びその審査（投資信託財産の基準価額の算出及び当該算出に向けた投資信託の設定・解約の集計、資産の約定照合、利金・配当金等の計上等を含む。）

(b) 上記(a)のほか、運用対象財産の評価額の計算及びその審査

⇒投資運用業者が投資運用関係業務受託業者に(a)又は(b)の業務を委託する場合、当該業務を執行する者に代わって、委託先の監督を適切に行い、必要に応じて委託先へ適確な指示を行う能力を有する者を確保することで足りる。

②コンプライアンスのための業務の具体的内容

(a) 法令等遵守の観点から定期的な業務実態の把握、課題の指摘及び対応策の検討その他これに関連する業務

(b) コンプライアンスに関する社内規則その他マニュアル等の案文作成・管理

(c) コンプライアンス研修の定期的な企画・実施その他コンプライアンスに関する情報の提供

⇒投資運用業者が投資運用関係業務受託業者に(a)から(c)を全て委託する場合、当該業務を執行する者に代わり、委託先の監督を適切に行い、必要に応じて委託先へ適確な指示を行う能力を有する者を確保すれば足りる（(a)から(c)のいずれかを委託する場合、委託の範囲で要件緩和を受けることが可能）。

また、投資運用関係業務受託業者向けの監督指針において、投資運用関係業務受託業者に必要な業務執行態勢や人的構成等に関する審査の目線を記載しております。

## ～非上場有価証券特例仲介等業務とは～

スタートアップ等が発行する非上場有価証券の仲介業務への新規参入を促進し、その流通を活性化させる観点から、非上場有価証券について、特定の行為を行う場合、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和しております。具体的には、以下のいずれかの行為を業として行う場合、非上場有価証券特例仲介等業務に該当します。

① 有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、店頭売買有価証券を除く。）に係る次に掲げる行為
   (i) 売付けの媒介又は金商法2条8項9号に掲げる行為（一般投資家を相手方として行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために行うものを除く。）
   (ii) 買付けの媒介（一般投資家のために行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として行うものを除く。）
② ①に掲げる行為に関して顧客から金銭の預託を受けること（①に掲げる行為による取引の決済のために必要なものであつて、当該預託の期間が一週間を超えないものに限る。）。

第一種金融商品取引業のうち、非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うことにより、緩和される登録要件としては、例えば、資本金及び純財産額の減額や自己資本規制比率の撤廃等があります。登録要件の詳細は3（2）（58 頁以下）をご参照ください。

## 災害等により海外における業務継続が困難になった<br>金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度

投資運用業者等の金融事業者が、海外における業務を継続することが困難になった場合に、日本での一時的な業務の実施を選択する状況に対応するため、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第1項各号（金融商品取引業から除かれるもの）に掲げる行為として、一定の要件を満たす海外金融事業者が国内において行う金融商品取引業に該当する行為のうち、金融庁長官の承認を受けて行うものが新たに追加されました（令和2年7月 22 日施行）。

外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が、災害その他の事由により当該外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合において、承認申請書及び添付書類を金融庁長官に提出し、金融庁長官の承認を受けて期間（3か月以内に限ります。）を限定して当該業務を行うときは、金融商品取引業の登録は不要となります（定義府令 16 条1項 17 号）。（⇒（参考1）（2）⑨（86 頁）参照）

## 3 登録手続及び登録要件

### （1） 登録手続及び登録申請書類等の概要

#### ① 登録手続の流れ

金融商品取引業の登録手続の一般的な流れは、以下のとおりです。英語による登録手続を行う場合と日本語による登録手続を行う場合で担当窓口が異なりますので、該当するフローチャートをご確認ください。なお、英語による登録手続が可能となる条件については、下記「②拠点開設サポートオフィス／財務局・財務事務所へのコンタクト等」をご確認ください。

また、事前相談含め、登録手続を円滑に進めるためには、(ⅰ)具体的な業務の内容及び方法、(ⅱ)人的構成、(ⅲ)内部管理態勢について、申請者が早期に確定させる必要がありますので、十分考慮ください。

**【A. 英語による登録手続を行う場合】**

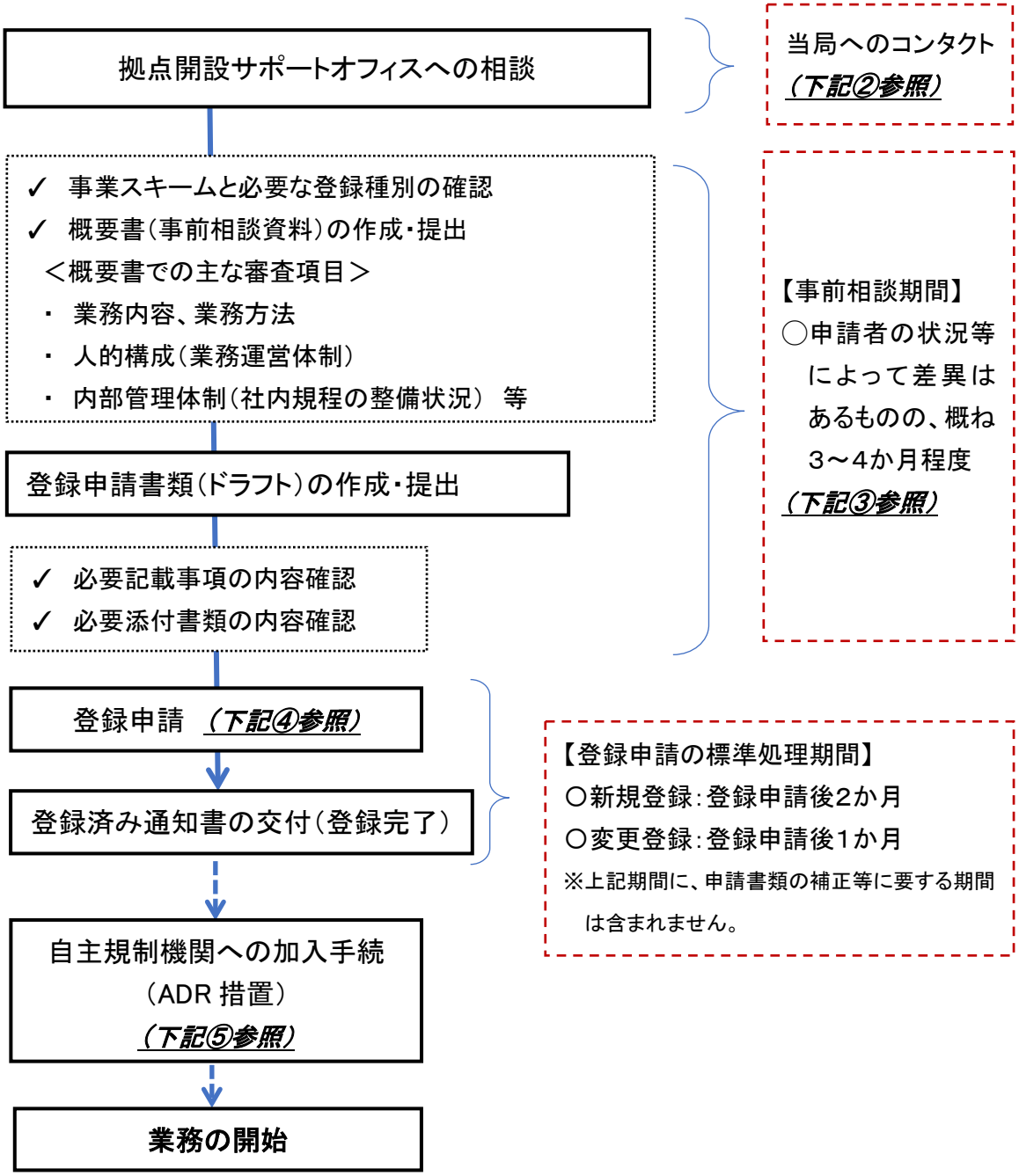

## 【B. 日本語による登録手続を行う場合】

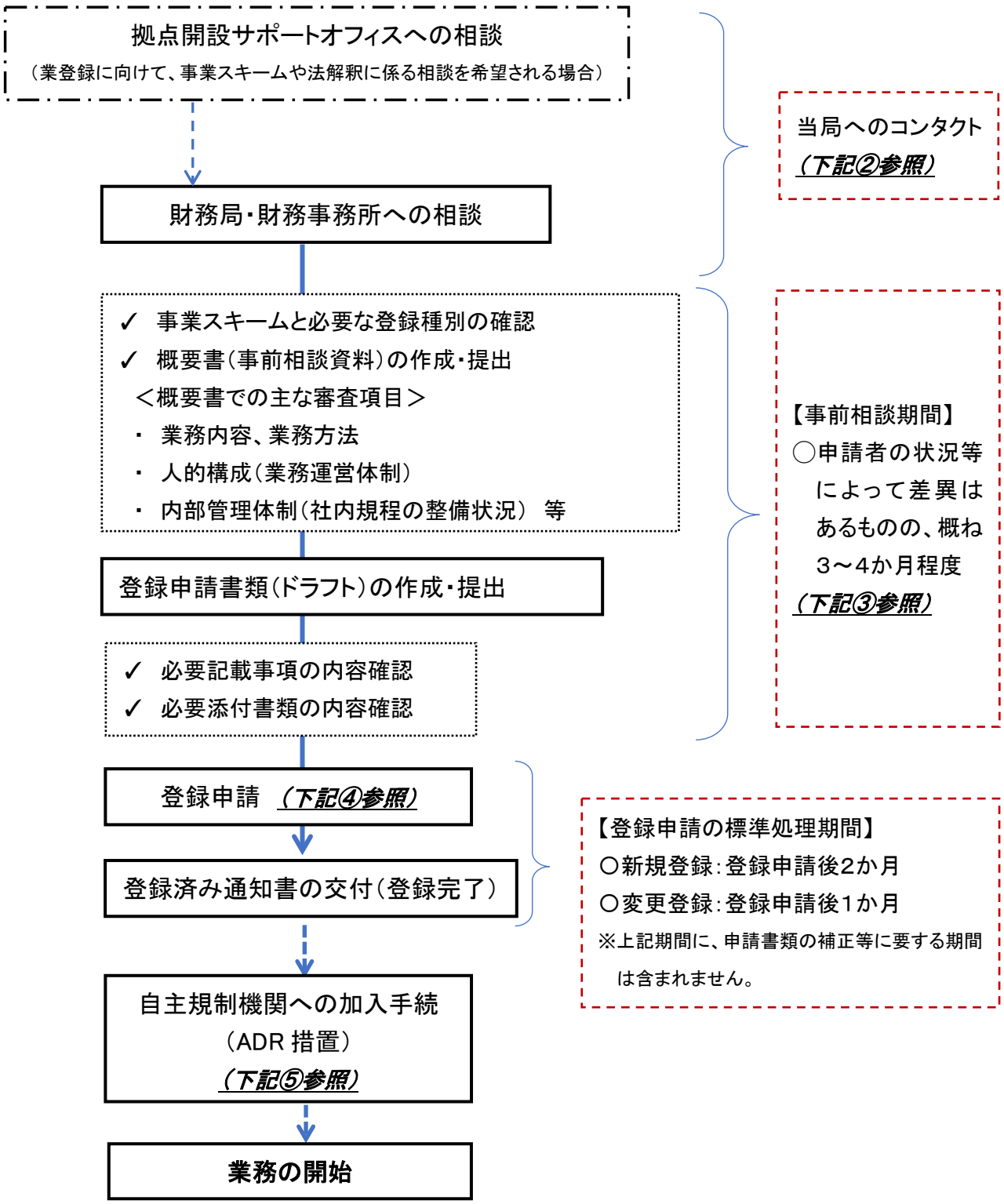

## ② 拠点開設サポートオフィス／財務局・財務事務所へのコンタクト等

○ 拠点開設サポートオフィスへのコンタクト

金融庁・財務局合同で立ち上げた拠点開設サポートオフィスでは、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等について、事前相談含む登録手続及び登録後の監督を、ワンストップで英語にて対応しております。以下の（ⅰ）及び（ⅱ）が、英語による書類提出が可能となる条件であり、登録手続及び登録後の監督の対象となります。詳細につきましては、「金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件」をご確認ください。

なお、（ⅰ）又は（ⅱ）の条件に該当しない場合にも、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等を含む全ての海外金融事業者からの、金融商品取引業の登録に向けた事業スキームや法解釈に関する相談及び本ガイドブックに関する照会等を、日本語・英語にて受け付けています。

（ⅰ）英語による書類提出が可能となる業

以下の業に該当する場合は、英語による書類提出が可能となります。

(a) 第一種金融商品取引業※1（法 28 条 1 項）（金融商品取引業等に関する内閣府令第 2 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件（令和 4 年金融庁告示第 13 号）（以下「英語告示」）1 号）

(b) 投資運用業（法 28 条4項）（英語告示 2 号）

(c) 投資助言・代理業（法 28 条3項）（英語告示 2 号）

(d) 運用業務に関連する以下の第二種金融商品取引業（英語告示 2 号）

イ. 運用業者が自社設定した投資信託やファンドの販売業務を行う場合（法 28 条2項1号）

ロ. 特定投資家を相手方として、グループ会社が運用する組合型ファンド（集団投資スキーム持分）の販売業務を行う場合（法 28 条2項2号）

ハ. 投資法人の資産運用会社及び適格投資家向け投資運用業者のみなし第二種金融商品取引業に係る業務を行う場合（投信法 196 条 2 項、法 29 条の 5 第 2 項）

(e) 投資運用関係業務受託業（法2条 44 項）（英語告示 3 号）

※1 第一種金融商品取引業のうち、特定投資家を相手方として行うものであって、取り扱う有価証券が外国投資信託の受益証券、外国投資証券などの一定の有価証券のみであるもの。

（ⅱ）英語による書類提出が可能となる者

以下のいずれかの者に該当する場合は、英語による書類提出が可能となります。

(a) 以下のイ.～ハ.に応じ、それぞれ外国においてイ.～ハ.に記載の業務を行っている者

イ. （ⅰ）(a)の業の登録を希望する場合：第一種金融商品取引業と同種類の業務（英語告示 1 号イ）

ロ. （ⅰ）(b)～(d)の業の登録を希望する場合：投資助言・代理業又は投資運用業と同種類の業務（英語告示 2 号イ）

ハ. （ⅰ）(e)の業の登録を希望する場合：投資運用関係業務受託業と同種類の業務（英語告示 3 号イ）

(b) (ii)(a)の親会社等、子会社等又は関連会社等（英語告示 1 号ロ、2 号ロ、3 号ロ）

(c) (ii)(a)の役職員であった者（英語告示 2 号ハ、3 号ハ）

(d) (ii)(a)の役職員である者又はこれらであった者を役員又は重要な使用人とする者（英語告示 1 号ハ、2 号ニ、3 号ニ）

⇒ **参照 URL**

拠点開設サポートオフィス （金融庁・財務局）

https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html

| | | | |
|---|---|---|---|
| 拠点開設サポートオフィス | 〒103-0026 | 東京都中央区日本橋兜町 8－1<br>FinGATE TERRACE 7 階 | e-mail: marketentry@fsa.go.jp<br>tel: 03-6667-0551 |

※複雑なご質問や具体的なご相談をご希望の際には、まず、ご質問・ご相談内容の詳細を、関連資料と共にメールにてお送りください。

○ 財務局・財務事務所へのコンタクト

上記（ⅰ）又は（ⅱ）の条件に該当しない場合には、登録申請書の提出先などの具体的な手続の担当窓口は、申請者の本店等の所在地を管轄する財務局又は財務事務所となります（登録に向けた事業スキームや法解釈に関する相談及び本ガイドブックに関する照会等は拠点開設サポートオフィスにおいて受け付けます。）。

金融商品取引業の登録を希望される場合には、概要書を作成する前に、当該財務局・財務事務所（投資助言・代理業において、国内に営業所等を有しない外国事業者の場合は、関東財務局）の担当部署へご連絡ください。

各財務局・財務事務所の具体的な窓口及び連絡先については、（参考2）「財務局/財務事務所の連絡窓口」（90・91頁）をご参照ください。

○ 関係自治体等との連携

金融庁は、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等に対して包括的なご支援を行うために、相談内容に応じて関係自治体等と連携する場合がございます。連携する主な関係自治体等の情報については以下を参照ください。

⇒ **参照 URL**

・金融ワンストップ支援サービス （東京都）

https://www.startup-support.metro.tokyo.lg.jp/for_foreign/financial_support/jp/

・Global Business Support （福岡市）

https://financialcity.fukuoka.jp/en/finance.html

・国際金融ワンストップサポートセンター大阪（大阪府、大阪市）

https://global-financial-city-osaka.jp/onestop/

・札幌海外企業受入ワンストップ窓口（札幌市）

https://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/step.html

・対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）（独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO））

https://www.jetro.go.jp/invest/jetros_support/ibsc/

### ③　事前相談

・ 事前相談は、申請者の想定している事業スキームや組織体制等について確認するとともに、法令・監督指針との整合性や提出書類の内容等について事前に一定の審査を行うことを目的として行うものとなります。

・ 事前相談においては、一般的に、まず事業スキームや組織体制等について説明いただくとともに、必要に応じてヒアリング等により具体的な内容を確認いたします。その際には、任意の資料（会社概要や事業スキーム図、組織図等）に基づき説明いただくことも可能です。また、法令や監督指針上の必要事項の確認のため、概要書等の書類を作成いただき、その記載内容に基づいてより詳細な事項の確認を行っていきます。

・ 概要書は、金融商品取引業に係る登録申請に当たって、法令上確認すべき事項や監督指針上の着眼点についての確認の際、申請者との対話を円滑に実施することを目的に、事前相談期間において作成を求めているものです。概要書は、拠点開設サポートオフィス/財務局・財務事務所でご相談のうえ作成いただきますので、登録申請を希望される場合には、概要書を作成する前に、当局の担当窓口までお問い合わせください。

・ 事前相談における確認事項は、登録業種や事業スキームによって異なりますが、例えば以下のような事項があります。

- 申請者の概要（資本金、役職員数、主要株主、主要取引銀行など）
- 申請を行おうとする経緯・目的、経営計画・収支計画
- 業務の内容・方法（事業スキーム、取り扱う金融商品の概要や運用期間、顧客属性、顧客勧誘説明の方法など）
- 業務体制（業務を的確に遂行するに足りる人的構成、社内規則の整備状況など）
- その他の法令・監督指針に定める各種義務・留意事項等に関する措置（業務執行態勢、勧誘・説明態勢、弊害防止措置・忠実義務など）

・ 必要事項の確認後、登録申請書類（添付書類を含みます）のドラフトをご作成いただき、必要な記載事項や添付書類の内容について確認いたします。

・ 事前相談にかかる期間は、事業スキームの規模や複雑性などの様々な事情によって大きく異なる可能性がありますが、平均的には、概ね3～4か月程度となります。なお、事業スキームなどに変更が生じた場合は、再確認などの時間を要することにご留意ください。

## ④　登録申請（登録申請書類の提出）

・ 事前相談において必要な事項の確認が完了次第、登録申請書類の作成・提出を行います。なお、申請には、登録免許税として、15 万円の納付が必要になります。また、実際の納付に際しては、各財務局の所在地を管轄する税務署に納付することにご注意ください（納付先の税務署は、拠点開設サポートオフィス又は各財務局にお問い合わせください）。

・ 登録申請書には、各種添付書類を添付する必要があります。登録申請の際の主な添付書類は以下のとおりです。

**○ 主な添付書類**

| 添付する書類 | 法人 | 個人<br>（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業のみ） | 備　考 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| 登録申請者の誓約書 | ○ | ○ | | 法 29 条の2第2項1号 |
| 業務の内容及び方法を記載した書類 | ○ | ○ | 記載事項については、金商業等府令8条参照。また、投資運用業の場合は監督指針Ⅵ－3－1－1（2）を、さらに、適格投資家向け投資運用業の場合は監督指針Ⅵ－3－1－2（4）も参照。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令8条 |
| 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面 | ○ | ○ | 投資運用業の場合の記載事項については、監督指針Ⅵ－3－1－1（3）を、さらに、適格投資家向け投資運用業の場合は、監督指針Ⅵ－3－1－2（5）も参照。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条1号 |
| 役員及び重要な使用人の履歴書 | ○ | － | 登録申請者の役員が法人である場合は、当該法人役員の沿革。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条2号イ |
| 役員及び重要な使用人の住民票の抄本等 | ○ | － | 日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面（宣誓供述書等）。<br>登録申請者の役員が法人である場合は、登記事項証明書、又は、これに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条2号ロ |
| 役員及び重要な使用人が破産者でないことの証明書等 | ○ | － | 本籍のある市区町村にて交付。<br>外国人の場合はこれに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条2号二 |
| 役員及び重要な使用人の誓約書 | ○ | － | | 法 29 条の2第2項2号、 |

| 添付する書類 | 法人 | 個人<br>（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業のみ） | 備　考 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 金商業等府令9条2号ホ |
| 登録申請者及び重要な使用人の履歴書 | ― | ○ | | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条3号イ |
| 登録申請者及び重要な使用人の住民票の抄本等 | ― | ○ | 日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条3号ロ |
| 登録申請者及び重要な使用人が破産者でないことの証明書等 | ― | ○ | 本籍のある市区町村にて交付。<br>外国人の場合はこれに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条3号ニ |
| 重要な使用人の誓約書 | ― | ○ | | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条3号ホ |
| 特定関係者（親法人等、子法人等及び持株会社）の状況を記載した書類 | ○ | ○ | 第一種金融商品取引業の場合は、関係会社（金商業等府令 177 条6項）を含む。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条4号 |
| 金融商品取引業務に関する社内規則 | ○<br>（投資助言・代理業を除く） | ― | 金融商品取引業協会（登録申請者が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入しない場合のみ提出。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条5号 |
| 金商業等府令第 13 条第2号に掲げる基準に該当しないことを証する書面 | ○<br>（第二種金融商品取引業のみ） | ○<br>（第二種金融商品取引業のみ） | 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合のみ提出。（3（2）②（ⅴ）(a)（67 頁）参照） | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条7号 |
| 不動産関連特定投資運用業を行う場合における業務遂行能力に関する事項を記載した書面 | ○<br>（投資運用業のみ） | ― | 不動産関連特定投資運用業を行う場合のみ提出。（3（2）②（ⅴ）(b)（68 頁）参照） | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条8号 |
| 暗号等資産及び金融指標の概要を説明した書類 | ○<br>（投資助言・代理業を除く） | ○<br>（第二種金融商品取引業のみ） | 暗号等資産又は暗号等資産に係る金融指標を原資産とするデリバティブ取引についての業務（金商業等府令8条 12 号参照）を行う場合のみ提出。 | 法 29 条の2第2項2号、金商業等府令9条 10 号 |

| 添付する書類 | 法人 | 個人<br>（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業のみ） | 備　考 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| | | | ※ただし、暗号等資産関連デリバティブ取引は、当面の間、店頭デリバティブ取引等に該当するものとして、第一種金融商品取引業の登録が必要。 | |
| 投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し | ○<br>（投資運用業のみ） | ― | 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合のみ提出。 | 法 29 条の4第1項第1号の2、金商業等府令9条 11 号イ |
| 投資運用関係業務の監督を行う役員又は使用人の履歴書及び住民票の抄本等 | ○<br>（投資運用業のみ） | ― | 住民票の抄本について、日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法 29 条の4第1項第1号の2、金商業等府令9条 11 号ロ、同号ハ |
| 定款 | ○ | ― | | 法 29 条の2第2項3号 |
| 登記事項証明書 | ○[*1] | ― | 登録申請者が、投資助言・代理業のみを登録する、日本に営業所を設置しない外国法人の場合は、これに代わる書面（本社の所在地及び役員を証明する書類） | 法 29 条の2第2項3号 |
| 最終の貸借対照表（関連する注記を含む）及び損益計算書（関連する注記を含む） | ○ | ― | | 法 29 条の2第2項3号、金商業等府令 10 条1項1号 |
| 純財産額を算出した書面 | ○<br>（第一種金融商品取引業・投資運用業のみ） | ― | | 法 29 条の2第2項3号、金商業等府令 10 条1項2号イ |
| 主要株主の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所又は居所）並びに当該主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面 | ○<br>（第一種金融商品取引業・投資運用業のみ） | ― | 登録申請者が外国法人の場合は、左記に加えて、主要株主に準ずる者に関する外国当局の確認が行われていることを証する書面又はこれに準ずる書面。 | 法 29 条の2第2項3号、金商業等府令 10 条1項2号ロ、同号ハ |

| 添付する書類 | 法人 | 個人<br>（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業のみ） | 備　考 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| 外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行っている者（その発行済株式又は出資の持分の全部を所有している者が第一種金融商品取引業と同種類の業務を行っている者を含む）であることを証する書面 | ○<br>（第一種金融商品取引業で、登録申請者が外国法人の場合のみ） | ― | | 法 29 条の2第2項3号、金商業等府令 10 条1項3号イ |
| 自己資本規制比率を算出した書類 | ○<br>（第一種金融商品取引業（非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合を除く）のみ） | ― | | 法 29 条の2第2項3号、金商業等府令 10 条1項3号ロ |
| 登録免許税領収書 | ○ | ○ | | |

*1　法令上、添付書類として規定されている法人である申請者の登記事項証明書（法 29 条の2第2項3号）は、当局において取得するため、添付書類として提出する必要はありません。

・ 50 頁記載の（ｉ）及び（ii）の条件に該当しない場合には、提出書類は基本的に日本語で作成する必要がありますが、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付すことになります。なお、その場合にも、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等の議事録であって、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことで足ります。

・ 第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業に関する登録申請書並びに一部の添付書類の記載例等（日本語のみ）については、以下の各リンク（関東財務局）をご参照ください。

第二種金融商品取引業：https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/kinshotorihou/mokuji_yousikisyuu.htm

投資助言・代理業：https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/toushijogen/tourokuyoshiki.htm

## ⑤ 自主規制機関への加入

・自主規制機関（金融商品取引業協会）の種類

国内における金融商品取引業に関係する自主規制機関（金融商品取引業協会）（以下「協会」）と、各協会の対象とする主な業務の概要は、以下のとおりです（対象業務・会員資格の具体的範囲については、各協会のウェブサイトをご参照いただくか、各協会に直接ご照会ください）。

| | | |
|---|---|---|
| 日本証券業協会 | ： | 第一種金融商品取引業 |
| 一般社団法人 資産運用業協会 | ： | 投資助言・代理業、投資運用業（投資一任業、ファンド運用業、投資法人資産運用業及び投資信託委託業） |
| 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | ： | 第二種金融商品取引業 |
| 一般社団法人金融先物取引業協会 | ： | 通貨関連デリバティブ取引その他一定のデリバティブ取引 |

・協会への加入の要否

法令上は、協会への加入は任意とされております。もっとも、投資助言・代理業のみを行う場合を除き、協会に加入しない場合は、登録要件として、協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則の作成・社内体制の整備が必要となるため（法 29 条の4第 1 項4号二）、登録手続において、かかる社内規則・社内体制の整備状況について説明・資料のご提出をいただくことになります。なお、現在、第一種金融商品取引業や投資運用業を行う金融商品取引業者は、一部の例外を除き、基本的に対応する協会に加入いただいております。

・ADR 措置

金融商品取引業者は、営業を開始する前に、所定の苦情処理措置・紛争解決措置（ADR 措置）を行うことが必要となります（法 37 条の7）。現在、第一種金融商品取引業を行う場合は、指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）を利用した ADR 措置が必要になり、また、その他の種別の金融商品取引業者についても、対応する協会の会員となることで、FINMAC を利用することが可能です（第二種金融商品取引業者については、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入しない場合であっても、FINMAC に個別利用登録を行うことにより ADR 措置として利用可能です）。協会に加入しない投資運用業者及び投資助言・代理業者は、FINMAC を利用することができませんが、他の苦情処理・紛争解決措置（法 37 条の7、金商業等府令 115 条の2参照）を利用することも可能ですので、あらかじめ十分にご確認ください。

・加入手続について

各協会への加入は、金融商品取引業者としての登録が完了した後になされます。もっとも、加入手続には一定の期間を要しますので、登録完了後速やかに営業を開始するためには、財務局・財務事務所への事前相談の段階から協会との間で加入に関する相談を行っておくことが望ましいものと思われます。なお、各協会への加入手続の詳細については、各協会のウェブサイトをご参照いただくか、各協会に直接ご照会ください。

## （2） 各金融商品取引業の登録要件

### ① 金融商品取引法及び監督指針に定められる登録要件の概要

○　金融商品取引法に定める登録要件等

| | 第一種金融商品取引業 | 第二種金融商品取引業 | 投資運用業 | 適格投資家向け投資運用業 | 投資助言・代理業 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 登録申請者又はその役員等が過去に一定の処分・刑罰等を受けていないこと | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 法29条の4<br>1項1号イ～ハ<br>同項2号・3号ロ |
| 他に行う事業が公益に反しないこと | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 法29条の4<br>1項1号ニ |
| 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らし金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないと認められること及び金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有すること<br>＊ 下記「監督指針に定める人的構成・体制整備に係る要件」参照 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 法29条の4<br>1項1号ホ |
| 金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていること<br>＊ 下記「監督指針に定める人的構成・体制整備に係る要件」参照 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 法29条の4<br>1項1号ヘ |
| 登録申請の対象となる金融商品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保すること<br>＊ 下記「監督指針に定める人的構成・体制整備に係る要件」参照 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 法29条の4<br>1項1号の2<br>同項3号イ |
| 資本金 | 5,000万円（ただし、非上場有価証券特例仲介等業務のみ登録を受ける場合は、1,000万円） | 1,000万円 | 5,000万円（ただし、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、自己と密接な関係を有する者に | 1,000万円 | ― | 法29条の4<br>1項4号イ |

| | 第一種金融商品取引業 | 第二種金融商品取引業 | 投資運用業 | 適格投資家向け投資運用業 | 投資助言・代理業 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 顧客の金銭又は有価証券を預託させない場合は、1,000万円） | | | |
| **国内における営業所等** | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | 法29条の4<br>1項4号ロ |
| **（外国法人の場合）国内における代表者** | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | 法29条の4<br>1項4号ハ |
| **（協会に加入しない場合）協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則の作成・社内体制の整備** | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | 法29条の4<br>1項4号ニ |
| **株式会社（取締役会及び監査役、監査等委員会又は指名委員会等を置くものに限る）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人**<br>**＊　第一種金融商品取引業を行う場合で外国法人の場合は、外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行っている者（その発行済株式又は出資の持分の全部を所有している者が第一種金融商品取引業と同種類の業務を行っている者を含む）であることも必要** | ○ | ― | ○ | ○<br>（ただし、取締役会は不要） | ― | 法29条の4<br>1項5号イ |
| **純財産額** | 5,000万円（ただし、非上場有価証券特例仲介等業務のみ登録を受ける場合は、1,000万円） | ― | 5,000万円（ただし、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、自己と密接な関係を有する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させ | 1,000万円 | ― | 法29条の4<br>1項5号ロ |

| | 第一種金融商品取引業 | 第二種金融商品取引業 | 投資運用業 | 適格投資家向け投資運用業 | 投資助言・代理業 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ない場合は、1,000万円） | | | |
| **損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずる業務の不存在** | ○ | ― | ○ | ○ | ― | 法29条の4<br>1項5号ハ |
| **不適格な主要株主の不存在** | ○ | ― | ○ | ○ | ― | 法29条の4<br>1項5号ニ～ヘ |
| **自己資本規制比率** | 120%（ただし、非上場有価証券特例仲介等業務のみ登録を受ける場合は、自己資本規制比率の算出を行う必要はない。） | ― | ― | ― | ― | 法29条の4<br>1項6号イ |
| **他の第一種金融商品取引業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号を用いないこと** | ○ | ― | ― | ― | ― | 法29条の4<br>1項6号ロ |
| **供託金** | ― | 1,000万円（個人の場合のみ） | ― | ― | 500万円 | 法31条の2 |
| **全ての権利者が適格投資家のみであること** | ― | ― | ― | ○ | ― | 法29条の5<br>1項1号 |
| **運用財産総額が200億円以下であること** | ― | ― | ― | ○ | ― | 法29条の5<br>1項2号 |

⇒ **参照 URL**

- FAQ (Section 6 Financial Instruments Business Operators, etc. – Business regulation, Q12, Q15 and Q16)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section06.html#06-12

○ 監督指針に定める人的構成・体制整備に係る要件

| | 第一種<br>金融商品取引業 | 第二種<br>金融商品取引業 | 投資運用業 | 適格投資家向け投資運用業 | 投資助言・<br>代理業 |
|---|---|---|---|---|---|
| **経営者** | 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| **常務に従事する役員** | 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。 | 同左 | 同左（ただし、「金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験」とは、金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する意思決定を適切に行うことができる知識・能力をいい、過去に投資運用業に関する業務に従事していた経験は必ずしも問わない。） | 同左 | 第一種金融商品取引業に同じ |
| **常勤役職員** | 常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務を３年以上経験した者が複数確保されてい | — | — | — | — |

| | 第一種<br>金融商品取引業 | 第二種<br>金融商品取引業 | 投資運用業 | 適格投資家向け投資運用業 | 投資助言・<br>代理業 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ること。（ただし、非上場有価証券特例仲介等業務のうち一定の業務を行う場合には、常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務（金商法29条の5第2項に規定する業務を含む。）を1年以上経験した者が1名以上確保されていることとする。監督指針Ⅵ－4－1（2）①ハも参照。） | | | | |
| **資産運用担当者等** | ― | ― | 権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。また、運用権限を委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。 | 運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されていること。<br>イ．運用を行おうとする資産に関し、少なくとも1年以上、助言又は運用を行う業務に従事していた者<br>ロ．イに準ずる者 | 有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者として、有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。 |
| **各部門の人的構成** | 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。 | 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。 | 同左 | 同左 | 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員及び内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。 |

| | 第一種<br>金融商品取引業 | 第二種<br>金融商品取引業 | 投資運用業 | 適格投資家向け投資運用業 | 投資助言・<br>代理業 |
|---|---|---|---|---|---|
| | （特に元引受け業務を行う際には当該業務を公正かつ的確に遂行することができる態勢・人員を確保すること） | | | | |
| **コンプライアンス担当者** | 営業部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。 | 同左 | 資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。(ただし、投資運用関係業務のうち 45 頁②(a)～(c)までに掲げる投資運用関係業務について、投資運用関係業務受託業者に、いずれも委託する場合にあっては、当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者[*1]が確保されていれば足りる。監督指針Ⅵ－３－１－１（１）①ニも参照。) | 独立したコンプライアンス担当者として、次のいずれかに該当する者が１名又は２名以上確保されていること（コンプライアンス業務を外部委託する場合は、当該外部委託先を監督する者を確保することで足りる)。<br>イ．金融商品取引業に関し、少なくとも１年以上、法令等を遵守させるための指導に関する業務に従事していた者<br>ロ．イに準ずる者 | コンプライアンス担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。 |
| **各種業務に係る体制整備が可能な要員の確保** | 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。<br>a 帳簿書類・報告書等の作成、管理<br>b ディスクロージャー<br>c 顧客資産の分別管理<br>d リスク管理<br>e 電算システム | 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。<br>a 帳簿書類・報告書等の作成、管理<br>b ディスクロージャー<br>c リスク管理<br>d 電算システム管理<br>e 売買管理、顧 | 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。<br>a 帳簿書類・報告書等の作成、管理<br>b ディスクロージャー<br>c 運用財産の分別管理<br>d リスク管理<br>e 電算システム管 | （左記「投資運用業」と同様の）各種体制整備（運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らして、行おうとする業務の適確な遂行に必要とならないものを除く）に必要な要員が１名又は２名以上確保されているこ | 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。<br>a 帳簿書類・報告書等の作成、管理<br>b ディスクロージャー<br>c リスク管理<br>d 電算システム管理<br>e 顧客管理 |

| | 第一種<br>金融商品取引業 | 第二種<br>金融商品取引業 | 投資運用業 | 適格投資家向け投資運用業 | 投資助言・<br>代理業 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 管理<br>f 売買管理、顧客管理<br>g 広告審査<br>h 顧客情報管理<br>i 苦情・トラブル処理<br>j 内部監査 | 客管理<br>f 広告審査<br>g 顧客情報管理<br>h 苦情・トラブル処理<br>i 内部監査 | 理<br>f 管理部門による運用状況管理、顧客管理<br>g 法人関係情報管理<br>h 広告審査<br>i 顧客情報管理<br>j 苦情・トラブル処理<br>k 運用部門による資産運用業務の執行<br>l 内部監査<br>m運用対象財産に係る計算及びその審査（ただし、45頁①(a)又は(b)に掲げる投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合にあっては、当該投資運用関係業務については、当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者が確保されていれば足りる。監督指針Ⅵ－３－１－１（１）①へも参照。） | と。<br>（法令等の遵守が適切になされるような体制が整備されると認められる場合には、コンプライアンス担当者と同一人物となることを妨げない） | f 広告審査<br>g 顧客情報管理<br>h 苦情・トラブル処理<br>i 内部監査 |

*1 投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者とは、投資運用関係業務受託業者に委託する投資運用関係業務の内容を理解し把握するとともに、当該投資運用関係業務受託業者に対して適確に指示を行う能力がある者をいい、当該投資運用関係業務を直接遂行するにあたって必要な知識及び経験並びに過去に投資運用業に関する業務に従事していた経験は問いません。

⇒ **参照 URL**

- FAQ (Section 6 Financial Instruments Business Operators, etc. – Business regulation, Q13 and Q14)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section06.html#06-13

## ② 人的構成要件

具体的にどの程度の人員・体制の整備が必要かについては、それぞれの申請者の事業スキームに応じて、個別具体的に実態に即して判断されます。したがって、画一的な基準を設けることはできませんが、以下のような点にご留意ください。

（ｉ）コンプライアンスのための業務の外部委託

上記（①「○監督指針に定める人的構成・体制整備に係る要件」コンプライアンス担当者）のとおり、金融商品取引業者は原則としてコンプライアンス部門・担当者を設置する必要がありますが、投資運用業等を行うことができる者は、コンプライアンス業務を投資運用関係業務受託業者に委託し、人的な体制整備における要件緩和を受けることができます。

○ 投資運用関係業務を委託する業者

投資運用関係業務を委託する業者については、監督指針において、以下のとおり、投資運用関係業務を委託する業者に関する留意事項について記載しております（監督指針Ⅵ－３－１－１（７））。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する業者に係る体制審査に当たっては、監督指針Ⅲ－２－７（２）に準ずるほか、例えば、以下の点に留意することになります。

(a) 委託先の投資運用関係業務受託業者に対し、委託した投資運用関係業務の遂行に関して必要な情報を適時に提供する体制が整備されているか。

(b) 委託先の投資運用関係業務受託業者から受けた指摘等を適切に反映する体制が整備されているか。

(c) 監督指針Ⅵ－３－１－１（１）①ニただし書及び同へｍただし書において確保される者が、投資運用関係業務受託業者に委託した投資運用関係業務を適切に監督し、委託先の投資運用関係業務受託業者に必要に応じて適切な指示等を行うことができる体制が整備されているか。

○ 適格投資家向け投資運用業（海外投資家等特例業務及び移行期間特例業務）

適格投資家向け投資運用業については、監督指針において、以下のとおり、コンプライアンス業務を外部委託する際の留意事項について記載しております（監督指針Ⅵ－２－７－１（２））。なお、下記の留意事項は、あくまで一般的な例示であり、業務の内容等に照らし、追加的な検証を必要とする場合もあります。

(a) 委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。

(b) 国内外のグループ法人にコンプライアンス業務を委託する場合には、当該法人のコンプライアンス機能の具備状況や委託業務の執行状況等からみて、適格投資家向け投資運用業者のコンプライアンスに関する体制が構築されていると評価できるか。

(c) 弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者にコンプライアンス業務を委託する場合には、以下の点に留意しているか。

イ. 業務を委託している弁護士等は、金融商品取引業に関し法令等を遵守するために必要な指導等を適正に遂行することができると認められる者であるか。

ロ. 当該弁護士等との間で締結している委託契約において、次に掲げる事項について規定しているか。

a. 法令等遵守の観点から業務実態の把握及び検証

b. コンプライアンス・マニュアルの作成・管理や、コンプライアンス研修の定期的な実施

c. コンプライアンスに関する報告書の定期的な作成、保管、委託者への提供

d. 委託者と委託先との連絡体制(トラブル発生時の対応を含む)

e. aからdまでに掲げる事項のほか適格投資家向け投資運用業に係るコンプライアンス業務に必要な事項

(ⅱ) コンプライアンス担当者の独立性

第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び投資運用業においては、コンプライアンス部門・担当者は、営業部門及び資産運用部門から独立している必要があり、それらの業務との兼任は認められません(監督指針Ⅳ－４－１(２)①ホ、Ⅴ－３－１(１)①ニ、Ⅵ－３－１－１(１)①ニ)。

(ⅲ) 投資判断を行う部門と注文発注を行う部門の分離

通常の投資運用業の場合、平均単価による取引又は一括発注による取引の執行においては、投資判断を行う部門と、注文を発注する部門が基本的には分離されている(組織的な分離が困難な場合は、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離している)必要があります(監督指針Ⅵ－２－２－１(２)①・②、Ⅵ－２－３－１(２)①・②、Ⅵ－２－５－１(２)①・②)。これに対して、適格投資家向け投資運用業者にあっては、これに代わるものとして、運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らし、投資運用業に係る禁止行為を防止するための措置が講じられている場合には、投資判断を行う部門(担当者)と、注文を発注する部門(担当者)を分離しないことも許容されています(監督指針Ⅵ－２－７－１(１))。

(ⅳ) 参考例

上述のとおり、各事業者における必要な人的構成はその事業スキームに応じて個別事例ごとに実態に即して判断すべきものであり、以下の例は必要な人数を規定するものではありませんが、参考として、実際に登録を受けた事業者における人的構成の例を示します。**ただし、あくまでも参考事例であり、各金融商品取引業者が、その行う業務や取り扱う金融商品の内容、取引規模等に応じて、業務を適切に行うのに必要な人的構成を慎重に検討することが求められることにご留意ください。**

(a) 投資運用業(投資一任業)

・ 業務内容

外国籍の機関投資家向けファンドの運用(投資一任業)のみであり、自ら投資家への勧誘を行わない。

顧客は、1社から3社程度を予定。

⇒ ①役員兼資産運用担当者(2名)、②資産運用担当者、③役員兼コンプライアンス担当者兼各種管理業務(内部監査業務を除く)担当者、④監査役、⑤非常勤役員兼内部監査担当者の6人体制。

なお、④監査役及び⑤非常勤役員兼内部監査担当者は海外在住。

(b) 適格投資家向け投資運用業(投資一任業)

・ 業務内容

外国籍の機関投資家向けファンドの運用(投資一任業)のみであり、自ら投資家への勧誘を行わない。

⇒ ①役員兼資産運用担当者、②各種管理業務担当者、③役員兼コンプライアンス担当者、④監査役、⑤内部監査担当者の5人体制。

なお、コンプライアンス業務の一部を法律事務所に外部委託している。

(c) 投資運用業(投資信託委託業)

・ 業務内容

公募投資信託(個人向け)及び私募投資信託(機関投資家向け)の設定・運用(投資信託委託業)。投資信託の販売は、販売会社を通じて行い、自ら投資家への勧誘は行わない。

⇒ ①役員兼資産運用担当者、②資産運用担当者、③営業担当者(3名)、④コンプライアンス担当者、⑤各種管理業務担当者(2名)、⑥非常勤役員(監査役1名、内部監査担当者1名を含め、3名)の11 人体制。

(d) 第二種金融商品取引業

・ 業務内容

海外ファンド持分(法2条2項6号)の、国内適格機関投資家(銀行・保険会社・投資運用業者・信託銀行等)のみに対する販売(私募の取扱い)。

⇒ ①役員兼営業担当者(2名)、②役員兼内部監査担当者、③コンプライアンス担当者、④各種管理業務(内部監査業務を除く)担当者(2名)の6人体制。

(e) 投資助言・代理業

・ 業務内容

イ. 自社グループの外国拠点への投資助言業務、及び自社グループの外国拠点と国内機関投資家との間の投資一任契約の媒介業務。

⇒ ①役員兼投資助言業務担当者兼営業担当者、②コンプライアンス担当者、③役員の3人体制。
なお、①役員兼投資助言業務担当者兼営業担当者は日本居住の常勤、③役員は海外在住の非常勤。また、コンプライアンス業務及び他の各種管理業務の多くを自社グループの外国拠点へ外部委託するとともに、日本の法律事務所等と協働してコンプライアンス業務を実施している。

ロ. 自社グループの外国拠点と国内機関投資家との間の投資一任契約の媒介業務のみ

⇒ ①役員兼営業担当者、②コンプライアンス担当者、③役員の3人体制。
なお、①役員兼営業担当者は日本居住の常勤、③役員は海外在住の非常勤。
また、コンプライアンス業務及び他の各種管理業務の多くを自社グループの外国拠点へ外部委託するとともに、日本の法律事務所等と協働してコンプライアンス業務を実施している。

(v) 不動産関連業務を行う場合の追加的要件

不動産を投資対象とする金融商品に関する業務を行う場合、その業務を適確に行うため、不動産に関する専門的な知識等を有する人員の配置や体制整備が必要となります。例えば、以下の各業務を行う場合は、上記の要件の他に、下記の人的構成要件等の具備が必要となります。

(a) 不動産信託受益権等売買等業務(第二種金融商品取引業)

不動産を信託財産とする信託受益権又は当該信託受益権を投資対象とする組合型ファンド持分の売買その他の取引に係る業務(不動産信託受益権等売買等業務)を行う場合は、以下の要件を具備する必要があります(金商業等府令 13 条2号)。

・ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

（ⅰ） 不動産信託受益権等売買等業務の統括に係る部門

（ⅱ） 内部監査に係る部門

（ⅲ）法令等を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

・ 不動産信託受益権等売買等業務を行う役員又は使用人が、顧客に対して適切な方法及び程度により説明をするために必要な宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有していること。

(b) 不動産関連特定投資運用業（投資運用業（投資一任業・ファンド運用業））

投資運用業のうち投資一任業又はファンド運用業であって、不動産信託受益権又は主として不動産信託受益権を投資対象とするファンドの持分を投資の対象とする業務（不動産関連特定投資運用業）を行う場合は、「不動産投資顧問業登録規程（平成 12 年建設省告示第 1828 号）3条1項の総合不動産投資顧問業者としての登録を受けている者であること、又はその人的構成に照らして、当該登録を受けている者と同程度に不動産関連特定投資運用業を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であると認められること」が必要となります（金商業等府令 13 条3号、不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件（平成 19 年金融庁告示第 54 号））。

(c) 不動産を投資対象とする登録投資法人・投資信託の運用業務（投資運用業（投資法人資産運用業・投資信託委託業））

不動産を投資対象とする登録投資法人又は投資信託（委託者指図型投資信託）の運用を行う場合は、宅地建物取引業者としての免許（宅地建物取引業法3条1項）を受けている者であること（投信法3条1号、199 条 1号）が必要となります。また、当該登録投資法人又は投資信託が運用資産の 50%超を不動産に対する投資として運用することを目的とする場合には、宅地建物取引業法 50 条の2に定める取引一任代理等について国土交通大臣の認可を受けた者であることも必要となります（投信法3条2号、199 条2号）。

# 4 海外投資家等特例業務・移行期間特例業務

日本の資本市場の「国際金融センター」としての機能発揮に向け、

① 主として海外のプロ投資家（外国法人や一定の資産を有する外国居住の個人）を顧客とするファンドの投資運用業者

② 海外において当局による許認可等を受け、海外の顧客資金の運用実績がある投資運用業者（海外の資金のみ運用）

について、簡素な手続（届出）による参入制度が創設（②は5年の時限措置）されました（令和3年 11 月 22 日施行）。

以下の各記載は、法令で定める全てのケースや要件を網羅したものではありませんので、詳細は法令の各規定をご参照ください。

## （1）海外投資家等特例業務

組合型ファンドにおいて、①海外投資家等[*1] から出資された金銭の運用を行う行為（当該出資を受けた金銭の 50%超が非居住者[*2] から出資を受けたものである場合に限る）及び②この行為に関する海外投資家等を相手方とする募集又は私募[*3] を、国内に設ける営業所又は事務所において行う場合、一定の事項について事前に届出を行っているときは、投資運用業（ファンド運用業）及び第二種金融商品取引業（自己募集等）の登録は不要です（法 63 条の8、63 条の9）。

*1 「海外投資家等」の範囲については、72 頁をご参照ください。

*2 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいいます（法 63 条の8第1項1号、外為法6条1項6号）。
なお、「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいいます。
非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなします（同項5号）。

*3 組合型ファンド（集団投資スキーム）の「募集」とは、勧誘に応じてファンド持分を取得する投資家が 500 名以上となる取得勧誘をいい、「私募」とは、取得勧誘のうち募集に当たらないものをいいます（法2条3項3号、令1条の7の2）。

〇海外投資家等特例業務の概要図

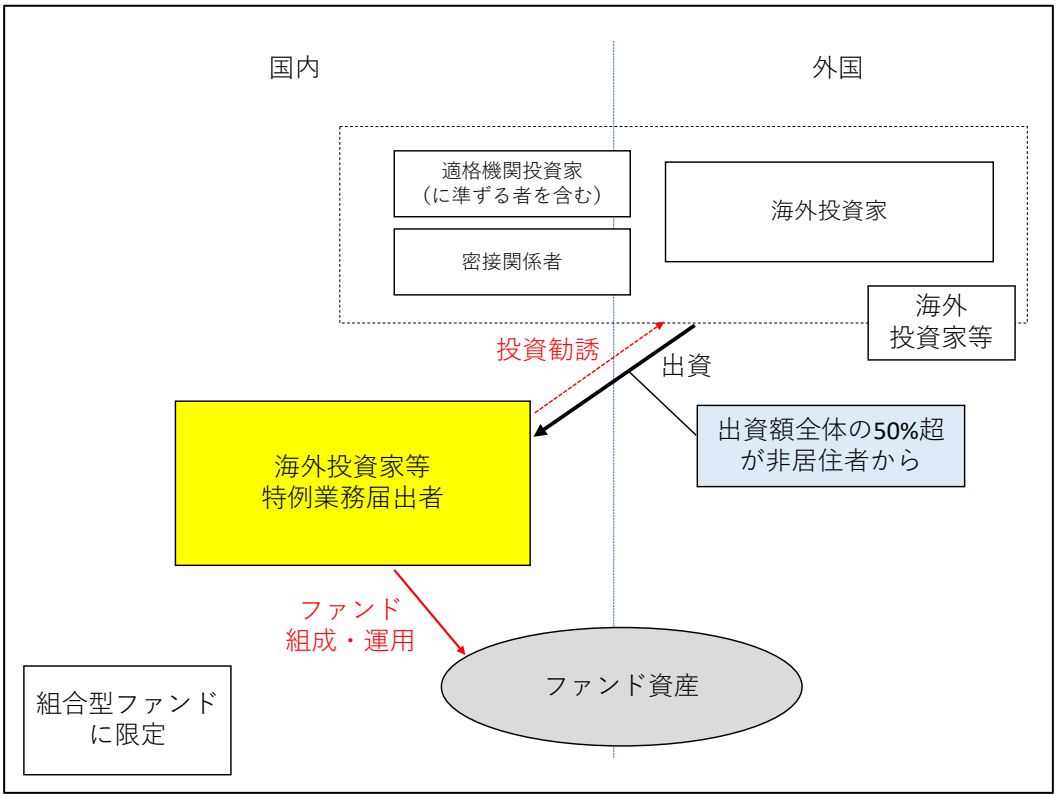

## （2）移行期間特例業務

### ① 外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合

外国当局から許認可等を受けている外国投資運用業者（3年以上の業務実績がある者）が国内に設ける営業所又は事務所において次に掲げる行為のいずれかを行う場合、一定の事項について事前に届出を行っているときは、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業の登録は不要です（法附則3条の3第1項、5項）。

（ｉ）外国の法令に準拠し、当該外国において行う次に掲げる行為

- 海外投資家等[*1]を相手方とする投資一任業
- 海外投資家等を出資者とする外国投資信託の投資信託委託業
- 海外投資家等を出資者とする外国籍組合型ファンドのファンド運用業

（ⅱ）上記の運用行為に関する、外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は外国籍組合型ファンド持分の募集若しくは私募又はその取扱い

[*1] 「海外投資家等」の範囲については、72 頁をご参照ください。

移行期間特例業務を利用する場合、運用対象財産の 50%超を議決権ある国内株式等への投資として運用することはできませんのでご留意ください（法附則3条の3第3項1号ヘ、令附則6項、金商業等府令附則 38 条）。

また、この移行期間特例業務は令和8年 11 月 21 日までの時限的措置であり、移行期間特例業務に関する届出は当該期日までに行う必要があります。また、移行期間特例業務は、届出の日から最長5年間しか行うことができず、以降も業務を継続されたい場合には登録又は他の届出を行う必要があります（法附則3条の3第1項、2 項）。

なお、移行期間特例業務を行う外国投資運用業者であっても、国内金融機関に対する運用・助言業務に係る特例（法 61 条、令 17 条の 11）（83 頁参照）を（外国から）利用することは認められます。ただし、同特例に関する業務を日本支店など日本国内において行うことは認められません。

〇移行期間特例業務の概要図

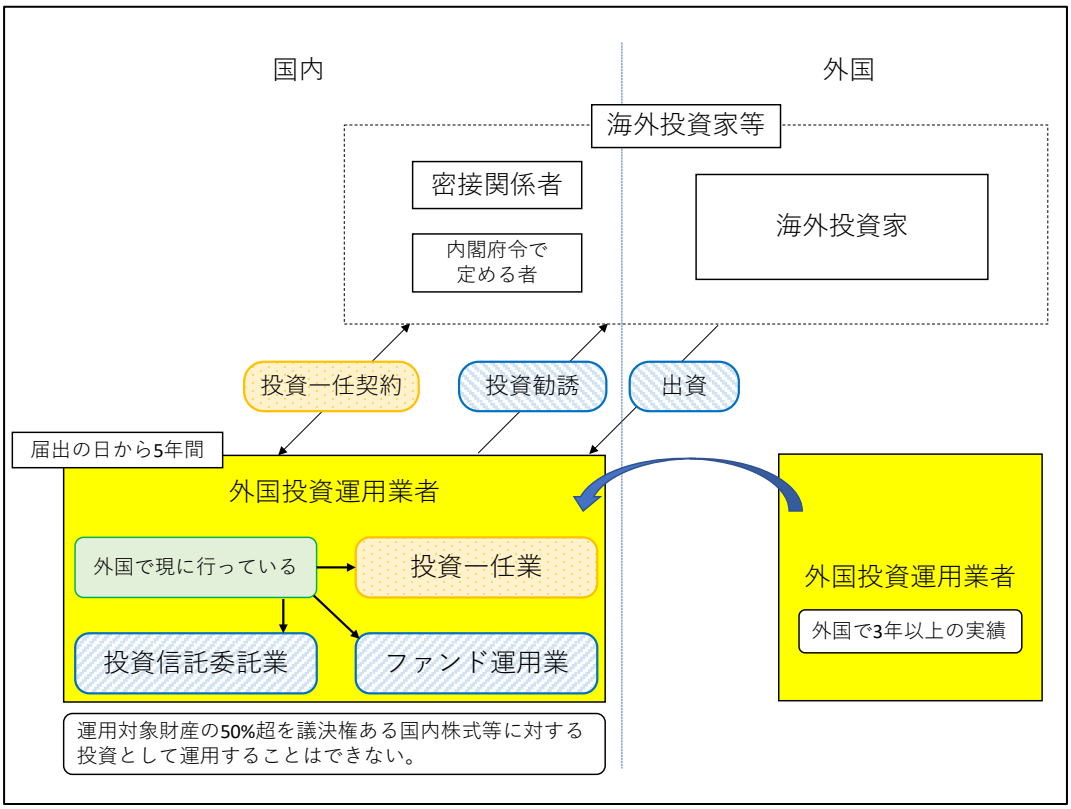

## ② 外国投資運用業者の子会社が移行期間特例業務を行う場合

外国当局から許認可等を受けている外国投資運用業者（3年以上の業務実績がある者）の子会社が、国内に設ける営業所又は事務所において、当該外国投資運用業者を相手方として投資一任業を行う場合、一定の事項について事前に届出を行っているときは、投資運用業（投資一任業）の登録は不要です（法附則3条の3第7項・1項）。なお、この場合、移行期間特例業務の届出を行うのは外国投資運用業者ではなくその子会社です。

そのほか、外国投資運用業者（親会社）にも欠格事由に関する規定が適用されるほか（法附則3条の3第7項）、基本的な要件等（①、（3）③をご参照）は、外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合と同様です[*1]。

[*1] 運用対象財産の 50%超を議決権ある国内株式等への投資として運用することができない制限について、子会社が移行期間特例業務を行う場合であっても、当該制限に抵触するか否かは外国投資運用業者（親会社）の運用対象財産に占める国内株式等の割合により計算します。

〇移行期間特例業務（子会社が移行期間特例業務を行う場合）の概要図

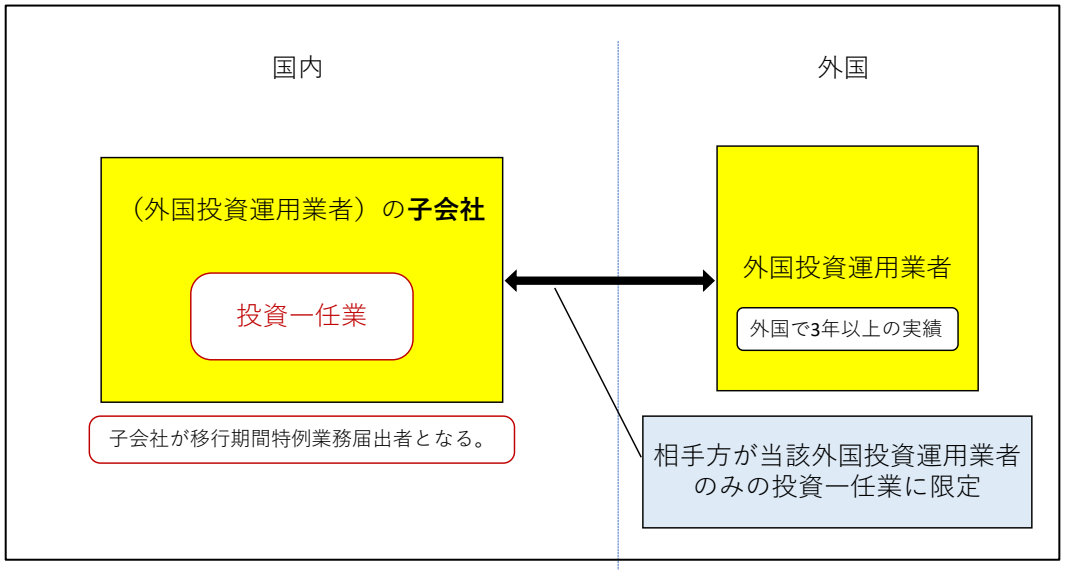


## ③ 移行期間特例業務の対象となる外国（国又は地域）

移行期間特例業務を利用する場合、外国投資運用業者が次に掲げるいずれかの外国の法令の規定により当該外国において投資運用業を行うことにつき日本法上の登録と同種の登録（登録に類する許可その他の行政処分を含みます。）を受けている必要があります（法附則3条の3第3項1号イ、金商業等府令附則 34 条、金融商品取引業等に関する内閣府令附則第三十四条の規定に基づき国又は地域を指定する件（令和 3 年 11 月 10 日金融庁告示 101 号））。なお、外国投資運用業者の子会社が移行期間特例業務を行う場合、登録等を受けている必要があるのは子会社ではなく外国投資運用業者となります。

- アメリカ
- 英国
- オーストラリア
- シンガポール
- スイス
- ドイツ
- フランス
- 香港

## ■ 海外投資家等の範囲

海外投資家等特例業務及び移行期間特例業務における「海外投資家等」の範囲はそれぞれ以下のとおり異なりますのでご留意ください。

| 海外投資家等特例業務（法 63 条の8第2項） | 移行期間特例業務（法附則3条の3第6項） |
|---|---|
| 外国法人又は外国に住所を有する個人であって、その知識、経験及び財産の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの | 外国法人又は外国に住所を有する個人 |
| （内閣府令）<br>① 外国法人<br>② 次のいずれかに該当する外国に住所を有する個人<br>(i) 次の全てに該当すること<br>（ア）純資産3億円以上<br>（イ）投資性金融資産3億円以上<br>（ウ）証券・デリバティブ口座開設後1年経過<br>(ii) 次のいずれかに該当し、かつ、(i)（ウ）に該当すること<br>（ア）純資産5億円以上<br>（イ）投資性金融資産5億円以上<br>（ウ）前年の収入が1億円以上<br>(iii) 前1年間における1月あたりの証券・デリバティブに関する取引契約等の平均的な件数が4件以上である場合において、(i)（ア）又は（イ）に該当し、かつ、(i)（ウ）に該当すること<br>(iv) 特定の知識経験を有する者[*1] で、次のいずれかに該当し、かつ、(i)（ウ）に該当すること<br>（ア）純資産1億円以上<br>（イ）投資性金融資産1億円以上<br>（ウ）前年の収入が1,000 万円以上<br>(v) 外国の法令上、特定投資家に相当する者 | — |
| 適格機関投資家(これに準ずる者として内閣府令で定める者を含み、前号に掲げる者を除く。) | 前号に掲げる者のほか、外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者 |
| （内閣府令）<br>① 特定投資家<br>② 外国法上の厚生年金基金・企業年金基金(主として退職年金の管理・給付を目的とするもの) | （政令）<br>① 外国投資運用業者の役員、使用人<br>② 外国投資運用業者の親会社等<br>③ 内閣府令で定める者 |

| | |
|---|---|
| | （内閣府令）<br>① 外国投資運用業者の子会社、兄弟会社<br>② 外国投資運用業者の運用委託先、投資助言委託先<br>③ 外国投資運用業者の親会社・子会社等、運用委託先、投資助言委託先の役員又は使用人<br>④ 外国投資運用業者の3親等以内の親族 等 |
| 前二号に掲げる者のほか、届出者と密接な関係を有する者として政令で定める者 | 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 |
| （政令）<br>① 届出者の役員、使用人<br>② 届出者の親会社等<br>③ 内閣府令で定める者 | （内閣府令）<br>① 投資運用業を行う金融商品取引業者等 |
| （内閣府令）<br>① 届出者の子会社、兄弟会社<br>② 届出者の運用委託先、投資助言委託先<br>③ 届出者の親会社・子会社等、運用委託先、投資助言委託先の役員又は使用人<br>④ 届出者等の3親等以内の親族 等 | |

*1 「特定の知識経験を有する者」は、次のいずれかに該当する者をいいます（金商業等府令 62 条 3 項）。

① 金融業に係る業務に従事した期間が通算して1年以上の者

② 経済学又は経営学の教員職・研究職にあった期間が通算して1年以上の者

③ 証券アナリスト、1級・2級証券外務員、1級・2級ファイナンシャル・プランニング技能士又は中小企業診断士のいずれかに該当し、その実務に従事した期間が通算して1年以上の者

④ 経営コンサルタント業に係る業務に従事した期間が通算して1年以上の者その他の者であって、①～③の者と同等以上の知識及び経験を有するもの

## （3）届出手続及び届出要件

### ① 届出手続の流れ

海外投資家等特例業務及び移行期間特例業務を行うことを希望される場合は、拠点開設サポートオフィスにご連絡ください。届出書及び添付書類が確認され、受理された後に、業務を開始することができます。

また、海外投資家等特例業務及び移行期間特例業務に関してご質問・ご相談されたい場合も、拠点開設サポートオフィスにご連絡ください。

**⇒ 参照 URL**

拠点開設サポートオフィス （金融庁・財務局）

https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html

| | | | |
|---|---|---|---|
| 拠点開設サポートオフィス | 〒103-0026 | 東京都中央区日本橋兜町８－１<br>FinGATE TERRACE 7階 | e-mail: marketentry@fsa.go.jp<br>tel: 03-6667-0551 |

※複雑なご質問や具体的なご相談をご希望の際には、まず、ご質問・ご相談内容の詳細を、関連資料と共にメールにてお送りください。

### ② 届出書の作成

海外投資家等特例業務及び移行期間特例業務の届出書は、所定の様式に従って作成する必要がございます。これらの届出書は、日本語の様式に準じて英語で作成することができます（金商業等府令 246 条の 11 第2項、金商業等府令附則 31 条2項）。

届出書及び一部の添付書類の様式、記載例は以下の金融庁ウェブページに掲載されていますので、ご参照ください。

**⇒ 参照 URL**

https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/spbfitp/index.html

**○ 主な添付書類（海外投資家等特例業務）**

| 添付書類*1 | 法人 | 個人 | 備考 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| **届出者の誓約書** | ○ | ○ | | 法 63 条の9第2項1号、2号 |
| **定款** | ○ | — | | 法 63 条の9第2項1号 |
| **登記事項証明書** | ○*2 | — | | 法 63 条の9第2項1号 |
| **業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面** | ○ | ○ | | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項1号 |
| **海外投資家等特例業務に関する社内規則** | ○ | ○ | | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項2号 |

| 添付書類*1 | 法人 | 個人 | 備考 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| **役員及び重要な使用人の履歴書** | ○ | — | 届出者の役員が法人である場合は、当該法人役員の沿革。 | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項3号イ |
| **役員及び重要な使用人の住民票の抄本等** | ○ | — | 日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面(宣誓供述書等)。<br><br>届出者の役員が法人である場合は、登記事項証明書、又は、これに代わる書面(宣誓供述書等)。 | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項3号ロ |
| **役員及び重要な使用人が破産者でないことの証明書** | ○ | — | 本籍のある市区町村にて交付。<br>外国人の場合はこれに代わる書面(宣誓供述書等)。 | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項3号ニ |
| **役員及び重要な使用人の誓約書** | ○ | — | | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項3号ホ |
| **主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面** | ○ | — | | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項3号ヘ |
| **届出者及び重要な使用人の履歴書** | — | ○ | | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項4号イ |
| **届出者及び重要な使用人の住民票の抄本等** | — | ○ | 日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面(宣誓供述書等)。 | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項4号ロ |
| **届出者及び重要な使用人の破産者でないことの証明書** | — | ○ | 本籍のある市区町村にて交付。<br>外国人の場合はこれに代わる書面(宣誓供述書等)。 | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項4号ニ |
| **重要な使用人の誓約書** | — | ○ | | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項4号ホ |
| **次に掲げる事項を記載した書面**<br>● **投資家の種別**<br>● **投資家に居住者がいる場合には投資家のうち居住者・非居住者別の出資予定総額**<br>● **投資家が外国の法令上特定投資家に該当する場合には当該外国の法令の概要** | ○ | ○ | | 法 63 条の9第2項3号、金商業等府令 246 条の 15 第1項5号 |

*1 上記の添付書類は、英語で記載することができます(金商業等府令 246 条の 15 第2項)。

*2 法令上、添付書類として規定されている法人である届出者の登記事項証明書(法 63 条の9第2項1号)は、当局において取得するため、添付書類として提出する必要はありません。

○ 主な添付書類（移行期間特例業務）

| 添付書類[*1] | 法人 | 個人 | 備考 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| 届出者の誓約書 | ○ | ○ | | 法附則3条の3第4項、法 63 条の9第2項1号、2号 |
| 定款 | ○ | ― | | 法附則3条の3第4項、法 63 条の9第2項1号 |
| 登記事項証明書 | ○[*2] | ― | | 法附則3条の3第4項、法 63 条の9第2項1号 |
| 外国投資運用業者が外国で登録等を受けていることを証する書面 | ○ | ○ | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項1号 |
| 外国投資運用業者が外国で行う投資運用業の概要を記載した書面 | ○ | ○ | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項2号 |
| 外国投資運用業者が外国で投資運用業を開始してから3年経過していることを証する書面 | ○ | ○ | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項3号 |
| 外国投資運用業者が外国当局に提出した直近の事業報告書の写し | ○ | ○ | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項4号 |
| 外国投資運用業者が外国で受けた行政処分に関する書面 | ○ | ○ | 届出の日前3年以内に金商法に相当する外国法令に基づく不利益処分を受けたことがある場合 | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項5号 |
| 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面 | ○ | ○ | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項6号 |
| 移行期間特例業務に関する社内規則 | ○ | ○ | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項7号 |
| 直近の事業年度における議決権ある国内株式等への投資割合の推移を記載した書面 | ○ | ○ | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項8号 |
| 役員及び重要な使用人の履歴書 | ○ | ― | 届出者の役員が法人である場合は、当該法人役員の沿革。 | 法附則条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項9号イ |
| 役員及び重要な使用人の住民票の抄本等 | ○ | ― | 日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面（宣誓供述書等）。<br><br>届出者の役員が法人である場合は、登記事項証明書、又は、これに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項9号ロ |
| 役員及び重要な使用人の破産者でないことの証明書 | ○ | ― | 本籍のある市区町村にて交付。<br>外国人の場合はこれに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項9号ニ |
| 役員及び重要な使用人の誓約書 | ○ | ― | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項9号ホ |

| 添付書類[*1] | 法人 | 個人 | 備考 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| **主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面** | ○ | — | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項9号へ |
| **届出者及び重要な使用人の履歴書** | — | ○ | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項 10 号イ |
| **届出者及び重要な使用人の住民票の抄本等** | — | ○ | 日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項 10 号ロ |
| **届出者及び重要な使用人の破産者でないことの証明書** | — | ○ | 本籍のある市区町村にて交付。<br>外国人の場合はこれに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項 10 号ニ |
| **重要な使用人の誓約書** | — | ○ | | 法附則3条の3第4項、金商業等府令附則 44 条1項 10 号ホ |
| **（外国投資運用業者の）誓約書** | ○ | — | 外国投資運用業者の子会社が移行期間特例業務を行う場合（以下同じ） | 法附則3条の3第7項・第4項、金商業等府令附則 44 条1項 11 号イ |
| **（外国投資運用業者の）定款** | ○ | — | | 法附則3条の3第7項・第4項、金商業等府令附則 44 条1項 11 号イ |
| **（外国投資運用業者の）登記事項証明書** | ○[*2] | — | | 法附則3条の3第7項・第4項、金商業等府令附則 44 条1項 11 号イ |
| **（外国投資運用業者の）業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面** | ○ | — | | 法附則3条の3第7項・第4項、金商業等府令附則 44 条1項 11 号ロ |
| **（外国投資運用業者の）役員及び重要な使用人の履歴書** | ○ | — | | 法附則3条の3第7項・第4項、金商業等府令附則 44 条1項 11 号ハ |
| **（外国投資運用業者の）役員及び重要な使用人の住民票の抄本等** | ○ | — | 日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面（宣誓供述書等）。<br><br>届出者の役員が法人である場合は、登記事項証明書、又は、これに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法附則3条の3第7項・第4項、金商業等府令附則 44 条1項 11 号ニ |
| **（外国投資運用業者の）役員及び重要な使用人の身分証明書等** | ○ | — | 本籍のある市区町村にて交付。<br>外国人の場合はこれに代わる書面（宣誓供述書等）。 | 法附則3条の3第7項・第4項、金商業等府令附則 44 条1項 11 号ヘ |
| **（外国投資運用業者の）役員及び重要な使用人の誓約書** | ○ | — | 外国投資運用業者の役員が法人である場合は、当該法人役員の沿革。 | 法附則3条の3第7項・第4項、金商業等府令附則 44 条1項 11 号ト |
| **（外国投資運用業者の）主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面** | ○ | — | | 法附則3条の3第7項・第4項、金商業等府令附則 44 条1項 11 号チ |

[*1] 上記の添付書類は、英語で記載することができます（金商業等府令附則 44 条2項）。

[*2] 法令上、添付書類として規定されている法人である届出者の登記事項証明書（法附則3条の3第4項、法 63 条の9第2項1号）は、当局において取得するため、添付書類として提出する必要はありません。

### ③ 届出要件の概要

| | 海外投資家等 | 移行期間 | 適格機関投資家等 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| 届出者又はその役員等が過去に一定の処分・刑罰等を受けていないこと | ○ | ○ | ○ | 法 63 条の9第6項1号イ、2号イ、3号イ |
| | | | | 法附則3条の3第3項1号ハ、2号イ、3号イ |
| | | | | 法 63 条7項1号イ、ロ、2号イ、ロ |
| 特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有すること | ○ | ○ | —[*1] | 法 63 条の9第6項1号ロ（2） |
| | | | | 法附則3条の3第3項1号ニ（2） |
| 役員又は重要な使用人のうちに暴力団員等がいないこと | ○ | ○ | ○ | 法 63 条の9第6項1号ロ（1） |
| | | | | 法附則3条の3第3項1号ニ（1） |
| | | | | 法 63 条7項1号ハ、2号ハ |
| 特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていること | ○ | ○ | —[*1] | 法 63 条の9第6項1号ハ、金商業等府令 246 条の 19 |
| | | | | 法附則3条の3第3項1号ホ、金商業等府令附則第 37 条 |
| （法人の場合）<br>国内の営業所等 | ○ | ○ | — | 法 63 条の9第6項2号ロ |
| | | | | 法附則3条の3第3項2号ロ |
| （外国法人の場合）<br>国内における代表者等 | ○ | ○ | ○<br>（外国に住所を有する個人を含む） | 法 63 条の9第6項2号ハ |
| | | | | 法附則3条の3第3項2号ハ |
| | | | | 法 63 条7項1号ニ、2号ニ |
| （外国法人の場合）<br>調査協力要請に応ずる旨の主たる営業所等の所在する外国当局による保証 | ○ | ○ | ○<br>（外国に住所を有する個人を含む） | 法 63 条の9第6項2号ニ |
| | | | | 法附則3条の3第3項2号ニ |
| | | | | 法 63 条7項1号ホ、2号ホ |
| （法人の場合）<br>不適格な主要株主の不存在 | ○ | ○ | — | 法 63 条の9第6項2号ホ、ヘ |
| | | | | 法附則3条の3第3項2号ホ、ヘ |
| （法人の場合）<br>特例業務の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保すること | ○ | ○ | — | 法 63 条の9第6項2号ト |
| | | | | 法附則3条の3第3項2号ト |
| （個人の場合）<br>国内に住所を有すること | ○ | ○ | — | 法 63 条の9第6項3号ロ |
| | | | | 法附則3条の3第3項3号ロ |
| （個人の場合）<br>特例業務の執行について必要となる十分な知識及び経験を有すること | ○ | ○ | — | 法 63 条の9第6項3号ハ |
| | | | | 法附則3条の3第3項3号ハ |

| | 海外<br>投資家等 | 移行<br>期間 | 適格機関<br>投資家等 | 【条文】 |
|---|---|---|---|---|
| **出資又は拠出された金銭の 50%超が非居住者からのものであること** | ○ | ― | ― | 法 63 条の8第1項1号 |
| **外国において投資運用業を行うことの登録を受けていること** | ― | ○ | ― | 法附則3条の3第3項1号イ |
| **外国において投資運用業を開始してから3年経過していること** | ― | ○ | ― | 法附則3条の3第3項1号ロ、令附則4項 |
| **運用対象財産の 50%超を議決権ある国内株式等への投資として運用していないこと** | ― | ○ | ― | 法附則3条の3第3項1号ヘ |
| **相手方が海外投資家等[*2]であること** | ○ | ○ | ― | 法 63 条の8、法附則3条の3第5項 |
| **相手方が1名以上の適格機関投資家及び 49 名以下の特例業務対象投資家[*3]であること** | ― | ― | ○ | 法 63 条1項1号、令 17 条の 12 第1項、3項 |

*1 適格機関投資家等特例業務の規模等に応じて、監督指針（Ⅸ参照）にも照らして適切な業務運営を確保する必要があります。

*2 「海外投資家等」の範囲は、海外投資家等特例業務及び移行期間特例業務でそれぞれ異なります。詳細は、72 頁をご参照ください。

*3 「適格機関投資家」及び「特例業務対象投資家」の範囲については、（参考1）（3）「投資家の区分」（88 頁）を参照ください。

（参考 1）

# 金融商品取引法に関する補足

## （1） 金融商品取引業の業務区分

| 登録の種別 | | 登録を受けることにより実施可能となる主な業務の内容（注1） | 事業スキーム例 |
|---|---|---|---|
| **第一種金融商品取引業** | | イ. 第1項有価証券（注2）に関する以下の業務<br>(a) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引<br>(b) 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理<br>(c) 上場有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理<br>(d) 有価証券の売出し<br>(e) 有価証券の募集、売出し又は私募の取扱い | 2(2)②(vi)(27 頁)<br>2(2)④(ⅰ)(40 頁)<br>2(2)④(ⅱ)(42 頁) |
| | | ロ. 店頭デリバティブ取引 | ― |
| | | ハ. PTS（私設取引システム）の運営 | ― |
| | | ニ. 有価証券の引受け | ― |
| | | ホ. 金銭・有価証券等の預託の受入れ | ― |
| **第二種金融商品取引業** | | イ. 第2項有価証券（注2）に関する以下の業務<br>(a) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引<br>(b) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理<br>(c) 市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理<br>(d) 有価証券の売出し<br>(e) 有価証券の募集、売出し又は私募の取扱い | 2(2)④(ⅰ)(40 頁)<br>2(2)④(ⅱ)(42 頁) |
| | | ロ. 自己が投資信託委託会社として運用する投資信託の受益証券、業務執行者（無限責任組合員・ジェネラルパートナー等）として運用する集団投資スキームの持分等の募集又は私募 （自己募集等）（注3） | 2(2)②(vii)～(x)<br>(29 頁～35 頁) |
| **投資運用業** | **（通常の）投資運用業** | イ. 資産の運用に係る委託契約に基づく登録投資法人の財産の運用 **（投資法人資産運用業）** | 2(2)②(x)(34 頁) |
| | | ロ. 投資一任契約に基づく顧客の財産の運用で、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として行うもの **（投資一任業）** | 2(2)②(ⅰ)～(vi)<br>(20 頁～28 頁) |
| | | ハ. 投資信託委託会社としての投資信託の運用 **（投資信託委託業）**（注4） | 2(2)②(vii)(29 頁) |
| | | ニ. 信託受益権（投資信託の受益証券を除きます）又は集団投資スキームの権利者から出資された金銭等の自己運用で、運用資産の | 2(2)②(viii)(30 頁)<br>2(2)②(ix)(32 頁) |

| 登録の種別 | | 登録を受けることにより実施可能となる主な業務の内容（注1） | 事業スキーム例 |
|---|---|---|---|
| | | 50%超を有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資に充てるもの**（ファンド運用業）**（注4） | |
| | **適格投資家向け投資運用業** | 通常の投資運用業と同様（ただし、権利者が適格投資家のみで、かつ、運用財産の総額が 200 億円以下である場合に限られる） | 通常の投資運用業と同様 |
| **投資助言・代理業** | | イ. 投資顧問契約に基づく、有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言（投資助言業務） | 2(2)①(19 頁)<br>2(2)②(ⅴ)(26 頁) |
| | | ロ. 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介 | 2(2)③(38 頁) |

⇒ **参照 URL**

- FAQ (Section 2 Definitions – Financial Instruments Business, Q16 and Q17)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section02.html#02-16
- FAQ (Section 6 Financial Instruments Business Operators, etc. – Outline, Q1 to Q8)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section06.html#06-01

**注1**　第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業については、投資運用業に関連する業務を中心に記載しており、全ての業務を網羅しているものではありません。詳細については関連条文（法2条8項、28 条）をご参照ください。

なお、上記表に記載する以外の業務としては、例えば、有価証券等清算取次ぎ（第一種・第二種金融商品取引業）、社債等の振替（第一種金融商品取引業）に係る業務等があります。また、市場デリバティブ取引のうち、商品（コモディティ）関連市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理などは第一種金融商品取引業、有価証券・商品（コモディティ）以外に関する市場デリバティブ取引は第二種金融商品取引業になります。

**注2**　「第１項有価証券」（法2条１項に定める有価証券）と「第2項有価証券」（同条2項に定める有価証券）に該当する主な有価証券は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| **第１項有価証券** | ○　国債、地方債<br>○　社債<br>○　株式、新株予約権<br>○　投資信託の受益証券*1<br>○　投資法人の発行する投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券<br>○　上記有価証券等に表示されるべき権利<br>○　電子記録移転権利*2　等 |
| **第2項有価証券** | ○　信託受益権（投資信託の受益証券を除く）<br>○　合名会社、合資会社、又は合同会社（同様の性質を有する外国の会社を含む）の社員権<br>○　集団投資スキーム持分*3　等 |

*1　「投資信託」とは、有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産、商品その他の一定の資産（特定資産）を投資対象とする信託で、投信法に基づき設定されるもの、及び、これに類するもので、外国において外国法に基づき設定されるもの（外国投資信託）をいいます（投信法2条3項・24 項）。

*2　「電子記録移転権利」とは、法2条2項各号に掲げる権利のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）（例：ブロックチェーン等の分散型台帳技術を利用したトークン）に

表示されるものをいいますが、定義府令9条の2第1項で定める場合を除きます（法2条3項）。電子記録移転権利の該当性については、「金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）」2－2－2及び2－2－3も参照ください。

⇒ **参照 URL**

- 金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）
  https://www.fsa.go.jp/common/law/kinshouhou.pdf

*3 「集団投資スキーム持分」とは、各種組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利のうち、投資家が出資又は拠出をした金銭等を充てて行う事業（「出資対象事業」）から生じる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利をいいますが、法2条1項又は2項において別途定義される有価証券（投資信託の受益証券や投資法人の投資証券等）その他一定の権利を除きます。典型的には、組合型ファンドの持分がこれに該当しますが、詳細については、法2条2項5号・6号を参照ください。

⇒ **参照 URL**

- ファンド関連ビジネスを行う方へ （金融庁）
  https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/fund.html
- FAQ (Section 2 Definitions – Interests in collective investment schemes (funds), Q5 to Q9)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section02.html#02-05

**注3** 投資運用業者等が、自己が組成し運用する投資信託や登録投資法人、集団投資スキーム（組合型ファンド）等に対する権利を新規に発行する場合（プライマリー取引）に、自ら投資家に対して投資勧誘を行う場合は、第二種金融商品取引業の登録で行うことが可能です（法2条8項7号、28 条2項1号、投信法 196 条2項）。これに対して、新規発行（プライマリー取引）の場合であっても、他の者（販売会社の他、直接の運用者から外部委託を受けて運用を行う者など）が勧誘を行う場合（募集・私募の取扱い）場合は、取引の対象となる有価証券の種類に応じて、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録が必要となります。また、既発行の権利の売買等（セカンダリー取引）に係る勧誘を行う場合も、同様に、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録が必要となります。

⇒ **参照 URL**

- FAQ (Section 2 Definitions – Financial Instruments Business, Q17)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section02.html#02-17

**注4** 投資信託や組合型ファンドの運用を行う場合であっても、当該投資信託や組合型ファンド等の直接の設定者・組成者（投資信託の投資信託委託会社や投資事業有限責任組合の無限責任組合員など）から委託を受けて運用を行う場合は、投資一任業に該当し、投資信託委託業やファンド運用業には該当しないことにご留意ください。

## （2） 金融商品取引業の主な適用除外

金商法では、一定の業務については、金融商品取引業者としての登録を受けずに行うことが可能となるよう、いくつかの適用除外事由を規定しております。このような適用除外事由の種類及び要件等については各規定（令1条の8の6、定義府令 16 条、法 58 条の2、法 61 条、法 63 条等）において定められていますが、主な除外事由としては、例えば、以下のようなものがあります。なお、以下の各記載は、各規定の定める全てのケースや要件を網羅したものではありませんので、詳細は各規定をご参照ください。（なお、下記の***「対象業務」***とは、（参考1）「金融商品取引業の業務区分」記載の表に記載する業務を指します）

① 外国証券業者による有価証券の販売等に係る特例（法 58 条の2但書、令 17 条の3第1号・第2号）

***（対象業務：第一種金融商品取引業イ. ロ. ハ. 、第二種金融商品取引業イ. ）***

外国の法令に準拠し、外国において有価証券の売買や仲介その他の証券取引業務又は有価証券に関連するデリバティブ取引等（有価証券関連業）を行う者（外国証券業者）が、以下の業務を行う場合は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録は不要です。

(a) （ⅰ）国内において有価証券関連業を行う金融商品取引業者のみに対して行う有価証券の売買・仲介・勧誘その他の有価証券関連業（法 58 条の2但書）、及び（ⅱ）外国から、政府又は銀行、保険会社、投資運用業者その他の一定の金融機関に対して、それらの自己投資活動や運用業務に関して行う有価証券の売買・仲介・勧誘その他の一定の有価証券関連業（令 17 条の3第1号）、等

(b) 自ら勧誘をすることなく*、（ⅰ）国内の顧客の注文を受けて、当該顧客のために行う有価証券の売買・仲介その他の一定の有価証券関連業（令 17 条の3第2号イ）、及び（ⅱ）有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者の代理・媒介により、国内の顧客を相手方として行う、有価証券の売買その他の一定の有価証券関連業（令 17 条の3第2号ロ）

* 外国証券業者によるインターネット等を利用した勧誘行為については、監督指針Ⅹ－1－2をご参照ください。

⇒ *事業スキーム例については、2（2）④（ⅱ）（42 頁）参照*

（注） 外国投資信託の受益証券又は外国投資法人の発行する外国投資証券等について国内で募集の取扱い等が行われる場合には、その発行者は、原則として、予め一定の事項を内閣総理大臣に届け出ることが必要です（投信法 58 条1項、220 条1項）。

**⇒ 参照 URL**

- FAQ (Section 6 Financial Instruments Business Operators, etc. – Foreign Business Operators, Q57 and Q58)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section06.html#06-57
- FAQ (Section 6 Financial Instruments Business Operators, etc. – Foreign Business Operators, Q9)（有価証券関連業の意義）
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section06.html#06-09

② 外国運用業者等による国内金融機関に対する運用・助言業務に係る特例（法 61 条、令 17 条の 11）

***（対象業務：投資運用業ロ. ニ. 、投資助言・代理業イ. ）***

(a)外国において投資運用業(投資一任業)を行う法人が、投資運用業(投資一任業)を行う投資運用業者又は信託銀行に対して、投資運用業(投資一任業)を行う場合、(b)外国において投資運用業(ファンド運用業)を行う法人が、投資運用業者又は信託銀行(投資運用業を行う者に限ります)に対して、投資運用業(ファンド運用業)を行う場合、及び(c)外国において投資助言業務を行う者が、投資運用業者又は信託銀行(投資運用業を行う者に限ります)に対して、投資助言業務を行う場合は、投資運用業又は投資助言・代理業の登録は不要です。

⇒ *事業スキーム例については、2(2)②(ⅰ)(20 頁)、(ⅱ)(22 頁)、(ⅴ)(26 頁)、(ix)(32 頁)、③(38 頁)、④(ⅰ)(40 頁)参照*

**⇒ 参照 URL**

- FAQ (Section 6 Financial Instruments Business Operators, etc. – Foreign Business Operators, Q57 and Q59)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section06.html#06-57

③ 外国において金融商品取引業を行うグループ会社からの委託を受けて行う業務に係る特例(定義府令 16 条1項2号・8号)

***(対象業務:第一種金融商品取引業イ.、第二種金融商品取引業イ.)***

外国の法令に準拠し外国において投資運用業を行うグループ会社(関係外国運用業者)から委託を受けて行う有価証券の売買又はデリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理に係る業務で、以下の各要件を満たすものである場合は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録は不要です(定義府令 16 条1項2号)。

(a) 当該業務を行う者が、投資運用業に係る金融商品取引業者の登録を行っていること。
(b) 関係外国運用業者が運用業務の一環として行う有価証券の売買又はデリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理であること。
(c) (取引所における取引を除き)媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる顧客が金融商品取引業者又は登録金融機関であること。

***(対象業務:投資運用業ロ.)***

金融商品取引業者が、外国の法令に準拠し外国において第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行うグループ会社(関係外国金融商品取引業者)から委託を受けて行う以下の各取引については、投資運用業(投資一任業)の登録は不要です(定義府令 16 条1項8号)。

(a) 関係外国金融商品取引業者から売買の別及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格については当該金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買又はデリバティブ取引。
(b) 関係外国金融商品取引業者との間の取引一任契約に基づき、当該関係外国金融商品取引業者の計算による取引に関し、当該金融商品取引業者が売買の別、銘柄、数及び価格を定めて行う有価証券の売買又はデリバティブ取引であって、事前に金融庁長官に届け出ているもの。

④ 外国投資信託の運用業務に係る特例(定義府令 16 条1項9号の2)

***(対象業務:投資運用業ハ.)***

外国の法令に準拠し外国において投資信託委託業を行う者（外国籍信託型ファンドにおける管理会社等）が、外国投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭の運用を行う場合は、投資運用業（投資信託委託業）の登録は不要です。

⑤ 運用権限の全部を投資運用業者又は登録金融機関（以下「投資運用業者等」）に委託することにより行う組合型ファンド等の運用業務に係る特例（定義府令 16 条1項 10 号）

***（対象業務：投資運用業二．）***

組合型ファンド等の運用業務（自己運用）を行う者が、投資運用業者等との間で投資一任契約を締結し、当該投資運用業者等に対しファンドの運用権限の全部を委託するもので、以下の各要件の全てを充足する場合には、投資運用業（ファンド運用業）の登録は不要です。

(a) 組合契約その他の出資契約等において、（ⅰ）運用権限の全部を委託する旨及び当該投資運用業者等の商号又は名称、（ⅱ）投資一任契約の概要、（ⅲ）投資一任契約に基づき支払われる報酬の額が定められていること。

(b) 出資契約等及び投資一任契約において、（ⅰ）当該投資運用業者等が、投資家のために忠実に投資運用業を行うこと、及び（ⅱ）当該投資運用業者等が、投資家に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行うことが定められていること。

(c) 出資契約等及び投資一任契約において、自己やその役員又は他の運用財産との間の取引が所定の方法により制限されていること。

(d) ファンドの運用業務（自己運用）を行う者が、運用財産の分別管理を行い、その管理を当該投資運用業者等が監督すること。

(e) 当該投資運用業者等が、あらかじめ、一定の事項を当局に届け出ていること（その後に届出事項に変更があった場合は、変更内容を届け出ること）。

⇒ *事業スキーム例については、2（2）②(viii)（30 頁）参照*

⑥ 不動産信託受益権を投資対象とする二層構造ファンド（匿名組合）の運用業務に係る特例（定義府令 16 条1項 11 号）

***（対象業務：投資運用業二．）***

不動産信託受益権を投資対象とする匿名組合契約に基づく二層構造ファンドのうち、子ファンドに係る運用業務（自己運用）で、以下の各要件の全てを充足する場合には、投資運用業（ファンド運用業）の登録は不要です。

(a) 子ファンドの投資家が匿名組合契約に基づく一つのファンド（親ファンド）のみであり、親ファンドに係る匿名組合契約の営業者が投資運用業者又は適格機関投資家等特例業務の届出者であること。

(b) 親ファンドに係る匿名組合契約の営業者が、あらかじめ、一定の事項を当局に届け出ていること（その後に、届出事項に変更があった場合は、変更内容を届け出ること）。

⇒ *事業スキーム例については、2（2）②(viii)（30 頁）参照*

⑦ 国内投資家が少数である外国籍組合型ファンドの運用業務に係る特例（定義府令 16 条1項 13 号）

***（対象業務：投資運用業二．）***

外国籍の組合型ファンドのうち、(a)当該ファンドに直接投資する国内投資家（直接出資者）が適格機関投資家*又は適格機関投資家等特例業務の届出者のみ、(b)当該ファンドにファンド・オブ・ファンズ形式で投資を行う国内投資家（間接出資者）が適格機関投資家のみ、(c)直接出資者及び間接出資者の合計数が 10 未満、(d)直接

出資者の拠出する資金がファンド全体の出資額の3分の1以下である場合における、当該海外ファンドの運用業務については、投資運用業(ファンド運用業)の登録は不要です。

＊「適格機関投資家」の範囲については、(参考1)(3)「投資家の区分」(88 頁)を参照ください。

⇒ *事業スキーム例については、2(2)②(ⅱ)(22 頁)、(ix)(32 頁)、④(ⅰ)(40 頁)参照*

**⇒ 参照 URL**

- FAQ (Section 6 Financial Instruments Business Operators, etc. – Foreign Business Operators, Q59)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section06.html#06-59

⑧ プロ向け組合型ファンドの投資勧誘・運用業務に係る特例(適格機関投資家等特例業務)(法 63 条)

***(対象業務:第二種金融商品取引業ロ.、投資運用業ニ.)***

国内投資家が適格機関投資家*1及び 49 名以下の一定の投資家のみである組合型ファンドについて、当該ファンドの業務執行者(無限責任組合員やジェネラルパートナー)が行う運用業務及び私募*2の方法による投資勧誘で、一定の事項について事前に届出を行っている場合は、投資運用業(ファンド運用業)又は第二種金融商品取引業(自己募集等)の登録は不要です。

*1「適格機関投資家」の範囲については、(参考1)(3)「投資家の区分」(88 頁)を参照ください。

*2 組合型ファンド(集団投資スキーム)の「私募」とは、勧誘に応じる投資家が 500 名未満となる投資勧誘をいいます(法2条3項3号、令1条の7の2)。

(注) 適格機関投資家等特例業務については、平成 27 年金融商品取引法の改正により、届出事項・添付書類の拡充、行為規制の拡充、出資者の範囲の限定等の制度変更が行われております。詳細については、下記各リンクを参照ください。

⇒ *事業スキーム例については、2(2)②(ⅱ)(22 頁)、(viii)(30 頁)、(ix)(32 頁)、④(ⅰ)(40 頁)参照*

**⇒ 参照 URL**

- ファンド関連ビジネスを行う方へ (金融庁)
  https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/fund.html
- 平成 27 年金融商品取引法改正等による「適格機関投資家等特例業務」及び「特例投資運用業務」に関する新制度の導入(追加届出の必要等)について (金融庁)
  https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160203-3.html
- 適格機関投資家等特例業務、特例投資運用業務に関する法改正に伴う届出方法の変更について(金融庁)
  https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160203-2.html
- 適格機関投資家等特例業務関係(届出等) (関東財務局)
  https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/kinshotorihou/tokurei.htm

⑨ 災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に行う業務に係る特例(定義府令 16 条1項 17 号)

***(対象業務:第一種金融商品取引業、投資運用業等)***

外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が、災害その他の事由により当該外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合におい

て、承認申請書及び添付書類を金融庁長官に提出し、金融庁長官の承認を受けて期間（3か月以内に限ります。）を限定して当該業務を行うときは、金融商品取引業の登録は不要です（定義府令 16 条1項 17 号、5項、6項）。

(a) 承認申請書（https://www.fsa.go.jp/news/r2/shouken/2020722-1/02-1.pdf）

(b) 添付書類

- 金融商品取引業の登録拒否事由に該当しないこと等を誓約する書面（https://www.fsa.go.jp/news/r2/shouken/2020722-1/02-2.pdf）
- 登記事項証明書に準ずる書面
- 国内における代表者の履歴書
- 外国の当局から許可その他の行政処分を受けていることを証する書面

なお、上記(a)承認申請書及び(b)添付書類は、英語で記載することが可能です（定義府令 16 条7項）。

⇒ **参照 URL**

- 「災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度に関するQ＆A」の公表について
  https://www.fsa.go.jp/news/r2/shouken/2020722-1/2020722-1.html

⑩ 主として海外のプロ投資家（外国法人や一定の資産を有する外国居住の個人）を顧客とするファンドの投資運用業者に係る特例（海外投資家等特例業務）（法 63 条の 8）
***（対象業務：第二種金融商品取引業ロ.、投資運用業ニ.）***

詳細は4（1）（69 頁）をご参照ください。

⑪ 海外において当局による許認可等を受け、海外の顧客資金の運用実績がある投資運用業者（海外の資金のみ運用）に係る特例（移行期間特例業務）（法附則 3 条の 3）
***（対象業務：第一種金融商品取引業イ.、第二種金融商品取引業イ.ロ.、投資運用業ロ.ハ.ニ.）***

詳細は4（2）（70 頁）をご参照ください。

## （3） 投資家の区分

金商法において定められる様々な特例には、その対象となる投資家を、投資に係る知識や経験を有すると考えられる一定の範囲の者に限定しているものが存在します。対象となる投資家の範囲は、特例ごとに異なりますが、主要な投資家区分としては①適格機関投資家、②特定投資家、③適格投資家、④特例業務対象投資家などがあり、それらに含まれる主な具体例は以下のとおりです（詳細は、関連する各規定をご参照ください）。

① 適格機関投資家（定義府令 10 条）

金融商品取引業者（有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る）、投資法人、銀行等の預貯金の受入れを行う金融機関、保険会社、短資業者、資本金5億円以上のベンチャーキャピタル会社で金融庁長官に届出を行った者、投資事業有限責任組合、純資産額 100 億円以上の年金基金で金融庁長官に届出を行った者、運用型信託会社で金融庁長官に届出を行った者、有価証券残高 10 億円以上で金融庁長官に届出を行った者（個人については、有価証券の取引等を行う口座を開設してから1年以上経過している者に限る）、有価証券残高 10 億円以上の組合等の業務執行者で金融庁長官に届出を行った者、有価証券残高 10 億円以上の特定目的会社で金融庁長官に届出を行った者、等

**⇒ 参照 URL**

- 適格機関投資家に関する情報（日本語のみ）
  https://www.fsa.go.jp/common/law/tekikaku/index.html
- FAQ (Section 2 Definitions – Public Offering, Secondary Distribution, etc., Q15)
  https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/section02.html#02-15

② 特定投資家（法2条 31 項、定義府令 23 条）

適格機関投資家、国、日本銀行、特定目的会社、上場会社、資本金5億円以上の株式会社、金融商品取引業者・適格機関投資家等特例業務の届出者である法人、外国法人、等

**⇒ 参照 URL**

- 特定投資家に関する情報（日本語のみ）
  https://www.fsa.go.jp/common/law/tokutei/index.html

③ 適格投資家（法 29 条の5第3項、同条4項、令 15 条の 10 の7、金商業等府令 16 条の6）

適格機関投資家、特定投資家の他、以下の者。

- 特定投資家に準ずる者

  資本金又は純資産が 5,000 万円以上の法人（その関連会社を含む）、投資性資産 100 億円以上の年金基金、投資性資産1億円以上の者（個人については、有価証券の取引等を行う口座を開設してから1年以上経過している者に限る）、金融商品取引業者等や上場会社の関連会社、等
- 関連する適格投資家向け投資運用業者と密接な関係を有する者

  当該適格投資家向け投資運用業者の関連会社、当該適格投資家向け投資運用業者（その関連会社を含む）の役員・使用人又はその親族、当該適格投資家向け投資運用業者の運用業務に係る再委託先、等

④ 特例業務対象投資家（法 63 条1項1号、令 17 条の 12 第1項、金商業等府令 233 条の 2）

国、日本銀行、地方公共団体、金融商品取引業者等、ファンド資産運用等業者、ファンド資産運用等業者の密接関係者、上場会社、資本金又は純資産が 5,000 万円以上の法人、特定目的会社、投資性資産 100 億円以上の年金基金、投資性資産1億円以上の者（個人については、有価証券の取引等を行う口座を開設してから1年以上経過している者に限る）、金融商品取引業者等や上場会社の関連会社、関連する適格機関投資家等特例業務届出者と密接な関係を有する者、等

また、いわゆるベンチャー・ファンド特例の適用を受ける場合には、特例業務対象投資家の範囲は拡大されます（令 17 条の 12 第 2 項）。

（参考2）

# 財務局/財務事務所の連絡窓口

| 本店等を管轄する財務局等 | 担当課 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号<br>FAX 番号 |
|---|---|---|---|---|
| 関東財務局<br>（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野） | ①証券監督第2課<br>〔投資運用業、投資助言・代理業〕<br>②証券監督第1課<br>〔第一種金融商品取引業〕<br>③証券監督第3課<br>〔第二種金融商品取引業、適格機関投資家等特例業務〕 | 〒<br>330-<br>9716 | さいたま市中央区新都心1-1<br>さいたま新都心合同庁舎1号館 | ①証券監督第2課<br>〔投資運用業〕<br>048-600-1296(直通)<br>〔投資助言・代理業〕<br>048-600-1156(直通)<br>②証券監督第1課<br>048-600-1154(直通)<br>③証券監督第3課<br>〔第二種金融商品取引業〕<br>048-600-1293(直通)<br>〔適格機関投資家等特例業務〕<br>048-614-0044(直通) |
| 東京財務事務所 | ①理財第7課<br>〔投資運用業、投資助言・代理業〕<br>②理財第6課<br>〔第一種金融商品取引業〕<br>③理財第8課<br>〔第二種金融商品取引業、適格機関投資家等特例業務〕 | 〒<br>113-<br>8553 | 文京区湯島4-6-15<br>湯島地方合同庁舎 | ①理財第7課<br>03-5842-7145(直通)<br>②理財第6課<br>03-5842-7016(直通)<br>③理財第8課<br>〔第二種金融商品取引業〕<br>03-6852-8316(直通)<br>〔適格機関投資家等特例業務〕<br>03-6682-3824(直通) |
| 近畿財務局 | 証券監督第2課 | 〒<br>540-<br>8550 | 大阪市中央区大手前4丁目1－76<br>大阪合同庁舎4号館 | 06-6949-6257(直通) |
| 東海財務局 | 証券監督課 | 〒<br>460-<br>8521 | 名古屋市中区三の丸3－3－1 | 052-951-2498(直通) |
| 北海道財務局 | 金融監督第3課 | 〒<br>060-<br>8579 | 札幌市北区北8条西2丁目<br>札幌第1合同庁舎 | 011-709-2311(代表) |
| 東北財務局 | 金融監督第3課 | 〒<br>980-<br>8436 | 仙台市青葉区本町3-3-1<br>仙台合同庁舎 | 022-263-1111(代表) |

| 本店等を管轄する財務局等 | 担当課 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号<br>FAX 番号 |
|---|---|---|---|---|
| 北陸財務局 | 金融監督第1課 | 〒921-8508 | 金沢市新神田4丁目3番 10 号<br>金沢新神田合同庁舎 | 076-292-7855(直通) |
| 中国財務局 | 金融監督第3課 | 〒730-8520 | 広島市中区上八丁堀6-30<br>広島合同庁舎 4号館 | 082-221-9221(代表) |
| 四国財務局 | 金融監督第1課 | 〒760-8550 | 高松市サンポート3番 33 号 | 087-811-7780(代表) |
| 九州財務局 | 金融監督第3課 | 〒860-8585 | 熊本市西区春日2丁目 10 番1号<br>熊本地方合同庁舎 | 096-206-9764(直通) |
| 福岡財務支局 | 金融監督第3課 | 〒812-0013 | 福岡市博多区博多駅東2丁目 11 番1号<br>福岡合同庁舎4階 | 092-412-3011(直通) |
| 沖縄総合事務局 | 金融監督第2課 | 〒900-0006 | 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号<br>那覇第2地方合同庁舎2号館 | 098-866-0098(直通) |

（参考3）

# 参考リンク集

① 法令

- 金融商品取引法[金商法・法]
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323AC0000000025
- 金融商品取引法施行令[令]
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340CO0000000321
- 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令[定義府令]
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=405M50000040014
- 金融商品取引業等に関する内閣府令[金商業等府令]
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=419M60000002052
- 投資信託及び投資法人に関する法律[投信法]
  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326AC1000000198
- 外国為替及び外国貿易法[外為法]
  https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000228

② 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針[監督指針]
https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/index.html

③ 投資運用関係業務受託業者向けの監督指針
https://www.fsa.go.jp//common/law/guide/im-rs/index.html

④ 資産運用会社及びフィンテック企業のための登録ガイドブック （東京都）（英語のみ）
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/gfct/initiatives/business-and-living/guidebook/

⑤ FAQ on Financial Instruments and Exchange Act （金融庁）（英語のみ）[FAQ]
https://www.fsa.go.jp/en/laws_regulations/faq_on_fiea/index.html

⑥ ファンド関連ビジネスを行う方へ （金融庁）
https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/fund.html

⑦ 高速取引行為を行うみなさまへ （金融庁）
https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/hst/index.html

⑧ 拠点開設サポートオフィス （金融庁・財務局）
https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html

⑨ 金融ワンストップ支援サービス （東京都）
https://www.startup-support.metro.tokyo.lg.jp/for_foreign/financial_support/jp/

⑩ Global Business Support （福岡市）

https://financialcity.fukuoka.jp/en/finance.html

⑪ 国際金融ワンストップサポートセンター大阪（大阪府、大阪市）

https://global-financial-city-osaka.jp/onestop/

⑫ 札幌海外企業受入ワンストップ窓口（札幌市）

https://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/step.html

⑬ 対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）（独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ））

https://www.jetro.go.jp/invest/jetros_support/ibsc/

⑭ 金融商品取引法制について （関東財務局）（日本語のみ）

https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/kinshotorihou/mokuji.htm

⑮ 金融商品取引業者登録一覧

https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kinyushohin.pdf

⑯ 自主規制機関（金融商品取引業協会）

- 日本証券業協会

  https://www.jsda.or.jp/
- 一般社団法人資産運用業協会

  https://www.imaj.or.jp/
- 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

  https://www.t2fifa.or.jp/
- 一般社団法人金融先物取引業協会

  https://www.ffaj.or.jp/

⑰ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

https://www.finmac.or.jp/

⑱ 不動産投資顧問業について （国土交通省）（日本語のみ）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000262.html

（注） **上記各リンクを含め、本ガイドブック記載のリンク先ウェブページに含まれる情報は、全ての法令改正の内容が反映されていない等、最新の情報ではない可能性があります。**

**【改訂履歴】**

| 版 | 項目 | ページ | 主な改訂内容 |
|---|---|---|---|
| Ver. 1.0<br>（2020/1/10） | － | － | 新規作成 |
| Ver. 3.5<br>（2022/6/30） | ４ | 73 | 特定投資家の要件の弾力化等に伴う、海外投資家等特例業務における海外投資家等の範囲の変更を反映 |
| Ver. 3.6<br>（2022/8/9） | ３（２）② | 66 | 人的構成の参考例に追記 |
| Ver. 3.7<br>（2022/10/31） | ３（１）② | 50 | 英語での登録手続が可能となる対象業種の拡大に伴い、対象となる業に追記 |
| Ver. 3.8<br>（2025/3/6） | ２（２）② | 36 | 資産の運用に関する業務（自己の組成したファンドの投資勧誘を含む）を行う場合の事例を追記 |
| Ver. 4.0<br>（2025/7/23） | ２（２）②④、３（１）①②④、３（２）、４（３） | 20,28,41,45,46,48,53,58,65,74 | 投資運用関係業務受託業及び非上場有価証券特例仲介等業務の創設に伴う、登録要件の変更を反映 |